

久留米市城島保健福祉センター

# 管理運営業務仕様書

令和6年6月

久留米市

健康福祉部 保健所地域保健課

# 目 次

1	目的	1
2	施設の管理運営に関する基本方針	1
3	指定期間	1
4	建物及び施設概要	1
5	開館時間及び休館日	1
	(1) 開館時間及び休館日	
	(2) 開館時間等の伸縮及び変更	
6	管理運営に関する経費	2
7	関係法令等の遵守	2
8	施設の使用に関する業務	2
	(1) 施設使用の受付、案内等業務	
	(2) 施設使用に係る利用料金の徴収等に関する業務	
	(3) 施設の使用調整に関する業務	
9	施設の管理・運営に関する業務	4
	(1) 施設・設備の維持管理及び修繕に関する業務	
	(2) 物品等の管理に関する業務	
	(3) 行政財産の目的外使用	
	(4) 広報に関する業務	
	(5) 事業の実施に関する業務	
	(6) 防災・緊急対応に関する業務	
	(7) その他の業務	
	(8) 職員の配置等	
10	モニタリング等に関する事項	8
	(1) モニタリングの実施	
	(2) モニタリング等の実施時期及びその対応	
11	研修等の実施	9
12	監査に関する事項	9
13	事務引継等	9

(1) 事前準備	
(2) 指定期間の満了	
14 個人情報保護	10
15 情報公開	10
16 行政手続条例の適用	10
17 委託に関する事項	10
18 指定管理者の責任の明確化	10
(1) リスク分担	
(2) 損害賠償保険の加入	
(3) 負担について	
19 指定管理者に対する指定の取消し等	11
20 協定の締結	11
(1) 基本協定書の内容	
(2) 年度協定の内容	
(3) 提出書類	
21 業務報告等	12
(1) 毎年度終了後に提出する報告書類	
(2) 毎月終了後に提出する報告書類	
(3) 事業計画書の提出	
22 業務報告の聴取等	12
23 障害者差別の禁止	12
24 環境への配慮	12
25 暴力団排除措置	12
26 会計処理	13
27 災害対応	13
28 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録	13

29	その他の留意事項	13
(1)	事務室等の使用等	
(2)	市との調整	
(3)	市の保健師等との協働	
(4)	実施状況報告書及びアンケート等の活用	

30	その他	13
----	-----	----

#### 別紙

- 別紙1・・・特記基準書
- 別紙2・・・貸与備品・消耗品リスト
- 別紙3・・・リスク分担表
- 別紙4・・・平面図
- 別紙5・・・主な市の事業の状況等

#### 別添

- 久留米市 指定管理者制度モニタリングマニュアル

# 久留米市城島保健福祉センター管理運営業務仕様書

## 1 目的

この仕様書は、久留米市城島保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）の管理運営業務（以下「本業務」という。）の範囲と管理の基準について定めることを目的とする。

## 2 施設の管理運営に関する基本方針

- (1) 久留米市城島保健福祉センター施設条例（以下「条例」という。）第1条に掲げる市民の健康づくり及び保健福祉の向上に関する施策を推進するとともに、市民の主体的な健康づくり及び生きがいづくりの支援に資するためという施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- (2) 本業務の遂行に係る法律や条例等の内容を十分理解・遵守して、管理運営を行うこと。
- (3) 施設が公の施設であることを念頭に置き、特定の個人や団体及びグループに対して有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと。
- (4) サービス水準の維持向上に努め、安定的かつ継続的なサービスの提供がなされるよう管理運営を行うこと。
- (5) 利用者や地域住民の声を常に把握し、施設の管理運営に反映させること。
- (6) 効率的かつ効果的な施設の管理運営を行い、経費の削減に努めること。
- (7) 適用される関係法令等を遵守し、安全管理及び衛生管理の徹底を図り、常に市民が安心してかつ快適に施設を使用できるよう管理運営を行うこと。
- (8) 本業務において取り扱う個人情報保護を徹底すること。
- (9) 節電・節水、ごみの減量、CO<sub>2</sub>削減等、環境に配慮した施設の管理運営に努めること。

## 3 指定期間

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。

## 4 建物及び施設概要

- (1) 名称 久留米市城島保健福祉センター（城島げんきかん）
- (2) 場所 久留米市城島町檜津739番地1
- (3) 敷地面積 3,872 m<sup>2</sup>
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造3階建（2,996.39 m<sup>2</sup>）
- (5) 施設概要 会議室、健康フロア、調理実習室、和室研修室、創作室、交流サロントレーニング室、歩行プール（以下「プール」という。）

## 5 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間及び休館日
  - ① 開館時間：火曜～土曜日 午前9時から午後9時まで  
：日曜日・休日※ 午前9時から午後5時まで
  - ② 休館日：毎週月曜日（休日の場合はその翌日）  
12月29日から翌年の1月3日までの日

※ 国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(2) 開館時間等の伸縮及び変更

指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ久留米市（以下「市」という。）の承認を得て、開館時間及び休館日を伸縮し、又は変更することができる。また、市が特に必要と判断するときは、開館時間及び休館日を伸縮し又は変更を依頼することがある。

## 6 管理運営に関する経費

(1) 施設利用料金は指定管理者の収入とし、管理運営に係わる経費の一部とする。

(2) 市より支払う経費は、保健福祉センターの管理運営に係わる市の予算の範囲内で、指定管理者の提出した事業計画の収支の差引額を限度とする。

## 7 関係法令等の遵守

指定管理者は、本業務の内容及び公共性を十分認識したうえで、施設の運営、維持管理を十分に達成できるように、仕様書、協定書、次の各項に掲げる条例、規則その他関係法令等に基づき、安全かつ能率的に業務を履行しなければならない。

なお、指定期間中に法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

(1) 地方自治法

(2) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

(3) 久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

(4) 久留米市城島保健福祉センター条例

(5) 久留米市城島保健福祉センター条例施行規則（以下「施行規則」という。）

(6) 個人情報保護に関する法律

(7) 久留米市情報公開条例

(8) 久留米市行政手續条例

(9) 久留米市暴力団排除条例

(10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(11) 久留米市障害を理由とする差別をなくす条例

(12) 労働関係法令等

## 8 施設の使用に関する業務

(1) 施設使用の受付、案内等業務

① 受付業務

ア 条例及び施行規則に基づき、次の業務を行うこと。

(ア) 条例に規定する施設の使用（使用変更を含む。）の許可・不許可、利用料金の減免決定及び許可に際しての条件の付記

(イ) 使用中止届の受理

(ウ) 施設毀損届の受理

イ 久留米市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）の運用

施設の受付、使用許可及び取消し、領収書発行等に関する業務を行う際には、予約システムを利用して業務を行うこと（ただし、市と協議した結果、予約システムを利用しないと認めた業務を除く。）。

また、情報セキュリティやデータ保護、個人情報の保護等を徹底し、安全かつ適切な運用を行うこと。

なお、予約システムにアクセスするためのインターネット環境と端末は、指定管理者の負担により準備すること。

(ア) 予約システムを利用して行う業務

予約管理	○予約に関する業務を行うための機能 ・空き状況のインターネット上への公開 ・施設の予約	・空き状況照会 ・施設使用申請
請求処理	○利用料金の金額確定及び請求に関する機能 ・金額確定 ・利用料金返還処理	・利用料金計算 ・領収書作成等
利用者管理	○施設の使用に関する管理機能	・予約情報一覧 ・利用者情報一覧等
実績管理	○使用や料金等の実績に関する機能	・利用実績データ ・利用料金実績データ等

(イ) 予約システムを利用するにあたっての注意事項

a 予約システムに使用するパソコン機器等について、パソコンに関する情報を事前に市に報告すること。

なお、使用する機器に変更（新規・撤去を含む）が生じた場合も同様とする。

b 予約システムに使用するパソコン機器等の施設からの持ち出しを禁止する。指定管理期間満了に伴い、機器の撤去を行う場合は、市の指示に従うこと。

c 指定管理者及び業務に従事する者（職員等）は、市が使用を許可した予約システムデータ（利用者登録情報等、媒体は問わない。）の全部又は一部を許可無く複写・複製してはならない。

d 業務に従事する者（職員等）に、職員区分に応じた職員ID及びパスワードを付与する。そのため、指定管理者は、採用・退職等の職員の異動が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。

e 指定管理者の交代時においては、新指定管理者に対し、予約システム操作研修を実施すること。

ウ 月次報告及び年度報告において必要となる個人利用者の登録者数、部屋毎の利用者数及び稼働率を把握するためのシステムが必要な場合は、指定管理者にて準備すること。

② 施設案内、利用者等への指導業務

ア 問合せ、施設見学等の対応

電話での問合せ、施設見学、施設の使用案内などについて、利用者等の立場に立って適切な対応を行うこと。

イ 利用者等への指導

(ア) 施設内の巡視を適切に行い、不適当な使用者や条例で定める禁止行為をした者があった場合は、直ちにこれを制止し、施設内の秩序の維持を図るとともに、他の使用者の安全かつ快適な施設使用を確保すること。また、施設の利用者に対しては、事前に使用上の注意事項等の説明を行うとともに事後の点検を行い、必要に応じ、整理整頓等の指示、指導を行うこと。

(イ) トレーニング室・プールの指導に関する業務について、専門的な知識を持った指導者を配置

し、使用者に対し、適切な指導・助言を行うとともに、器具の日常点検、安全確保に努めること。

(ウ) 条例に規定する禁止行為や制限行為について適切に指導すること。

(エ) 施設の使用にかかる準備、撤去等の作業時又は使用時の音響、騒音等で他の使用者や周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。

(オ) 施設の使用が終了したとき、又は使用の中止を命ぜられたとき、若しくは使用の許可を取消されたときは、当該使用者に対し、直ちに施設を原状に回復するよう指導すること。

## (2) 施設使用に係る利用料金の徴収等に関する業務

### ① 利用料金の設定・徴収

ア 指定管理者は、条例に規定する額の範囲内で、市の承認を得た額を施設の利用料金として定め使用者から徴収し、必要に応じて領収書を指定管理者名にて発行すること。

なお、指定管理者による事業等に係る参加料金等については、別途指定管理者が定め、徴収することができる。

イ 利用料金は条例に基づき、指定管理者の収入として収受する。

ただし、指定期間前に現指定管理者が指定期間内（令和7年4月以降）の利用料金を収受した場合は現指定管理者の収入とし、指定期間終了前に指定期間終了後（令和12年4月以降）の利用料金を指定管理者が収受した場合は、当該指定管理者の収入とする。

### ② 利用料金の減額又は免除

利用料金の減額又は免除の申請があった場合は、条例、施行規則及び市が別に定める基準に基づき、申請に対する決定を行うこと。

なお、減額又は免除した利用料金相当分について、市からの補填はしない。

ア 利用料金の返還

利用料金の返還については、条例及び施行規則の規定に基づき行うこと。

イ 回数券の発行

回数券については、条例に基づき発行することができる。ただし、利用期限を設けないこと。

なお、指定期間前までに発行された回数券は、引き続き指定期間内においても使用できるものとする。

## (3) 施設の使用調整に関する業務

### ① 関係機関との連絡調整

円滑な施設運営を行うため、市、各サークル団体及びその他関係機関等との連絡調整を図ること。

### ② 施設使用以外の駐車場使用に関する業務

施設以外の周辺施設等で行われる行事、イベントにおいて施設の駐車場の使用希望があった場合、使用の許可・不許可については、市と協議して決定すること。

使用を許可した場合においては、施設使用に支障がないよう、使用を許可したものに指示、助言を行うこと。

## 9 施設の管理・運営に関する業務

### (1) 施設・施設設備の維持管理及び修繕に関する業務

指定管理者は、施設を安全かつ良好な環境で使用者に提供できるよう必要な点検を行い、維持していくこと。なお、施設の管理運営に係るマニュアル等を作成する場合は、市と協議すること。

#### ① 施設・施設設備の維持管理

施設の維持管理に関する業務は次のとおりとし、業務内容の詳細については「別紙1 特記基準書」のとおりとする。

- ア 機械警備に関する業務
- イ 自家用電気工作物保安に関する業務
- ウ 清掃に関する業務
- エ 設備機器保守点検に関する業務
- オ ガスマイクロコージェネに関する業務
- カ 自動ドア保守点検に関する業務
- キ 消毒に関する業務
- ク 消防設備保守点検に関する業務
- ケ 防火対象物定期点検に関する業務
- コ エレベーター保守点検に関する業務
- サ プール水質検査に関する業務
- シ 電話交換設備保守点検に関する業務
- ス 電位治療器保守点検に関する業務
- セ 樹木管理に関する業務
- ソ トレーニング機器保守点検に関する業務
- タ 自動券売機器保守点検に関する業務
- チ 非常用発電機保守点検に関する業務
- ツ 太陽光発電設備保守点検に関する業務
- テ げんきかんだより等配送に関する業務
- ト 賃貸借（玄関マット・観葉植物）に関する業務
- ナ 雨水貯留施設に関する業務

## ② 施設・設備の修繕

- ア 施設・設備は、保健福祉センターの使用に支障をきたさないよう、正常に保持し、適正、安全な使用に供するよう日常的な保守点検を行い、必要に応じて補修・修繕や部品交換を行うこと。
- イ 大規模な修繕、改造、改築は、原則として市が実施するが、小規模なもの、突発的なものについては指定管理者が行うものとする。
- ウ 見積額1件が30万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとする。  
なお、年度内において修繕実績額が150万円を超えると見込まれるときは、市と協議することができる。
- エ 修繕した施設・設備は全て市に帰属する。

## ③ プールの水質管理

- ア 使用者が安全快適かつ衛生的に使用できるよう、プール水を水質基準で定める状態に維持するため、プールの水質基準及び維持管理基準は、遊泳用プールの衛生基準について（平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知）並びに福岡県プール衛生指導要綱の水質基準及び維持管理基準とする。
- イ 水質基準を維持するための薬品投入は適正に行うこととし、投入薬品は事前に市の許可を得ること。また、プール内の清掃を適切な時期に年3回以上行うこと。

## (2) 物品等の管理に関する業務

## ① 備品・消耗品の取扱い

ア 別紙2「貸与備品・消耗品リスト」に記載されている備品・消耗品は、指定管理者に無償で貸与するものとし、指定管理者はこれを善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。

イ 備品台帳に即して年度末に備品の点検を行い、その結果を、次年度4月末までに市に備品台帳の提出をもって報告すること。

ウ 指定管理者が管理運営業務に必要な備品を購入するときは、あらかじめ市と協議のうえ、購入するようにすること。

エ 備品については市の所有物とする。ただし、あらかじめ市と協議し承認を得たものについては指定管理者の所有物とすることができる。

### (ア) 市の所有物となる備品の例

- ・指定管理者が市から貸与された備品を更新するために購入する備品
- ・上記以外のもので、指定管理者がもっぱら使用者の利便性向上のために購入する備品（施設の付帯備品となる机・イス、案内板、照明器具など）

### (イ) 指定管理者の所有となる備品の例

- ・事務室で使用するパソコン、プリンター、金庫、書庫など

オ 経年劣化等による備品の更新は指定管理者が負担することとする。ただし、高額な備品の更新については、市と協議することができる。

カ 指定管理者の故意又は過失により毀損又は滅失した備品の補充については、指定管理者が負担することとする。

キ 市の所有となる備品を購入した場合は、速やかに市に報告すること。

ク 別紙2「貸与備品・消耗品リスト」に記載されている消耗品については、必要に応じて補充すること。なお指定管理期間終了時点で現に使用中の消耗品については、市に引き継ぐものとするが、それ以外は指定管理者の所有物とする。

ケ 物品等の調達等を行う場合は、久留米市内の企業等の積極的な活用に努めること。  
めること。

## ② トレーニング機器等の取扱い

ア トレーニング室に設置している機器（トレーニングマシン）の一部は、現指定管理者が導入したリース物品であるため、次期指定管理者は同等程度の機器を調達すること。その際、設置する機器の種類等については、サービス低下にならないように配慮すること。

## (3) 行政財産の目的外使用

施設（行政財産）の目的外使用については、施設の設置目的を損なわない範囲内とし、指定管理者は、事前に市の許可を得ること。なお、自動販売機や売店等を設置することにより建物の一部を占有する場合は、市へ行政財産使用料を納付すること。

なお、自動販売機1台については、福祉団体が設置する。

## (4) 広報に関する業務

① 指定管理者は、施設のPRを一層進めるため、市のホームページとリンクする方法で、独自のサイトを立ち上げ、分かりやすいコンテンツを制作するなど、情報提供および健康づくりに関する情報発信について積極的に努めること。

② 紙媒体の施設紹介パンフレット（利用料金資料同梱）を作成し、施設に設置するとともに、利用者拡大を図るため、地域や団体等に配布できるよう一定の在庫を確保すること。

③ 施設のPRのため、広報紙「げんきかんだより」を作成し、市が指定する方法により配布するこ

と。

(5) 事業の実施に関する業務

指定管理者が行う事業は下記のとおりである。

なお、その際は定期的に使用しているサークル団体の活動に支障がでないよう一定配慮すること。

① 啓発事業

市民の健康づくりに対する意識の向上や施設使用のPRを行うため、年に1回以上、啓発イベント等を開催すること。

② 企画事業

ア 施設の機能や設備等を活用し、施設の設置目的を達成するための事業(企画事業)については、応募時の提案(管理運営業務計画書)及びこれに基づき作成する年度ごとの事業計画書に従い、適切かつ効果的に実施すること。

イ 提案する企画事業については、現在、現指定管理者が実施している無料運動教室等の健康づくり事業(別紙5を参照)の水準・規模を確保するものとし、「食と栄養」に関する事業についても積極的に取り組み、「運動」に関する事業とのバランスを図ること。

③ 自主事業

上記①及び②の事業のほか、市と協議の上、施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。

(6) 防災・緊急対応に関する業務

① 地震、火災、風水害等の災害及び人身事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、行動マニュアルを定めるとともに、日頃から訓練を行い、使用者や職員等の安全確保を図ること。

② 消防法に基づき、年に2回以上の消火・消防等必要な訓練(救急法AED講習含む。)を行うこと。

③ 施設の利用者の急な傷病等に適切に対応できるよう、近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

④ 災害等の緊急事態が発生した場合には、被害が最小になるように迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告すること。

⑤ 保健福祉センターは災害時における避難場所に市が指定しているため、市から避難所開設等の要請があったときは、施設及び物品等を提供すること。

(7) その他の業務

その他の本業務に係る業務は、指定管理者が実施するものとする。

(8) 職員の配置等

① 配置基準

次の基準に基づき、本業務の遂行に支障がないよう職員を配置するとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応が行えるよう体制を整備すること。

ア 施設には常勤の管理責任者を配置すること。

イ 開館時間内は、トレーニング室・プールの受付及び事務室にそれぞれ常時職員を配置し、うち1名は、情報機器(パソコン等)などに対応できる職員であること。

ウ 施設に防火管理者(甲種)の資格を有する職員を配置すること。

エ プール内の監視及びトレーニング室の指導については、それぞれ常時1名以上の体制を維持すること。

オ プール及びトレーニング室の運動指導にあたる従事者は、健康運動指導士など運動に関する専

門的な識見を有するものとする。

カ 開館時間内は、普通救命講習（AED使用法が含まれるもの）等を修了した職員を常時1名以上配置すること。

## ② 管理責任者の職務

管理責任者の職務は次のとおりとする。

ア 施設の効率的、効果的な管理運営を安定的に行うこと。

イ 市と指定管理者間の調整に関すること。

ウ 現場における職員の指揮監督に関すること。

エ 職員の知識、技術、マナーの向上に努めること。

オ 事故・労働災害の防止に努めること。

カ 各種報告書の提出

キ その他指示事項に対する処置及び報告等

## ③ 衛生管理担当者の選任

管理責任者は、衛生管理担当者を選任（管理責任者の兼務可）すること。衛生管理担当者の選任に当たっては、公的な機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講したものとすること。

また、衛生管理担当者は、プールの衛生及び管理の実務を担当するものとし、水質に関する基本的知識及びプール水の浄化消毒についての知識等を有し、プール管理のための施設の維持、水質浄化装置の運転管理、その他施設の日常の衛生管理に当たること。

なお、その際は、管理責任者、プール監視員と協力して、プールの安全管理に当たること。

## ④ プール監視員の職務

ア プール監視員は、プール使用者が安全に使用できるよう、プール使用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行うこと。

イ プール監視員は、公的な機関や公益法人等が実施する救命講習等を受けた者とする。

# 10 モニタリング等に関する事項

## (1) モニタリングの実施

モニタリングは、指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、施行規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認すると同時に、市が示したサービス水準を満たしているかを監視するものである。

モニタリングの内容は次のとおりとする。

### ① 業務の履行状況の確認

ア 事業、業務の履行状況

(ア) 開館状況、利用統計 など

イ 施設の維持管理状況

(ア) 環境衛生業務、備品管理業務 など

### ② サービスの質に関する確認

ア 基本的事項

(ア) 職員の接客態度、広報の実施状況 など

イ 運營業務

(ア) 予約、使用許可の状況、クレームへの対応状況 など

③ サービス提供の安定性に関する確認

ア 通常サービス

(ア) 収入支出の計画及び実績 など

イ 自主事業

(ア) 自主事業毎の収入支出の計画及び実績

④ 利用者の満足度に関する確認

ア 利用者アンケート等による満足度調査 など

(2) モニタリング等の実施時期及びその対応

市は、指定管理者により適切かつ確実なサービスが実施されているか確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングは、指定管理者から以下の報告書類、その他市が要求する資料等の提出を受け、年度毎に業務の評価を実施する。

① 報告事項

ア 四半期毎の報告事項

利用者の満足度に関する報告事項を除くすべての項目については、別添「久留米市 指定管理者制度モニタリングマニュアル」により各四半期が終了後、2週間以内に報告を行うこと。

イ 年度別の報告事項

モニタリング項目の全項目とし、年度終了後2ヶ月以内とする。ただし、指定管理者の指定を取り消されたときは、当該日より1ヶ月以内に、取り消された日までに係る年度別の報告を行うこと。

ウ 利用者満足度調査

利用者の声を積極的に把握し、年度毎に利用者満足度の調査を実施、報告を行うこと。

② 実地調査等

市は、指定管理者からの報告等に基づき、実地調査等を行う。

③ 是正の指示

モニタリングにより事業内容に改善の必要が認められる場合は、市は必要に応じて立ち入り調査や事情聴取、又は協議を行い、指定管理者に対して業務の改善、是正等の措置を講じるよう指示する。

## 1.1 研修等の実施

職員に対して業務上必要とされる研修を実施し、本業務の実施に支障が及ばないよう万全を期すとともに、人権問題や個人情報保護に関する認識を深める研修を行い、公の施設の管理運営に携わる職員としての資質の向上を図ること。また、職員には常に清潔な服装をさせ、名札を着用させること。

## 1.2 監査に関する事項

市又は久留米市監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う本業務に係る出納その他の事務について監査委員による監査や包括外部監査及び個別外部監査を行うことができる（地方自治法第199条第7項）。

## 1.3 事務引継等

(1) 事前準備

- ① 指定管理業務開始前において、市及び現指定管理者から業務引継ぎを受け、本業務に必要な資格者及び人材を確保し、業務従事予定者に対して必要な研修等を行い、業務を習得させること。
- ② 指定管理者の負担で準備する備品、消耗品類その他本業務の実施に必要な物品等の調達、必要書類作成、各種印刷物作成等を漏れなく行うこと。
- ③ 事前準備に係る費用については、指定管理者の負担とする。

#### (2) 指定期間の満了

- ① 指定期間の満了に際しては、必要な事項を記載した業務引継書等を作成し、市又は市が指定する者に対し、速やかに業務引継ぎ（保管文書の引継ぎを含む。）を行うこと。
- ② 市以外のものとの間で業務引継ぎを行う場合においては、双方で業務引継ぎの完了を示す書面を取り交わし、その写しを市に提出すること。
- ③ 備品等については、市又は市が指定するものに対し引き継がなければならない。ただし、指定管理者が購入又は調達した指定管理者の所有となる備品等は、指定管理者の責任で撤去すること。
- ④ トレーニング室及び歩行プールの個人利用者等に関する個人情報について、現在の施設管理運営業務受託者が次期指定管理者に選定されなかった、若しくは、応募しなかった場合は、個人情報漏洩等が発生しないよう消去及び廃棄を行わなければならない。

### 1 4 個人情報の保護

指定管理者は、施設の管理を行うにあたって保有する個人情報の適正管理に関して、個人情報の保護に関する法律第66条の規定により適正に維持管理を行うこと。また、市との協定において、市から使用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じること。

### 1 5 情報公開

指定管理者は、情報公開に関して久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）第23条第2項の規定により、保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めること。また、市との協定において、市から本業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じること。

### 1 6 行政手続条例の適用

指定管理者は、許可、不許可その他処分を行う行政庁に該当するため、久留米市行政手続条例（平成8年久留米市条例第24号）の適用を受ける。

### 1 7 委託に関する事項

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、清掃、警備等の業務について、あらかじめ市の承認を得た場合はこの限りではない。

### 1 8 指定管理者の責任の明確化

#### (1) リスク分担

基本協定・年度協定によって、施設管理及び事業運営に係るリスクの負担区分を明確にして不測の事態に備えること。また、適切に対処して混乱を防ぐとともに、円滑な管理運営を行うこと（別紙3「リスク分担表」のとおり）。

#### (2) 損害賠償保険の加入

市に施設設置者として瑕疵があった場合は、市が損害賠償責任を負うこととなる。一方で、その損

害が指定管理者の責任に起因したものについては、指定管理者が市又は第三者に対してその損害賠償責任を負うことになるので、指定管理者の負担により損害賠償保険に加入しなければならないものとする。なお、火災保険については市が加入する。

### (3) 負担について

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、市の負担とする。

イ 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とする。

## 19 指定管理者に対する指定の取消し等

市は、指定管理者による本業務の継続が困難になった場合、又はモニタリングを通じて業務改善、是正等の指示に従わなかった場合などについては、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。この場合、指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、指定管理者が賠償の責めを負う。

## 20 協定の締結

指定管理者としての指定議案が議決されたときは、市は指定の通知を行い、その後、市と指定管理者は、次の事項について基本協定を締結するものとする。

この場合、指定期間を通じての基本的事項を定めた基本協定を結び、年度毎の指定管理料に関する事項等を定めた年度協定を締結することとする。

また、市又は指定管理者において協定の改定が必要と認める場合は協議することができる。

### (1) 基本協定書の内容

- ① 目的
- ② 指定期間及び協定期間
- ③ 業務の範囲に関する事項
- ④ 権利譲渡及び再委託の禁止
- ⑤ 事業計画及び事業報告に関する事項（モニタリングを含む）
- ⑥ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ⑦ 個人情報保護及び情報公開に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び業務停止に関する事項
- ⑨ 損害賠償義務に関する事項
- ⑩ その他

### (2) 年度協定の内容

- ① 目的及び業務内容
- ② 協定期間
- ③ 指定管理料及び指定管理料の請求、支払い
- ④ モニタリング
- ⑤ 疑義等の決定

### (3) 提出書類

管理者は基本協定締結後、次の書類を提出しなければならない。

- ① 管理責任者選任届

- ② 衛生管理担当者選任届
- ③ 業務従事者名簿（経歴、資格を含む）
- ④ 職務分担表（配置計画、シフト表）
- ⑤ 緊急時の体制マニュアル（緊急連絡体制表（市への報告方法を含む）非常時出動体制表など）
- ⑥ 各種規程及び各種マニュアル
- ⑦ 事業計画書及び事業詳細
- ⑧ その他市が指示する書類

## 2.1 業務報告等

指定管理者は、市が指定する期日までに、以下の報告書類を協定で定めるところにより提出するほか、市が要求する報告書類については、適宜提出すること。

### (1) 毎年度終了後に提出する報告書類

- ① 事業報告書
- ② 施設利用統計
- ③ 利用料金統計
- ④ 減免集計
- ⑤ 当該年度の団体の経営状況を説明する書類（収支（損益）計算書、貸借対照表等）
- ⑥ その他市が必要とする書類

### (2) 毎月終了後に提出する報告書類

当該月の管理業務の実施状況報告書（施設利用統計、利用料金統計、減免集計等）

### (3) 事業計画書の提出

市が指定する期日までに、次年度に予定する事業計画書を作成し市に提出すること。なお、当初に提出した事業計画に変更がある場合には、事前に市と協議すること。

## 2.2 業務報告の聴取等

市は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況に関し、報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示を行う（久留米市公の施設の指定管理者の指定制の手続等に関する条例第8条）。

## 2.3 障害者差別の禁止

指定管理者は、業務の実施にあたっては、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

## 2.4 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施にあたっては、省エネルギー、省資源及び廃棄物の減量等の環境への負担の低減に努めること。

## 2.5 暴力団排除措置

指定管理者は、保健福祉センターの運営に関して妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

## 26 会計処理

市は、適正な会計処理の実施のため、指定管理者に対して、次の事項を求め、その状況について、実施調査等により定期的に確認するものとする。

- (1) 施設の管理運営に係る収支について会計上、指定管理者の他の事業の収支と明確に区別すること。
- (2) 必要な会計書類等（会計帳簿、決裁書、契約書、請求書、領収書、通帳等）を、保存年限を定めて適切に整備、保管すること。
- (3) 会計処理にかかるルールを明確に定めること。
- (4) 会計処理にかかる組織的なチェック体制を構築すること（複数名によるチェック、決裁手続、会計監査など）。

## 27 災害対応

緊急事態、非常事態、不測の事態については、遅滞なく適切な対応をすること。

## 28 適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため、適格請求書（インボイス）の発行事業者の登録を行うこと。また、適格請求書（インボイス）の発行に伴い、発行したインボイスの保存等の事務に対応すること。

## 29 その他の留意事項

### (1) 事務室等の使用等

指定管理者が業務遂行上必要とする施設（事務室等）は、指定期間中無償で使用させる。ただし、損傷を与えた場合は、指定管理者の責任で弁償しなければならない。

また、使用にあたっては、節水、節電に努めなければならない。

### (2) 市との調整

市が主催する事業その他公益性の高い事業の実施に関し、市から施設使用の要請があった場合は、当該事業を優先的かつ円滑に実施できるよう、施設の使用調整を行うこととし、市が情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議等を開催する場合、指定管理者は必ず参加すること。

### (3) 市の保健師等との協働

地域の健康づくりや健康課題等の克服のため、市民、地域団体、地域資源及び市の地区担当保健師等と協働・連携し、地域保健活動に協力すること。

### (4) 実施状況報告書及びアンケート等の活用

指定管理者は、毎月報告する実施状況報告書及びアンケート等を活用し、利用者数の増減の原因の把握、利用者のニーズの収集、分析を行うなど、施設利用満足度の向上に努めなければならない。

## 30 その他

その他、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、市及び指定管理者の双方で協議を行い決定するものとする。

# 久留米市城島保健福祉センター

## 別紙 1 特記基準書

施設・設備の維持管理に関する業務について、業務内容の詳細については以下のとおりとする。

なお、この特記基準書に定めのない事項については、市と協議するものとする。

## ア. 機械警備に関する業務

### 1. 業務の概要

#### (1) 機械警備業務

警備対象物件に警報機器を設置し、各警報器機のセンサーはオン・オフを設定できるものとし、警報機器の状態は常時確認できるものとする。また、異常事態に対しては、緊急出動を行い、必要な処置を行うこと。

#### (2) 火災監視業務

市によりすでに設置された自動火災報知器により信号を移報することにより、自動火災報知設備の作動時は、火災信号を受信するとともに、初期消火等必要な措置を行い、必要に応じ消防機関への通報を行うものとする。

### 2. 通信回線及び警報機器

異常事態を通知するために必要な通信回線は、市の加入回線を利用する。ただし、断線状態に対する通信確保のための措置を講じること。

警報機器の設置箇所・数量等は平面図等を参考に作成する警備計画書に基づき、速やかに設置すること。なお、関係機器の設置及び撤去にかかる費用については指定管理者の負担とし、指定期間中その機能を常に正常に作動させること。

やむを得ない事由により、警備開始日までに機器の設置が完了できない場合には、人的警備により対応すること。

### 3. 運用プログラムの作成

本業務を遂行するにあたり必要なシステム設定等のプログラムを作成し、システム等に変更が生じた場合は、それに要する費用は指定管理者の負担とする。

### 4. 設置機器の保守

本業務を円滑に行うため、警報機器等の保守を適切に行うこと。万一設置機器に異常を認めるときは機器の交換等の作業を速やかに行い、その場合の費用は、指定管理者の負担とし、復旧に相当の日数を要する場合は、何らかの代替措置を行うこと。

### 5. 運用及び特記事項

#### (1) 機械警備

##### (a) 警備実施時間

■防犯 [開館日] 21:30～翌日8:30 [閉館日] 終日

■火災 [開館日] 終日 [閉館日] 終日

上記時間内において、警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

##### (b) 異常信号受信時の対応

異常信号を受信した場合は、異常箇所を点検し必要な措置を行う。また、必要と認めるときは速やかに警察等関係機関へ通報し出動を要請すること。

##### (c) 建物の変更等

市の都合により、建物の増築・間仕切りの変更等が生じた場合は、事前に指定管理者へ通知する。指定管理者は、速やかに警報機器等の増設等必要な措置を行うものとする。

なお、これに要する費用は市及び指定管理者双方協議して定める。

#### (2) 火災監視業務

指定管理者は、火災信号受信時は、現場の確認を行うとともに、初期消火等必要な措置を行う。

保健福祉センター出入管理及び機械警備等業務

	品名及び使用	数量	単位
1	送信機	1	台
2	操作ボックス（個別認識カード方式）	3	台
3	非常用電源装置	1	台
4	受動型赤外線検知器（広域立体型）	33	個
5	受動型赤外線検知器（長距離型）	3	個
6	マグネットセンサー	2	個
7	非接触型ICカード	40	枚

## イ. 自家用電気工作物保安に関する業務

### 1. 点検の範囲

#### (1) 対象設備

事業場の名称 城島保健福祉センター  
 事業場の所在地 久留米市城島町檜津739-1  
 受電設備容量 350kVA  
 （単相 150kVA：三相 200kVA）  
 受電電圧 6,600V  
 発電機 非常用 3φ47kVA  
 常用 3φ25kVA（コージェネ自家発電）  
 3φ10kVA（太陽光発電設備）

### 2. 保安管理業務の内容

保安管理業務の内容は、保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事の監督、及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。
- (2) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議又は助言を行うと共に、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示又は助言を行う。
- (3) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導すると共に、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (4) 法令に基づく官庁検査の立会。

### 3. 保安管理業務の方法

- (1) 保安規定別表に基づく点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。

#### (a) 通常点検 1回/隔月

（ただし、常時24時間絶縁監視装置を設置すること。）

対象設備：受変電設備・電灯・動力設備・非常用発電機  
 太陽光発電設備・コージェネレーション発電機  
 構内配電線路・通信線路・外灯

#### (b) 定期点検 1回/年

対象設備：受変電設備・電灯・動力設備  
 構内配電線路・通信線路

- (2) 電気工作物の設置、改造の工事期間中、工事の監督を週1回行う。

### 4. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
  - (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
  - (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
  - (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
    - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
    - (b) ランプ類、ヒューズ類
    - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
    - (d) 精製水
  - (5) 接触部分、回転部分等への注油
  - (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
  - (7) その他これらに類する軽微な作業
5. 点検の実施
- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。
  - (2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
  - (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
  - (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
  - (5) 定期点検の点検周期の表記は下記による。  
2 Mは2ヶ月1回、6 Mは6ヶ月に1回、1 Yは1年に1回行うものとする。
  - (6) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う
6. 応急処置等
- (1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じる。
  - (2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。
7. 点検の省略
- (1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
    - (a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの。
    - (b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの。
    - (c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの。
    - (d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの。
    - (e) 足場のない給気又は排気のための塔。
  - (2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。
8. 点検及び保守に伴う注意事項
- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
  - (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。
9. その他
- (1) 維持管理のための情報提供  
第三者に再委託する場合は日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。
  - (2) 保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本基準書に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本基準書による。

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

電灯・動力設備

1. 分電盤（耐熱形分電盤を含む）、開閉器箱等

点検項目	点検内容	周期	備考	
1. キャビネット a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐熱形分電盤は6Mとする。</li> <li>耐熱形分電盤は6Mとする。</li> <li>耐熱形分電盤に限る。</li> <li>耐熱形分電盤（1種）に限る。</li> </ul>	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y		
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M		
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M		
	b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。		1Y
		②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。		1Y
		③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。		1Y
		④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。		1Y
2. 導電部 a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐熱形分電盤は6Mとする。</li> <li>耐熱形分電盤は6Mとする。</li> </ul>	
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y		
	b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。		1Y
		3. 機器 【遮断器、継電器、電磁接触器、タイマー、リモコン、変圧器等】		①漏電遮断器のテストボタンにて動作の確認を行う。
②各機器の異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y			
③点検時を除き非常用ブレーカーがON（入）になっていることを確認する。	6M		耐熱形分電盤に限る。	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	耐熱形分電盤は6Mとする。	
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	単独接地極の場合に限る。	

## 2. 制御盤

点検項目	点検内容	周期	備考
1. キャビネット			
a. 屋内型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐熱形盤は6Mとする。</li> <li>・耐熱形盤は6Mとする。</li> <li>・耐熱形盤に限る。</li> <li>・耐熱形盤（1種）に限る。</li> </ul>
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③断熱充填物（不燃耐熱シール材）の欠損及び割れの有無を点検する。	6M	
	④断熱ボックスに割れ等がないことを確認する。	6M	
b. 屋外型	①盤の取付け状況（支持ボルトの緩み）を確認する。	1Y	
	②ごみ、振動音、過熱等の有無を点検する。	1Y	
	③防水パッキンの劣化状況及びさびの有無を点検する。	1Y	
	④盤内部の雨水の侵入又は痕跡、結露等の有無を点検する。	1Y	
	なお、フィルターがある場合は、目詰まりを点検する。	1Y	
2. 導電部			
a. 母線、分岐導体、盤内配線支持物等	①汚れ、異物、ごみ等の有無を点検する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐熱形盤は6Mとする。</li> <li>・耐熱形盤は6Mとする。</li> </ul>
	②異音、異臭、変色及び過熱の有無を点検する。	1Y	
b. 端子台	変色及び異臭の有無を点検する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐熱形盤は6Mとする。</li> </ul>
3. 機器、制御回路			
a. 遮断器、電磁接触器、継電器、端子台、制御スイッチ、計器、変流器、インバータ、表示灯、進相コンデンサ、ヒューズ類	①テストボタン（漏電遮断器等）による動作確認を行う。	1Y	
	②異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1Y	
	③機器取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	④単位装置ごとに試験運転を行い運転電流を確認する。	1Y	
	⑤換気扇の回転状態、異常音の有無を点検する。又はン部のごみの付着、汚損等の有無を点検する。	1Y	
	⑥液面電極、レベルスイッチ等の状態を点検する。	1Y	
	⑦インバータ用冷却ファンの作動状態を点検する。	1Y	
b. 制御回路	①自動、連動運転等のシステム運転の確認を行う。	1Y	
	②警報装置の動作確認を行う。	1Y	
	③液面継電器の動作確認を行う。	1Y	
	④インバータの単体運転にて、相間出力電圧及び出力電流のバランス確認を行う。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独接地極の場合に限る。</li> </ul>

3. 幹線

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ケーブル等の配線	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y	
2. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②接地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y	
3. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 防火区画貫通処理部	き裂、欠落等の有無を点検する。	1Y	
5. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）  
受変電設備

1. 電気室、配電盤等（内部機器を除く）

点検項目	点検内容	周期	備考	
1. 電気室	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	1Y		
	②取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	1Y		
	③室内温度及び湿度の測定を行い、その良否を点検する。	1Y		
	④室内整理状況の良否及び消火器の有無を点検する。	1Y		
2. 配電盤 a. 盤外観	①配電盤の据付け状態、損傷、さび、腐食、変色等の有無を点検する。	1Y	・開放形に限る	
	②盤内への漏水又は痕跡、小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	1Y		
	③点検扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1Y		
	④パイプフレーム等の据付け状況の良否、締付けボルトの緩みの有無を点検する。	1Y		
	⑤操作レバー・ボタン、切替スイッチ等の機器破損及び機器取付け状況の良否を点検する。	1Y		
	b. 開放形母線、閉鎖型盤内部 【各機器を除く】	①内部床上、機器仕切り板等の清掃を行う。		1Y
		②母線、支持碍子類、絶縁隔離板等の損傷、過熱、さび、変形、汚損、変色等の有無を点検する。		1Y
		③機器取付及び配線接続状況の良否を点検する。		1Y
		④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。		1Y
		⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。		1Y
	⑥配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。	1Y		

3. 外部配線 a. ケーブル等の配線	⑦盤内照明の点灯、換気扇の作動の良否を点検する。	1Y	
	①ケーブル被覆材、支持材及び端子部の損傷、腐食、過熱等の異常の有無を点検する。	1Y	
	②端子部及び分岐接続部の緩み等を点検する。	1Y	
	③ケーブル支持材（結束材を含む）の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④垂直幹線の最上部の支持状態を点検する。	1Y	
b. バスダクト	①接続部の外面が異常な温度となっていないことを確認する。	1Y	
	②設地ボンド、分岐部ボルト等の緩みの有無を点検する。	1Y	
c. ケーブルラック及び配管	ケーブルラック及び配管の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y	
4. 絶縁測定	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 接地抵抗	接地端子盤等において各種接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

## 2. 変圧器（モールド変圧器、油入変圧器、特別高圧ガス入変圧器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. モールド変圧器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け及び配線接続状態の良否を点検する。また、防振装置を有するものは、その劣化の有無を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ダイヤル温度計の損傷（パッキン導管）の有無及び指示値の良否を確認する。	1Y	
	⑤タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦冷却ファン付きは、外観及び作動の良否を点検する。	1Y	
	⑧負荷時タップ切換器の破損、変色等の有無を点検する。	5Y	対象外
	⑨巻線の過熱変色及びヨークコア鉄板の飛び出しの異常の有無を点検する。	1Y	
2. 油入変圧器	1. 「モールド変圧器」①から⑧によるほか、次による。		
	①油面計により、油量の良否を確認する。	1Y	
	②放圧装置の外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	③劣化防止装置（吸湿呼吸器、コンサベータ等）の油面計指示値の良否、外面の汚れ、損傷等の有無を点検する。	1Y	
3. 特別高圧ガス入変圧器	④変圧器内部又は油劣化防止装置より絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験 ・油中ガス分析	5Y	対象外
	①ガス配管及び安全弁の汚れ、損傷、さび、腐食等の	1Y	

	有無を点検する。		
	②圧力計の汚れ、損傷、さび腐食等の有無を点検する。	1Y	
	③ガス強制循環式のものは、ガス送風機の異常音の有無を点検する。	1Y	
	④密度スイッチ（圧力スイッチ）の動作、復帰の点検をする。	1Y	
	⑤絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑥ガス送風機軸受けの潤滑油を点検し、補給する。また、振動に異常が無いことを確認する。	3Y	対象外
	⑦ガスの純度が規定値以上であることを確認する。	3Y	・密度スイッチが設置されている場合は除く(対象外)
	⑧ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	3Y	・密度スイッチが設置されている場合は除く(対象外)

### 3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 真空遮断器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形にあっては、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④遮断器の開閉表示及び開閉動作の良否を点検する。また、動作回数を確認する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑥絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	5Y	対象外
	⑧真空バルブに規定電圧を加え、真空度の良否を点検する。	5Y	対象外
2. 油遮断器	1. 「真空遮断器」①から⑤によるほか、次による。 ①油量が適切であることを確認する。	1Y	
	②絶縁油について次の試験を行い、その良否を確認する。 ・絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・酸化度試験	5Y	対象外
	③内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5Y	対象外
3. ガス遮断器 【特別高圧用】	13「特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ（GIS、C-GIS）」による。		

### 4. 断路器

点検項目	点検内容	周期	備考
断路器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	

	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

#### 5. 計器用変成器

点検項目	点検内容	周期	備考
計器用変成器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤電線貫通形の変流器は、貫通部の亀裂、変色等の有無を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	⑦変成器二次巻線と大地間の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	

#### 6. 避雷器

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色、異音等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④ギャップなし避雷器の場合は、漏れ電流測定を行い、その良否を確認する。	5Y	対象外

#### 7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 閉鎖形気中開閉器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路部等を有するものは、絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
2. 開放形気中開閉器【LBS】	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。 ①接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	②電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	
	③操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	
3. 真空開閉器	1. 「閉鎖形気中開閉器」①から⑤によるほか、次による。 ①真空バルブ表面の汚れの有無を点検する。	5Y	対象外
	②操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。	1Y	

8. 高圧カットアウト

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧カットアウト	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④接触部の損耗、荒れ等の有無を点検する。	1Y	
	⑤開閉器入・切操作を行い、その良否を点検する。	1Y	
	⑥電力ヒューズ付きは、汚損、亀裂等の有無を点検する。また、予備ヒューズの確認を行う。	1Y	

9. 高圧電磁接触器

点検項目	点検内容	周期	備考
高圧電磁接触器	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	・ 油入形に限る 対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。また、引出形は、出入れ操作の円滑性及び導体接触部の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤接触器の開閉動作及び開閉表示の良否を点検する。	1Y	
	⑥油面計により油量が適正であることを確認する。	1Y	
	⑦操作機構部の損傷、変形、さび等の有無を点検する。また、可動軸部及び機構部の劣化グリスを取除き、適量のグリスを注油する。	5Y	
	⑧内部消弧室、接触子等の異常の有無を点検する。	5Y	

10. 力率改善装置

点検項目	点検内容	周期	備考
力率改善装置 【進相コンデンサ 直列リアクトル】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	対象外
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④油入式直列リアクトルは、絶縁油を採取して次の試験を行い、その良否を確認する。 ・ 絶縁破壊電圧試験（絶縁耐力試験） ・ 酸化度試験	5Y	

11. 指示計器、表示操作及び保護継電器

点検項目	点検内容	周期	備考
指示計器、表示操作、保護継電器	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	・ 指示計器に限
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	④制御回路の断線及び端子接続部の緩み等の有無を点検する。	1Y	
	⑤各指示計器の零点調整を行う。また、正常に機能し	1Y	

	ていることを確認する。 ⑥保護継電器等の故障検出器を作動させて、警報及び故障表示の確認を行う。 ⑦シーケンス試験(インターロック試験及び保護継電器との連動試験)を行う。	1Y 1Y	る ・保護継電器に限る
--	--	----------	----------------

#### 12. 低圧開閉器類(配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等)

点検項目	点検内容	周期	備考
低圧開閉器類 【配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器等】	①機器外面の損傷、過熱、さび、腐食、変形、汚損、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④開閉器の開閉動作及び遮断動作の良否を点検する。	1Y	
	⑤配線用遮断器等の用途名称が正しいことを確認する。	1Y	

#### 13. 特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ (GIS、C-GIS)

点検項目	点検内容	周期	備考
特別高圧ガス絶縁スイッチギヤ 【GIS、C-GIS】	①機器外面の汚損、損傷、過熱、さび、腐食、変形、変色等の有無を点検する。	1Y	
	②本体取付け状態及び配線接続状態の良否を点検する。	1Y	
	③引込ケーブル等の端子部及びブッシングの汚損、き裂の有無を点検する。	1Y	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤制御回路の断線及び端子接続部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑥開閉装置及び遮断器の入・切操作を行い、その作動の良否を点検する。	1Y	
	⑦密度スイッチ(圧カスイッチ)の動作復帰の点検をする。	1Y	
	⑧絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑨ガスの純度が規定値以上にあることを確認する。	3Y	
	⑩ガスの成分測定を実施し、規定値にあることを確認する。	3Y	

#### 14. その他の特別高圧関連機器

点検項目	点検内容	周期	備考
充電判定装置	電力会社の送電を確認する充電判定装置の端子接続状況及び作動の良否を点検する。	1Y	

電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）  
構内配電線路・通信線路

1. 構内配電線路及び構内通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考	
1. ハンドホール、マンホール等	①き裂、損傷及び沈下の有無を点検する。	1Y		
	②周辺地盤の沈下の有無を点検する。	1Y		
	③蓋及び金物の取付け状態の良否を点検する。	1Y		
	④さび、腐食等の劣化の有無を点検する。	1Y		
2. 電柱	①沈下、傾斜及び倒壊の危険等の有無を点検する。	1Y		
	②電柱、支持材等の損傷及び腐食の有無を点検する。	1Y		
	③立ち上りケーブル保護材の変形、損傷、腐食等の有無を点検する。	1Y		
	④接地線の損傷、断線等の有無を点検する。	1Y		
	⑤接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y		
3. 架線	①架空電線の損傷の有無を点検する。	1Y		
	②架空電線の張力（たわみ）の状況を点検する。	1Y		
	③接続箇所の損傷及び劣化の有無を点検する。	1Y		
	④架空電線と工作物又樹木等の接近状態を点検する。	1Y		
	⑤ちょう架用線との取付け状態を点検する。	1Y		
4. 地中線	①ハンドホール等の内部のケーブル、接地線及び支持金物の損傷、劣化等の有無を点検する。	1Y	・ハンドホール及びマンホール内に限る。	
	②高圧・低圧ケーブル及び弱電流ケーブルとの離隔距離等の状態を点検する。	1Y		・ハンドホール及びマンホール内に限る。
	③ケーブルの立ち上り部分の損傷、劣化の有無を点検する。	1Y		
	④ケーブルの用途、行先等の名札の取付け状態を点検する。	1Y		
	⑤埋設標の設置状態を点検する。	1Y		

電気設備の点検項目及び点検内容（通常点検）

1. 適用

電気設備は、保安規程を遵守して、その日常運転・監視及び測定・記録を行うものとする。  
なお、周期については、1M、1W、1Dは、全て2Mに読み替えるものとする。

2. 電灯・動力設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 照明器具	共用部分の点灯状態の確認を行う。	1M	
2. 分電盤、照明制御盤等	①異常なうなり音の有無を確認する。	1M	
	②各開閉器等の開閉状態を点検する。	1M	
3. 制御盤	①異常なうなり音、発熱、異臭、変色等の有無を点検する。	1M	
	②コンデンサの液漏れ、ふくらみ等の有無を点検する。	1M	

### 3. 受変電設備

受変電設備の運転・監視は、あらかじめ電気設備の配置図、結線図等を基に点検する。なお、異常がある場合は速やかに、必要な措置をとる。

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 盤類 【配電盤、パイプ フレーム、さく 等】	①扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検する。	1M	
	②汚損、損傷、変形、亀裂、塗装の剥離及びさびの有無を点検する。	1M	
	③ボルトの緩みの有無を点検する。	1M	
	④雨水浸入、ほこり等の堆積状態を点検する。	1M	
	⑤標識の汚損及び取付け状態を点検する。	1M	
2. 特別高圧機器、 変圧器 モールド変圧 器、油入変圧器	温度の適否を温度計の指示値により確認し、異常な高温となっている場合は、負荷電流の状態を確認する。	1D	
3. 高圧機器 a. 変圧器 【乾式変圧器、 モールド変圧 器、油入変圧 器】	異音、異臭、異常振動等の有無を点検する。	1W	
b. 交流遮断器、 負荷開閉器、 電磁接触器	異音、異臭、漏油等の有無を点検する。	1D	
c. 計器用変成器	①汚れ、損傷、亀裂、過熱、変色、漏油等の有無を点検する。	1W	
	②接続部の変色の有無を点検する。	1W	
	③接地線の外れ、断線等の有無を点検する。	1W	
d. 指示計器、表 示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。	1D	
	②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1M	
e. 高圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	
4. 低圧機器 a. 開閉器類 【配線用遮断 機、漏電遮断 機、電磁接触 器、双投電磁 接触器】	①異音、異臭、損傷、過熱、変色等の有無を点検する。	1M	
	②開閉表示状態（指示、点灯）を確認する。	1M	
b. 指示計器、表 示操作類	①各計器の表示値の適否を点検する。	1D	
	②配電盤等の信号灯、表示灯類をランプチェックで確認する。	1M	
c. 低圧進相コン デンサ	異音、異臭、変形、ふくらみ等の有無を点検する。	1W	

#### 4. 自家発電設備

自家発電設備の運転・監視は、システムの安定的及び効率的な運転並びに緊急時に迅速な対応がなされるよう行う。

点検項目	点検内容	周期	備考		
1. 自家発電装置	①燃料油及び潤滑油の漏れの有無を点検する。	1D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装置に搭載された盤を含む。</li> <li>・装置に搭載された盤を含む。</li> </ul>		
	②冷却水の量及び漏れの有無を点検する。	1D			
2. 配電盤	①配電盤等の信号灯、表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M			
	②自家発電装置が始動及び自動運転待機状態(切替スイッチの自動側位置等)にあることを確認する。	1W			
3. 補機付属装置	a. 始動用蓄電池装置	イ. 整流装置		①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D
				②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W
	ロ. 始動用蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。		1W	
		②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。		1W	
		③蓄電池の総出力電圧を確認する。		1W	
	b. 始動用空気圧縮装置	①充気された空気を圧力計指示値により確認する。		1W	
		②空気槽内の水抜きを行う。	1W		
	c. 燃料タンク、燃料移送ポンプ等	①タンク、ポンプ及び配管の油漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W		
		②油量を点検する。	1W		
	d. 冷却水タンク	①タンク、機器及び配管の水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W		
②冷却水の水量等を点検する。		1W			
e. ラジエータ	①ラジエータ排風口周りの障害物の有無を点検する。	1W			
	②ラジエータの水漏れ、変形、損傷等の有無を点検する。	1W			
f. 換気装置	①自然換気口の開口部の状況又は機械換気装置の運転が適正であることを手動運転により確認する。	1M			
	②給・排気ファンが、自家発電装置の運転と連動して運転できることを確認する。	1M			
g. 排気管、消音器	①排気管等の過熱部周囲に可燃物が置かれていないことを確認する。	1M			
	②排気管等の支持金具の緩みの有無を点検する。	1M			
h. バルブ	各種バルブの開閉状態を点検する。	1M			
4. 試運転	①試験スイッチを投入して、試運転を行い、始動時間を確認する。	1M			
	②運転中、電圧計、周波数計等の計器の指示値が適正であることを確認する。	1M			
	③回転数、温度、圧力等を付属の各計器により始動前及び運転時の指示値を確認する。	1M			
	④試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等を自	1M			

	動始動側に切り替えて、運転待機状態にあることを確認する。		
--	------------------------------	--	--

#### 5. 直流電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 整流装置	①表示灯類の点灯状態を点検する。	1D	
	②操作、切替スイッチ等の状態を点検する。	1W	
2. 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

#### 6. 交流無停電電源設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 整流装置、逆交換装置	①汚れ、損傷、過熱等の温度上昇、変形、異音、異臭、腐食等の有無を点検する。	1W	・計器のあるものに限り。
	②各計器の指示値を確認する。	1D	
	③表示灯類の点灯状態をランプチェック等により点検する。	1M	
2. 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検する。	1W	
	②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。	1W	
	③蓄電池の総出力電圧を確認する。	1W	

#### 7. 構内配電線路・通信線路

点検項目	点検内容	周期	備考
構内配電線路・通信線路	①架空線、引込線及びちよう架線と植物との離隔距離及びたるみ、損傷等の有無を点検する。	1M	
	②電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検する。	1M	
	③引き込みケーブル及び端末部の損傷、汚損、コンパウンド漏れ等の有無を点検する。	1M	
	④マンホール及びハンドホールのふたの損傷の有無を点検する。	1M	

#### 8. 外灯

点検項目	点検内容	周期	備考
外灯	①点灯状態を点検する。	1D	
	②灯具、ポール等の損傷、破損、さび、腐食等の有無を点検する。	1M	

#### 9. 避雷設備

点検項目	点検内容	周期	備考
避雷設備	①突針支持管の取付け状態を点検する。	1M	
	②突針等の支持管の固定状態を点検する。	1M	
	③棟上げ導体の取付け状態及び損傷等の有無を点検する。	1M	

## 10. 太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 太陽電池アレイ	①表面の汚れ、損傷、変色、落葉の有無を点検する。 ②外部配線の損傷の有無を確認する。	1M 1M	
2. 接続箱・集電箱	①外部配線の損傷の有無を確認する。	1M	
3. パワーコンディショナー	①外部配線の損傷の有無を確認する。 ②動作時の異常音、異臭等の有無を確認する。	1M 1M	
4. 蓄電池	①蓄電池の損傷、液漏れ、汚損の有無を点検する。 ②蓄電池の電解液面を点検し、最高・最低液面線ないにあることを確認する。	1M 1M	
5. 発電状況	①指示計器又は表示により正常に発電していることを点検する。	1D	

## ウ. 清掃に関する業務

### 1. 業務内容

#### (1) 日常清掃

日常清掃の内容及び回数は業務概要のとおりとし、毎日清掃は、休館日を除く日、週1回清掃は休館日、週数回清掃は休館日及び開館日の業務に支障がないときに実施するものとする。

清掃箇所、回数は以下の清掃業務要領のとおり。

#### (2) 定期清掃

清掃箇所、回数は業務概要のとおりとし、原則として休館日に実施すること。

#### (3) 塵芥処理

施設内のごみは、定期的に収集・分別し、指定の方法により排出すること。

#### (4) 雑役

落葉清掃、排水溝清掃、施設内外の植木の散水、法面の雑草処理、構内整理等を必要に応じて実施すること。

#### (5) その他

上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて、軽易な作業を行うこと。

### 2. 補修業務内容

(1) 簡易な場所の蛍光管の取り替えを行うこと。

(2) 便所内の石鹼、石鹼液、トイレトーパー等衛生品の有無を随時点検し、使用に不便がないように補充すること。

(3) 便所・洗面所等の配水管の詰まり及び漏水等の応急措置をすること。

### 3. 安全確保

作業の実施にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、指定管理者は事故に対する一切の責任を負うこと。

### 4. 一般的注意事項

(1) 常にセンターの清潔かつ快適な環境を維持する責任ある作業に努めるとともに、必要であれば作業の補正を実施すること。

(2) 清掃業務に使用する洗剤、はく離剤、樹脂ワックス等は、建築物の構造機能及び材質を損傷又は変質させないように、品質が良好で環境に配慮した適正なものを使用すること。

(3) 清掃作業員は、統一した衣服を着用のうえ、名札をつけること。

清 掃 業 務 要 領

清掃の実施にあたっては、容易に移動しうる備品等はすべて移動し、清掃部分の材質に合わせた清掃を行い、清掃終了後、移動した備品等は確実に所定の位置に戻すこと。移動の際には電話線やOA関係の配線等に注意すること。また、戸締り・火気にも十分注意すること。

階数	室 名	床材質	面積 m <sup>2</sup>	日常清掃	定期清掃			備 考	
				毎日	週	月	年		
1	風除室	磁器タイル	215.68	1回			2回	掃除機で集塵 タイル部分の洗浄	
	玄関ホール	〃							
	1階ロビー	〃							
	廊下	〃							
	自販機コーナー〔Ttl コーナー〕	〃	22.38	1回			2回	タイル部分の洗浄	
	階段及び階段室	タイルカー ペット	42.89	1回			2回	カーペット専用機にて洗浄 バキューム	
	指導員室	ビニル床 シート	33.86		1回		2回	洗浄、ワックス仕上げ	
	採暖室	磁器タイル	14.50		1回		2回	タイル部分の洗浄	
	プール倉庫	コンクリ ート	15.57				2回	掃き掃除、洗浄	
	機械室及び消火ポン プ室	合成樹脂	119.87		1回		2回	〃 (機械室のみ週1回掃除機)	
	トレーニング室	タイルカー ペット	124.13		2回		2回	カーペット専用機にて洗浄 バキューム	
	男子更衣室	ビニル床 シート	26.40	2回	1回		1回	洗浄、ワックス仕上げ	
	シャワー室	磁器タイル	14.99	2回	1回			タイル部分の洗浄	
	更衣室男子トイレ	ビニル床 シート	3.25	2回	1回		1回	洗浄、ワックス仕上げ	
	女子更衣室	ビニル床 シート	33.44	2回	1回		1回	〃	
	シャワー室	磁器タイル	13.40	2回	1回			タイル部分の洗浄	
	更衣室女子トイレ	ビニル床 シート	3.25	2回	1回		1回	洗浄、ワックス仕上げ	
	トイレ前室	〃	8.46	2回			1回	〃	
	男子トイレ	〃	15.57	2回			1回	〃	
	女子トイレ	〃	18.78	2回			1回	〃	
多目的トイレ	〃	5.06	2回			1回	〃		
リラックス室	タイルカー ペット	78.57		2回		2回	カーペット専用機にて洗浄 バキューム		

スロープ（渡廊下）	ビニル床シート	48.68	1回			2回	洗浄、ワックス仕上げ
E V	〃	6.91	1回				拭き掃除
歩行プール周り	磁器タイル	132.59		1回			タイル部分の洗浄
1階テラス	ー	39.00			1回	2回	床の拭き掃き
小計 1		1,037.23					

階数	室名	床材質	面積 m <sup>2</sup>	日常清掃	定期清掃		備考	
				毎日	週	月	年	
2	階段	タイルカーペット	32.50	1回			2回	カーペット専用機にて洗浄バキューム
	階段室	タイルカーペット	25.70	1回			2回	〃
	2階ロビー	ビニル床タイル	69.02	1回			2回	洗浄、ワックス仕上げ
	廊下	ビニル床シート	146.11	1回			2回	〃
	談話コーナー	ビニル床タイル	53.30	1回			2回	〃
	健診準備室	ビニル床シート	25.67		1回		1回	〃
	診察室1	〃	11.87		1回		1回	〃
	診察室2	〃	10.87		1回		1回	〃
	健康フロア	フローリング	291.26		1回		2回	掃除機で塵芥、モップがけワックス仕上げ
	備品倉庫	ビニル床シート	43.46				2回	洗浄、ワックス仕上げ
	会議室	〃	25.06		1回		2回	〃
	スロープ（渡廊下）	〃	48.64	1回			2回	〃
	健康相談室	〃	15.70		1回		2回	〃
	倉庫201	〃	9.99				2回	〃
	事務室	〃	63.78		1回		2回	〃 事務室ゴミ収集及び流し清掃は毎日
	休息コーナー							
	男女更衣室	〃	7.59		1回		2回	洗浄、ワックス仕上げ
	倉庫202	〃	34.57		1回		2回	〃
授乳室	〃	13.64	1回			2回	〃	

トイレ前室	〃	8.46	2回			1回	〃
男子トイレ	〃	18.18	2回			1回	〃
女子トイレ	〃	26.03	2回			1回	〃
多目的トイレ	〃	7.82	2回			1回	〃
2階テラス	—	118.27			1回	2回	床の拭き掃き
バルコニー1	—	31.20			1回	2回	掃き掃除、洗浄
バルコニー2	—	74.30			1回	2回	〃
小計	2	1,212.99					

階数	室名	床材質	面積 m <sup>2</sup>	日常清掃	定期清掃			備考
				毎日	週	月	年	
3	階段室	タイルカーペット	32.50	1回			2回	カーペット専用機にて洗浄バキューム
	階段	〃	25.70	1回			2回	〃
	3階ロビー	フローリング	159.21	1回			2回	掃除機で塵芥、モップがけ ワックス仕上げ
	廊下							
	創作室1	〃	46.64		1回		2回	〃
	創作室2	〃	46.27		1回		2回	〃
	調理実習室	〃	172.87		3回		2回	〃
	収納庫	ビニル床シート	19.25		3回		2回	洗浄、ワックス仕上げ
	給湯室	〃	8.20		1回		2回	〃
	準備室	フローリング	45.46		1回		2回	掃除機で塵芥、モップがけ ワックス仕上げ
	休憩室	畳	18.85		1回			掃除機で集塵
	倉庫302	ビニル床シート	21.18				2回	洗浄、ワックス仕上げ
	交流サロン	畳	25.06		1回			掃除機で集塵
	倉庫301	ビニル床シート	15.57				2回	洗浄、ワックス仕上げ
	和室研修室1	畳	56.00	1回				掃除機で集塵
和室研修室2	〃	43.57	1回				〃	
トイレ前室	ビニル床シート	8.46	2回			1回	洗浄、ワックス仕上げ	

男子トイレ	〃	15.57	2回			1回	〃
女子トイレ	〃	18.78	2回			1回	〃
多目的トイレ	〃	5.06	2回			1回	〃
和室研修室3	畳	38.50	1回				掃除機で集塵
3階テラス	—	107.25			1回	2回	床の拭き掃き
バルコニー1	—	31.20			1回	2回	掃き掃除、洗浄
バルコニー2	—	31.20			1回	2回	〃
小計	3	992.35					
合計		3,242.57					

階数	室名	床材質	面積 m <sup>2</sup>	日常清掃	定期清掃			備考
				毎日	週	月	年	
各階	手摺			随時				拭き掃除
	窓ガラス						2回	〃
	天井・照明機具						2回	〃
	ブラインド						2回	〃
	空調機	パッケージエアコン フィルター	47台				4回	フィルターの清掃
	制気口		43台				4回	〃
	準備室	グリ スフ ィル ター	1台				4回	フィルターの清掃
	テラス側壁						1回	高圧洗浄機による清掃
	排水ます グリストラップ トラストラップ					1回	2回	
外掃	植木の散水、除草 (法面を含む)			随時				
	センター敷地(駐車場 含む)			随時				掃き清掃
	屋外階段			随時				〃

一般清掃（毎日・週1回等）

\* 毎日……センターの業務に支障をきたさない範囲で開館日に行う。

- \* 週一……休館日に行く。
- \* 週数回…休館日及びセンターの業務に支障をきたさない範囲で開館日に行く。
- \* ごみ箱などは処理を行い、ごみ等は指定袋に入れ、所定の場所に搬出する。
- \* タイル床面はちりやほこりをよく除去した後、モップ拭きをする。ドア・手摺・記載台等の汚れは拭きあげること。また、汚れのひどい部分は、適性洗剤により汚れを除去すること。
- \* テーブル・椅子・電話等のほこりや汚れを除去すること。
- \* カーペットは掃除機をかけて、ちりやほこりを除去すること。
- \* 排水ますに蓄積した、ちりやほこり等を除去すること。
- \* 歩行プール周りの磁器タイルは洗剤等を使用しないで水洗いで洗浄する。
- \* グリストラップ及びプラスタートラップに蓄積した汚物等を除去すること。
- \* 駐車場は落ちているごみを拾い、清潔な外観を保つこと。
- \* 屋外の樹木には適宜水やりをする。
- \* トイレはほうきで掃き掃除を行った後、モップで水拭きし、汚れがある場合は除去する。
- \* 更衣室及び更衣室内トイレはマットを洗浄後乾燥させ、床面を洗浄し、拭きあげること。
- \* 湯沸室のステンレス流し等は水拭きする。
- \* 清掃機材及びゴミ袋、トイレットペーパー等の消耗品は指定管理者が準備し、必要に応じて補充すること。
- \* 消耗した蛍光灯を交換すること。
- \* 鏡は、ガラスクリーナーで汚れを取り除き、乾燥したウエス等で拭きあげること。
- \* 施設内に設置してある機械器具、ロビー・テラス等の机、椅子、棚等は、洗剤で汚れを取り除き乾燥したタオルで拭きあげること。

#### 定期清掃（月1回～年数回）

- \* 休館日に計画的に実施する。
- \* タイル床面及びバルコニーの清掃（年2回）
- \* 窓ガラス磨き、ブラインドの清掃（年2回）
- \* 天井及び照明器具の清掃（年2回）
- \* カーペットクリーニング（年2回）
- \* エアコンフィルター等の清掃（年4回）
- \* 準備室グリスフィルターの清掃（年4回）
- \* 制気口の清掃（年4回）

## エ. 設備機器保守点検に関する業務

### 1. 一般事項

#### (1) 保守点検

保守点検において、異常が発覚した場合には速やかに必要な処置をとること。

#### (2) 維持管理業務における注意

保守点検業務については、城島保健福祉センターの営業に支障がないように、十分日程の調整・協議を行い、実施すること。

#### (3) 緊急時の対応

緊急時の連絡体制を明確にするとともに、緊急時には速やかに対応をすること。

保守点検対象表

保守対象業務	数量	点検回数	備考
1. 電気ヒートポンプエアコン 室外機	35台	巡回点検	
2. 空気調和機 プール系統 フィルター清掃	1台 1台	巡回点検 定期点検年1回 年2回	
3. ポンプ、ブローア ラインポンプ 加圧給水ポンプユニット（受水槽含む） 屋内消火栓ポンプユニット ジェット発生装置（ジャグジー用） バイブラ装置（ジャグジー用） ミストポンプ	10台 1台 1台 1台 1台 1台	巡回点検 巡回点検 巡回点検 巡回点検 巡回点検 巡回点検	
4. 膨張タンク	2台	巡回点検	
5. 真空式温水機	2台	巡回点検 定期点検年1回	
6. コージェネレーションパッケージ	1台	巡回点検	
7. ろ過装置 歩行プール用 ジャグジー用	1台 1台	巡回点検 巡回点検	
8. 薬注装置 歩行プール用 ジャグジー用	1台 1台	巡回点検 巡回点検	
9. 自動補給装置	3台	巡回点検	
10. 自動制御機器 中央監視装置 自動制御装置	1台 1式	定期点検年1回 定期点検年1回	
11. 設備遠隔監視 遠隔監視業務 緊急対応業務	1式 1式	常時 適時	

## 巡回点検業務

平日、昼間の施設営業時間内に技術員により、施設内に設置された設備機器に対し、運転状態・表示状態を巡視し、損耗の度合を調査し、設備機器の円滑な運転および機能の保全に努める。

また設備機器に故障又は異常を発見した場合、応急処置の必要がある場合にはそれを行うものとする。

### 点検項目

#### AC-1 プール系統空調機

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑧Vベルトの張りは良いか
- ⑨フィルターの目詰まりはないか

#### 空冷ヒートポンプパッケージ (35 台) 室外機 (室内機は除く)

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③熱交換器の変形、破損はないか
- ④架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### 集中コントローラー

- ①外観目視点検
- ②異常表示が出ていないか

#### ポンプ室一体型受水槽

- ①外観目視点検
- ②内部目視点検
- ③水漏れはないか
- ④水位は正常か
- ⑤吐水口空間は確保されているか
- ⑥防虫網は破損していないか

#### 加圧給水ユニット

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異常表示が出ていないか

#### 屋内消火栓ポンプユニット

- ①外観目視点検
- ②水漏れはないか
- ③異常表示が出ていないか

#### 膨張タンク (2 槽)

- ①外観目視点検
- ②内部目視点検
- ③水漏れはないか

- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑤架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認
- ⑥水位は正常か

#### 真空式温水器

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④燃料漏れ、水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### ラインポンプ 10 台

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか

#### ジェット発生装置（ジャグジー用）

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### バイブラ装置（ジャグジー用）

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### ミストポンプ

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

#### コージェネレーションパッケージ

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動はないか
- ③運転時、水入口、出口の温度差確認
- ④燃料漏れ、水漏れはないか
- ⑤異常、故障等警報が出てないか
- ⑥異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ⑦架台、アンカーボルト吊ボルト固定確認

#### ろ過装置

歩行プール用  
ジャグジー用

- ①外観目視点検
  - ②異常、故障等警報が出てないか
  - ③水漏れはないか
  - ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ※ヘアキャッチャーの清掃は業務に含みません。

薬注装置

- ①外観目視点検
  - ②運転時、異音、振動、過熱はないか
  - ③水漏れはないか
  - ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか
- ※薬液の補充は業務に含みません。

自動補給装置

- ①外観目視点検
- ②運転時、異音、振動、過熱はないか
- ③水漏れはないか
- ④異物の侵入、付着、汚れ、錆がないか

ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機  
(シーズンイン点検)

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 基礎・固定部	①き裂、沈下等の有無を点検する。	IN	
	②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。	IN	
	③防振材、ストッパー等の劣化、緩みの有無を点検する。	IN	
2. 外部の状況			
a. 本体	腐食、変形、破損等の有無を点検する。	IN	
b. 保温材及び吸音材	損傷及び脱落の有無を点検する。	IN	
3. 送風機			
a. 羽根車	①汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 ②回転バランスの良否を点検する。	IN IN	
b. シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無を点検する。	IN	
c. ベルト	弛み、摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN	
d. プーリー	摩耗等の有無を点検する。	IN	
e. 軸受	①音、振動等の異常の有無を点検する。 ②給油の状態を点検する。	IN	
f. カップリング	摩耗、損傷等の有無を点検する。	IN	
g. 電動機	①絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ②回転方向が正しいことを確認する。 ③表面温度の異常の有無を点検する。 ④電流が定格値内であることを確認する。	IN IN IN	
4. 熱交換器	冷温水コイル、蒸気コイル等の汚損、腐食、損傷等の有無を点検する。	IN	
5. 加湿器	①加湿ノズルの詰まりの有無を点検する。	IN	
	②作動の良否を点検する。	IN	
	③汚れ、損傷等の有無を点検する。	IN	
	④加湿状態点検用ランプが点灯することを確認する。	IN	

6. エリミネータ	詰まり、腐食等の有無を点検する。	IN	
7. 水系統	①給水止弁の開閉を点検する。	IN	
a. 過湿用給水	②漏れ及び汚れのないことを確認する。	IN	
b. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。	IN	
c. ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、詰まりのないことを確認する。	IN	
8. エアフィルター			
a. ろ材	詰まり、腐食等の有無を点検する。	IN	
b. 枠	変形、腐食等の有無を点検する。	IN	
9. 運転調整	①運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	IN	
	②運転電流が定格以下であることを確認する。	IN	

(空調設備) エアフィルター定期清掃整備

標準周期：年2回

点検整備標準仕様	別途項目
<p>【空気調和機、ファンコイルユニット、全熱交換機、エアコン】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>対象フィルターの濾材全数取外し、及び外観状態(損耗・汚れ状況)確認</li> <li>濾材清掃            &lt;サランネットタイプ&gt;            バキュームクリーナーによる除塵整備            &lt;フィレドントタイプ&gt;            高圧洗浄機による水スプレー洗浄整備、又はバキュームクリーナーによる除塵整備</li> <li>整備済濾材の取付復旧洗浄整備した箇所は代替予備品を取付ける</li> <li>洗浄処理済濾材の乾燥、及び所定保管場所への搬入整理</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>交換用予備フィルター、及び使用済フィルターの廃棄処分</li> <li>フィルターの薬品洗浄</li> </ol>

※本業務の対象は、洗浄可能なプレフィルター(サランネットタイプ・フィレドントタイプ)とし、使い捨て式フィルター(中性能・高性能・粘着式・活性炭フィルター等)については対象外とする。

※洗浄整備を行うための代替予備フィルターは、別途、支給戴くものとする。

※別途項目として示すフィルターの交換、整備を要する状態を認めた場合は、協議の上、対処する。

真空式温水発生機

点検項目	点検内容	備考
1. 礎・固定部	<ol style="list-style-type: none"> <li>亀裂、沈下等の有無を点検する。</li> <li>ボルトの緩みを点検する。</li> </ol>	

<p>2. 外観の状況</p> <p>a. 本体</p> <p>b. 保温材</p>	<p>汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及び掃除口附近の焼損の有無を点検する。</p> <p>脱落、損傷等の有無を点検する。</p>	
<p>3. 内部の状況</p> <p>a. 燃焼室及び伝熱面</p> <p>b. 熱交換器</p> <p>c. 煙道及び煙突</p>	<p>①清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。</p> <p>②真空度が規定の許容範囲内にあることを確認する。</p> <p>③燃焼ガス漏れの有無を点検する。</p> <p>④運転時にボイラー水位が規定の許容範囲にあることを確認する。</p> <p>①接続部の水漏れの有無を点検する。</p> <p>②汚れ及び詰まりの有無並びに流量の適否を点検する。</p> <p>③逃し弁を分解清掃し、腐食、損傷等の有無を点検する。</p> <p>①割れ、腐食等の劣化及び雨水の侵入の有無を点検する。</p> <p>②排ガスの漏れの有無を点検する。</p> <p>③耐火レンガ及びキャストブルの破損及び脱落並びにすすの堆積の有無を点検する。</p>	<p>・真空式のものに限る</p> <p>・真空式のものに限る</p>
<p>4. 附属品</p> <p>a. 抽気装置</p> <p>【真空式のものに限る】</p>	<p>①作動の良否を点検する。</p> <p>②抽気ポンプのグランドパッキンの損傷等の有無を点検する。</p> <p>③弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無を点検する。</p> <p>④配管接続部の緩み及び水漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤抽気ブローの良否を点検する。</p>	
<p>b. 制御安全装置</p>	<p>①温度調節器の作動の良否を点検する。</p> <p>②溶解栓及び温度ヒューズの異常の有無を点検する。</p> <p>③抽気スイッチ及び安全スイッチの作動の良否を点検する。</p> <p>④低水位スイッチの作動の良否を点検する。</p>	<p>・真空式のものに限る</p> <p>・真空式のものに限る</p> <p>・無圧式のものに限る</p>
<p>5. 燃焼装置</p> <p>a. バーナー</p>	<p>①炎口部に付着したすす、カーボン、未燃分等の汚れを清掃する。</p> <p>②点火及び消火の良否を点検する。</p> <p>③炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃焼状態の良否を点検する。</p> <p>④ノズル、ディフューザー、バーナータイル等の焼損、変形、割れ等の有無を点検する。</p>	
<p>b. 電極棒</p>	<p>異物の付着及び腐食の有無を点検する。</p>	

C. ストレーナー	漏れの有無を点検する。	
d. 電磁弁及び油圧計	作動の良否を点検する。	
e. 火炎検出器	①火炎検出器を取外し、検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無を点検する。 ②検出部の装着及び接触の良否を点検する。	

中央監視装置

ユニット	保守項目	標準点検周期	作業条件
1. M C U	(1)バックアップバッテリーの確認 ①バックアップバッテリー放電電圧測定 ②バックアップバッテリー外観点検 ③バックアップバッテリー定期交換 (2)電源電圧、リップルの測定、調整 (3)各部のクリーンアップ (4)インジケータ表示の確認 (5)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 (6)各端子の締付確認 (7)液晶ディスプレイ、タッチパネル設定の確認、調整 ①コントラストの調整 ②タッチパネル動作確認、調整 (8)システム基本機能の確認	1 年 1 年 5 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	C A A C C A C C A B A

《作業条件》

- A： システムを停止せずに実施出来る点検
- B： 一時的にシステム停止が必要な点検
- C： システムを停止しなければならない点検
- D： システムを停止しなければならない点検で、かつ動作状況、設置環境により作業内容が変わる可能性がある点検

自動制御機器

総合点検

機種	保守項目	備考
1. 温度発信器 湿度発信器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) 配線端子のゆるみ点検及び増締 (3) 実測又は標準試験器による誤差点検及び点検校正  (4) 伝送電圧の点検 (5) コントローラとの伝送状態の点検確認 (6) 検出器又は発信器・調節計・操作部等 関連部とのループ作動点検調整	

	(7) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	
2. コントローラ	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増 (4) 電源電圧・各制御電圧の点検及びバックアップ電池の点検 (5) 各ファイルのデリート状態及びエラー状態の確認  (6) 軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点検・確認 (7) 制御パラメータ及び制御プログラムの作動確認  (8) 上位伝送状態の点検確認 (9) 各センサー・変換器との伝送状態の点検・確認  (10) アナログデータに対する誤差試験 (11) 各入出力信号（発停・警報・アナログ）に対する調節計の作動点検 (12) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 (13) 規定値の設定 (14) 最適値の設定 (15) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	

自動制御機器

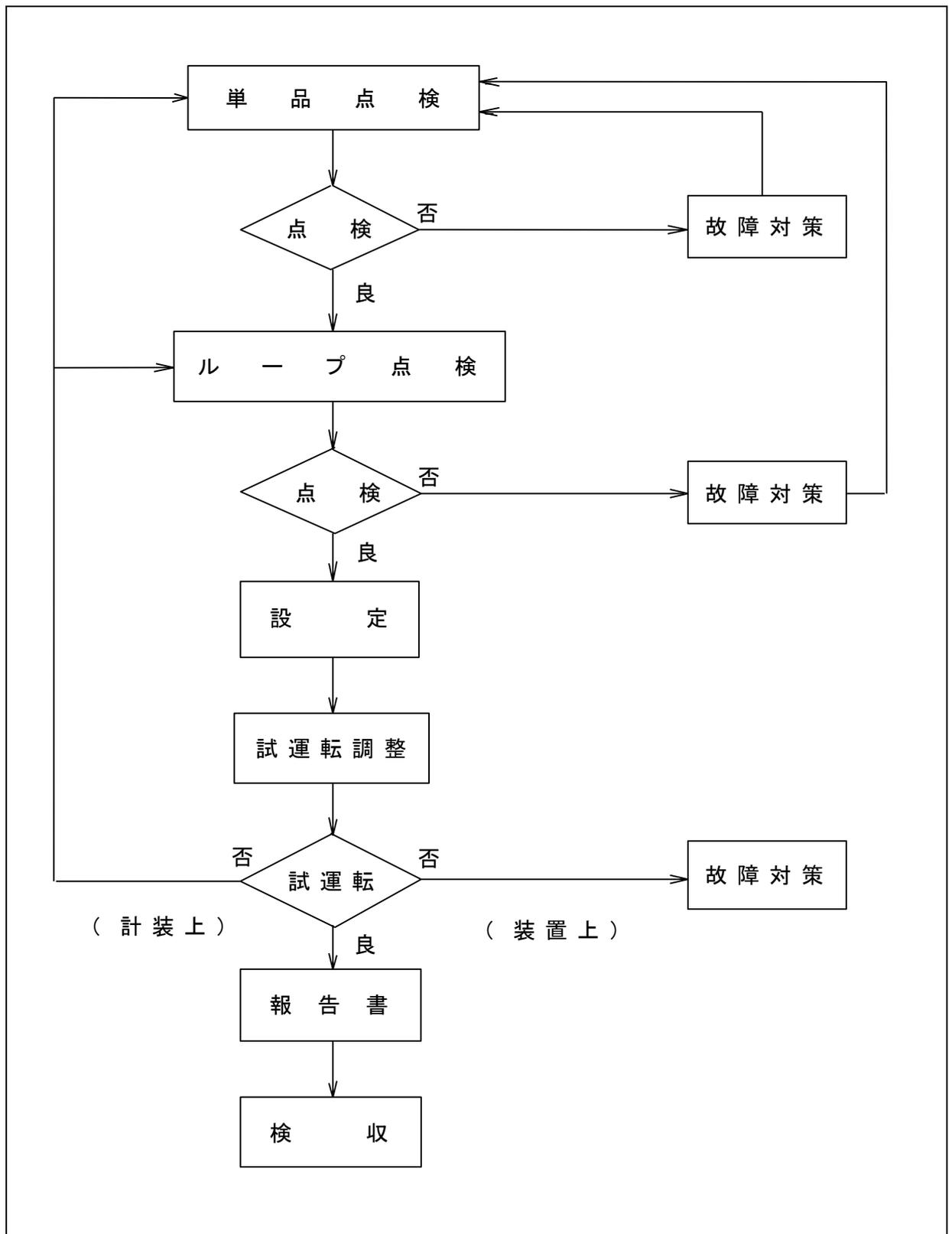
総合点検

機 種	保 守 項 目	備 考
3. 変換器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) 配線端子のゆるみ点検及び増縮 (4) 電源・電圧の点検 (5) 標準試験器によるゼロ・スパン調整 (6) 各設定に対する出力信号の点検・調整 (7) 伝送電圧の点検 (8) コントローラとの伝送状態の点検確認 (9) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 (10) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整	
4. 操作器	(1) 外観目視点検及び取付状態の確認 (2) じんあいの除去 (3) リンケージ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度の調整 (4) モータの回転作動・回転角度の点検 (5) ポテンシオメータ接触点の清掃及び点検 (6) 伝送電圧の点検 (7) コントローラとの伝送状態の点検確認 (8) 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 (9) 実制御に於ける制御状態での点検・確認調整	

<p>5. 自動制御用 調節弁</p>	<p>(1) 外観目視点検及び取付状態の確認  (2) じんあいの除去  (3) グランド部漏れ点検  (4) バルブストローク作動点検及び閉止位置  での漏れ点検・調整  (5) 検出器又は発信器・調節計・操作部等  関連部とのループ作動点検調整  (6) 実制御に於ける制御状態での点検・確認・調整</p>	
-------------------------	---	--

総合点検

※ 総合点検フローは、下記手順に従って実施すること。



## 遠隔管理業務

### 1. 設備管理業務（常時管理＝24h対応）

#### （1）業務の方法

対象建物内に在る設備の運転情報を中央監視装置に経由、電話回線を用いて伝送し、監視センターに設置した監視装置で遠隔監視、情報収集並びに必要な操作・制御を行う。

また、定期的に拠点の技術員が現地を巡回して、点検整備を行う。

なお、当該設備が故障又は事故、その他の非常事態が発生した場合は監視センターからの連絡を受け拠点から技術員が現地に急行して（以下「緊急出動」という。）応急の措置をするものとする。

#### （2）業務の対象設備

##### （a）空調設備

- ・熱源設備
- ・空気調和設備
- ・換気設備

##### （b）給排水衛生設備

- ・上水設備
- ・排水設備
- ・給湯設備
- ・便所、洗面設備

##### （c）自動制御設備

- ・中央監視設備
- ・自動制御機器

#### （3）業務の内容

##### （a）遠隔監視、運転操作・制御の業務

- ・対象設備機器の運転状態ならびに警報の監視
- ・対象設備機器の遠方からの運転および停止操作ならびに制御（含む、運転スケジュールの変更）
- ・発生警報に関する状況判断と緊急出動要請
- ・設備クレームの受付、クレームへの対応および対応指示、要請
- ・警報データの収集、応急措置報告の確認、記録
- ・監視、運転操作報告書の作成、提出

##### （b）巡回点検業務

- ・対象設備機器の五感による状態確認と必要な調整及び運転停止操作
- ・現場計器による計測値の記録と指示値の推移による状況判断
- ・対象設備機器の不良箇所の摘出と必要な小営繕、応急措置
- ・緊急出動による応急措置後の点検
- ・対象設備機器の必要な整備・修繕内容および改善事項の提言
- ・巡回点検報告書の作成、提出

##### （c）緊急派業務

- ・発生警報に基づく監視センターからの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- ・業務の対象設備に関するクレーム発生時の監視センター等からの要請による緊急出動、現地確認ならびに応急措置
- ・緊急出動により確認した現地の状態および応急措置内容の報告

##### （d）エネルギーデータサービス

- ・エネルギー取引メータの遠隔計測および現場読み取り計測による消費データ値の取積、消費傾向曲線の作成、提出

#### （4）業務時間

##### （a）遠隔監視、運転操作および緊急派遣業務

日曜日～土曜日 0:00～24:00（24時間）

##### （b）巡回点検業務

月曜日～金曜日 9:00～17:00の間、 月1回実施する。

（除く、祝日ならびに年末年始、夏期休暇）

## オ. ガスマイクロコージェネに関する業務

### 1. 一般事項

- (1) 年1回の定期保守点検を行うこと。
- (2) 保守点検業務をおこなう際は、事前に市へ連絡し、担当者の立会いのもとに実施すること。
- (3) 保守点検は、開館日の業務に支障がないようにすること。
- (4) 保守点検は、技術者を派遣し、保守点検業務終了後、ただちに業務報告書を作成し、市へ提出すること。
- (5) 故障等緊急の場合は、その都度呼び出しに即時応ずるものとし、迅速に正常に復するように処置するものとする。この場合、保守点検業務回数には算入しない。

### 『点検内容』

使用燃料種：LPG    メンテナンス間隔：10,000時間又は5年

区分	項目	備考
エンジン	(1) エアクリーナエレメントの状態	交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期
	(2) 吸気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	(3) 排気ゴムホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	(4) 排気ドレンフィルタの状態	方解石の補充又は洗浄
	(5) 排気ドレンホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	(6) バルブクリアランスの調整	冷態時0.30±0.05mm（吸排気共）
	(7) 点火プラグ	交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期
	(8) プラグキャップ・コード	
	(9) 各部油・水・ガス漏れ	漏れ点検
	(10) 防振ゴムの状態	点検後必要に応じ交換
	(11) エンジンの始動性及び異音	
潤滑油系	(1) 潤滑油交換	交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期
	(2) 潤滑油フィルタ	交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期
	(3) 潤滑油ゴムホース	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
	(4) 潤滑油漏れ	
燃料系	(1) ガス漏れの有無	
	(2) ガスレギュレタの状態	
	(3) ガスホースの状態	点検（亀裂、損傷、クリップ等）
冷却水系	(1) 冷却水（LLC）	LLC濃度50%（寒冷地60%） 交換は5年又は10,000時間のいずれか早い時期
	(2) 冷却水ポンプの状態	点検後必要に応じ交換
	(3) 冷却水ゴムホースの状態	点検後必要に応じ交換
制御盤・発電機系	(1) 絶縁抵抗の測定	発電機側配線端子
	(2) 端子・カブラの弛み	制御盤・パッケージ内各部
	(3) 制御基板の状態	点検後必要に応じ交換
	(4) 換気ファンの状態	制御ルーム内。点検後必要に応じ交換
	(5) 換気ファンフィルタの清掃	制御ルーム内
インバータ	(1) 端子・カブラの弛み	
	(2) ケースのさび・がたつき	
	(3) 換気ファンの状態	インバータルーム。点検後必要に応じ交換

	(4) 換気フィルタの清掃	インバータルーム
パッケージ	(1) 換気ファンの状態	エンジンルーム。点検後必要に応じ交換
	(2) 運転音（騒音）	定常運転時確認
	(3) 振動	定常運転時確認
	(4) さび・がたつき	外観・内部
	(5) ラジエータファンの状態	異音の有無
	(6) ラジエータフィン	虫・異物詰まり、汚れ確認
他	(1) リモコンの状態	機能確認
	(2) 運転データ採取	パソコンによるデータ採取

## カ. 自動ドア保守点検に関する業務

### 1. 保守物件

- (1) ナブテスコ製DS-60型エンジン装置 2台
- (2) ナブテスコ製DS-75型エンジン装置 4台

### 2. 業務内容

- (1) 保守物件の正常な作動状態を維持するため、年間に4回の点検、注油及び調整を行う。
  - (a) 装置の異常の有無
  - (b) 自動ドア開閉回数の測定（DS型）
  - (c) 扉の開閉速度及びクッションの調整
  - (d) 各部のビス、ボルト、ナット等の締め直し
  - (e) 機械各部の清掃、注油
  - (f) 軽微な部品交換費用を含む
- (2) 定期点検及び不時の故障が発生した場合は、直ちに厚生労働省認定の自動ドア施工技能士の資格を有する者を派遣し、迅速に点検・修理調整するものとする。

### 内部用自動ドア

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ドア・サッシ部	① ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。	3M	
	② ドア本体作動時の異音の有無を点検する。	3M	
	③ ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	④ 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	⑤ ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M	・引き戸に限る。
	⑥ ドアと枠の隙間が適正であることを確認する。	3M	・開き戸に限る。
	⑦ ドア開閉時の床面との隙間が適正であることを確認する。	3M	・開き戸に限る。
	⑧ ドアストッパーの取付け及び各ピボットの取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	⑨ 無目点検カバーの取付け状態を点検する。	3M	・引き戸に限る。
2. 懸架部	① 吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	3M	・引き戸に限る。
	② 踊り止めの隙間は適正であることを確認する。	3M	・引き戸に限る。
	③ アームと駆動部の摩耗及び取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	④ 吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	6M	
	⑤ ハンガーレールの取付け状態を点検する。	1Y	・引き戸に限る。 ・引き戸に限る。

点検項目	点検内容	周期	備考
3. 動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	3M	・開き戸に限る。 ・開き戸に限る。
	②エンジンケース蓋の取付け状態を点検する。	3M	
	③エンジンケース防水材の取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。 ・開き戸に限る。 ・引き戸に限る。 ・引き戸に限る。 ・引き戸に限る。
	④エンジンの取付け状態を確認する。	6M	
	⑤エンジンストッパーの取付け状態を点検する。	6M	
	⑥駆動軸の変形の有無を点検する。	6M	
	⑦防振ゴムの変形の有無を点検する。	6M	
	⑧従動プーリの取付け状態を点検する。	6M	
	⑨ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態を確認する。	6M	
4. 制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M	
	②クッション作用の状態を点検する。	3M	
	③ドア位置検出スイッチの状態を点検する。	3M	
	④電源スイッチの作動状態を点検する。	3M	
	⑤制御装置の取付け状態を点検する。	1Y	
5. センサー部	①センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3M	・センサー式に限る。 ・タッチスイッチ式に限る。 ・マットスイッチ式に限る。
	②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M	
	③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3M	
	④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M	
6. 電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M	
	②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	6M	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y	

電動書架

点 検 項 目	点 検 内 容	周期	備 考
1. 台枠及び棚周り			
a. レール	レールの変形、摩耗、腐食及び異物の有無を点検する。	1Y	
b. 台車フレーム	①支柱及びフレームの取付け状況の良否を点検する。	1Y	・固定台車がある場合に限る。
	②固定台車のボルトの緩みの有無を点検する。	1Y	
	③台車当りゴムの変形及び破損の有無を点検する。	1Y	
c. ラック	天板と支柱の緩みの有無を点検する。	1Y	
2. 駆動装置等	①駆動装置の異常音の有無を点検する。	1Y	・チェーン駆動の場合に限る。
	②チェーンの摩耗及び破損の有無を点検する。	1Y	
	③ギア部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	④操作ユニットの取付け部の緩みの有無を点検する。	1Y	
	⑤チェーンの緩みとテンションボルトの点検を行う。	1Y	
3. 制御装置及び検出装置	①各操作スイッチの作動異常の有無を点検する。	1Y	・チェーン駆動の場合に限る。
	②各表示ランプの作動異常の有無を点検する。	1Y	
	③安全装置の作動状況の良否を点検する。	1Y	
	④漏電遮断器の作動状況の良否を点検する。	1Y	
	⑤操作ユニットの取付け部の緩みの有無を点検する。	1Y	
4. 電気関連	①端子部の接続状態及び配線状態の良否を点検する。	1Y	・道路照明がある場合に限る。
	②絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	③道路照明の点灯状態の良否を点検する。	1Y	

外部用自動ドア

点検項目	点検内容	周期	備考
1. ドア・サッシ部	①ドア本体の傷及びステッカーの有無を点検する。	3M	
	②ドア本体作動時の異音の有無を点検する。	3M	
	③ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	④全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M	
	⑤ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。	3M	・引き戸に限る。
	⑥ドアと枠の隙間が適正であることを確認する。	3M	・開き戸に限る。
	⑦ドア開閉時の床面との隙間が適正であることを確認する。	3M	・開き戸に限る。
	⑧ドアストッパーの取付け及び各ピボットの取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	⑨無目点検カバーの取付け状態を点検する。	3M	・引き戸に限る。
2. 懸架部	①吊戸車、ドア・ストローク、ハンガーレールの汚れ、摩耗及び損傷を点検する。	3M	・引き戸に限る。
	②踊り止めの隙間は適正であることを確認する。	3M	・引き戸に限る。
	③アームと駆動部の摩耗及び取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	④吊戸車及びストッパーの取付け状態を点検する。	6M	・引き戸に限る。
	⑤ハンガーレールの取付け状態を点検する。	1Y	・引き戸に限る。
3. 動力部・作動部	①手動開閉の動作確認及び異音の有無を点検する。	3M	
	②エンジンケース蓋の取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	③エンジンケース防水材の取付け状態を点検する。	3M	・開き戸に限る。
	④エンジンの取付け状態を確認する。	6M	
	⑤エンジンストッパーの取付け状態を点検する。	6M	・開き戸に限る。
	⑥駆動軸の変形の有無を点検する。	6M	・開き戸に限る。
	⑦防振ゴムの変形の有無を点検する。	6M	・引き戸に限る。
	⑧従動プーリの取付け状態を点検する。	6M	・引き戸に限る。
	⑨ベルト、チェーン、ワイヤの張り、摩耗及び取付け状態を確認する。	6M	・引き戸に限る。
4. 制御装置	①開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M	
	②クッション作用の状態を点検する。	3M	
	③ドア位置検出スイッチの状態を点検する。	3M	
	④電源スイッチの作動状態を点検する。	3M	
	⑤制御装置の取付け状態を点検する。	1Y	
5. センサー部	①センサー及び補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3M	
	②センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M	・センサー式に限る。
	③タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3M	・タッチスイッチ式に限る。
	④マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M	・マットスイッチ式に限る。
	⑤マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	1Y	・マットスイッチ式に限る。

点検項目	点検内容	周期	備考
6. 電気回路	①通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M	
	②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	6M	
	③絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	④電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y	

## キ. 消毒に関する業務

### 1. 業務の概要

城島保健福祉センターのネズミ・ゴキブリ等の防除を行い、環境衛生上良好な状態にすること。

業務内容

#### (1) 鼠 防除及び駆除について

##### (a) 使用薬剤と駆除

・化学的駆除法

① 毒餌法による駆除（殺鼠剤）

クマリン系、オキシクマリン、プロマシオロン、ワルファリン

・物理的駆除法

② 粘着シートによる捕獲

・環境的駆除法

① 建物への侵入口の遮断・建物内の通路の遮断

② 食料源の隔離

##### (b) 施工方法

① 天井裏、鼠の通路に毒餌の設置

② 鼠の歩行路に粉剤を散布

③ 粘着シート・ラットトラップを設置し鼠を捕獲

#### (2) 衛生害虫 防除及び駆除について

##### (a) ゴキブリ

・使用薬剤と駆除方法

乳剤・油剤噴霧法

① スプレー方式による残留噴霧施工

通路、テナント床のコーナー、調理実習室等に薬剤散布

フェニトロチオン、フェニトロチオンMC剤、フェンチオン、プロポクスル

② ULV方式（超微粒子噴霧）による空間処理

調理実習室等

ペルメトリン、フェノトリン

・毒餌配置法

食毒剤をコーティングし喫食させて駆除

湯沸室、調理実習室等

ヒドラメチルノン、ホーサン

## ク. 消防設備保守点検に関する業務

1. 保守点検 消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、設備機器 非常電源、誘導灯、排煙設備、避難器具設備 ※配線点検含む

### 2. 業務内容

#### (1) 消防設備保守点検

「消防法第17条の3の3」、「同法施行令第36条」、「同法施行規則第31条の6」及びこれに基づく告示（昭和50年消防庁告示第3号および告示第14号）（平成16年消防庁告示第9号）（平成14年6月1

- 1日消防予172号)により実施すること。
- (2) 保守点検設備の点検を行い、必要に応じて消防署に点検結果報告書を作成し提出する。
- (3) 総合点検については、年間に1回、外観点検・機能点検・作動試験については年間に2回行うものとし、点検日時は事前に協議のうえ決定する。
- (4) 点検の際、表示ランプ・発信機ガラス・受信機のランプ等軽微なものの破損、球切れを確認した場合は、無償で交換すること。
- (5) 消火器及び誘導灯設備は、機器点検を実施すること。
- (6) 上記以外の設備は、総合点検を実施すること。
- (7) 故障、修理箇所は直ちに修理できるように、不良箇所一覧及び見積書を作成し提出すること。

保守点検設備機器一覧表 (城島保健福祉センター)

1. 受信機				
	P型1級	25回線	マップ式	1面
2. 発信機				
	P型1級			6個
3. 差動式スポット型感知器				
	2種			59個
4. 定温式スポット型感知器				
	1種			19個
5. 定温式スポット型感知器				
	特種			7個
6. 煙感知器				
	2種			11個
7. 非常放送設備				
	増幅器操作部	360W		1台
8. 非常放送設備				
	スピーカー			88個
9. 非常放送設備				
	アッテネーター			24個
10. 屋内消火栓				6個
11. 消火器				12個
12. 防火扉				2台
13. 防火シャッター				3台
14. ガスコントローラー				2個
15. 避難口誘導灯				26個
16. 通路誘導灯				14個
17. 非常照明				24個

業務内容

1. 保守点検業務概要当施設における消防設備(別図)を消防法第17条の3の3、同法施行令第36条、同法施行規則第31条の6及びこれに基づく告示(昭和50年消防庁告示第3号および告示第14号)

(平成 16 年消防庁告示第 9 号)(平成 14 年 6 月 11 日消防予 172 号)に基づき総合点検及び外観点検・機能点検・作動試験を行い報告書等の提出を行う。

## 2. 保守の範囲

総合点検及び外観点検・機能点検・作動試験の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部分又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれがある場合の調整
- (3) ボルト、ネジ等の緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ①潤滑油、グリス、充填油等
  - ②表示ランプ、発信機ガラス、受信機のランプ、ヒューズ
  - ③パッキン、ガスケット、Oリング類(容易に交換できる場合)
  - ④精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装(タッチペイント程度)
- (7) 点検対象以外であっても異常を発見した場合は、市に報告する。

## 3. 特記事項

- (1) 点検時期
  - (a) 総合点検については年間に 1 回、外観点検・機能点検・作動試験については年間に 2 回行うものとする
  - (b) 点検を行う場合はあらかじめ劣化及び故障状況を確認し点検の参考にする。
- (2) 緊急時の対応
  - (a) 契約者から、防災設備について故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合、また点検の結果対象部分が異常な場合速やかに、故障状態を確認するとともに事態に応じた簡易な適切な処置をとること。
- (3) 維持管理のための情報提供
  - (a) 指定管理者が第三者に再委託する場合は、による日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。
- (4) 点検の省略
  - (a) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。
    - ・容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの
    - ・配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの
    - ・電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの
    - ・地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの
    - ・足場のない給気又は排気のための塔
    - ・ロッカー、家具等があり点検不可能なもの
  - (b) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。
- (5) 点検及び保守に伴う注意事項
  - (a) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。
  - (b) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。
  - (c) 各防災設備の系統図の作成を行い、提出の上、設備の掌握に努め保守点検に反映させること。
  - (d) 消防用設備等の点検立会い制度により、一般社団法人福岡県消防設備安全協会より派遣される点検立会い指導員が点検の立会いを実施する場合がある。

防災設備定期点検（総合点検、機器点検）業務内容

A. 消防用設備等

1法定点検	点検の基準、期間及び結果報告は「消防法第17条の3の3」、「同法施行令第36条」、「同法施行規則第31条の6」及びこれに基づく告示（昭和50年消防庁告示第3号および告示第14号）（平成16年消防庁告示第9号）（平成14年6月1日消防予172号）等に定めるところによる。
-------	--

B. 建築基準法関係防災設備

1. 点検及び保守	点検の基準、期間及び結果報告は、「建築基準法」、「同法施行令」、「同法施行規則」及びこれに基づく告示等に定めるところによるほか、本項による。
2. 防火扉、ダンパー等	防火扉、ダンパー等の点検項目、点検内容は、表6.2.3による。 なお、随時閉式の防火扉等(※1)について、点検資格を有する者(※2)により建築基準法第12条に基づく点検を実施すること。 ※1：防火扉、防火・防煙シャッター、防火・防煙スクリーン ※2：一級・二級建築士、防火設備検査員

表6.2.3 防火戸、ダンパー等

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 機器点検			
a. 連動制御器			
イ. 連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 ③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 ④連動作動試験は、感知器の機能点検を行う加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑤遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。 ⑥付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M	
ロ. 予備電源	①充電装置等の損傷、異常音、異臭及び異常な発熱の有無を確認する。 ②常用の電源から予備電源への切替えが自動的に行われ、かつ、電圧計の指示値及び表示灯が適正であることを確認する。 ③容量試験を行い、容量が適正であることを確認する。	6M 6M 6M	
ハ. ランプ、スイッチ、ヒューズ類	①各表示灯の電球等を点灯させ、著しい光束変化等の有無を確認する。 ②スイッチ類は、開閉機能及び開閉位置が正常である	6M 6M	

	<p>ことを確認する</p> <p>③ヒューズ類が、規定の種類及び容量のものであることを確認する。</p>	6M	
b. 感知器	<p>①変形、揖傷、脱落、腐食等の有無を確認する。</p> <p>②設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の有無を確認する。</p> <p>③設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。</p> <p>④熱感知器の感熱部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。</p> <p>⑤煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。</p> <p>⑥補償式又は定温式スポット型感知器は加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。</p> <p>⑦イオン化式又は光電式煙感知器は加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。</p>	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M	
c. 自動閉鎖装置 イ. 防火扉、ダンパー	<p>①防火扉の周囲に、閉鎖及び避難上障害となるものがないことを確認する。</p> <p>②防火扉及びダンパーが規定の装置により正常な状態でセットされていることを確認する。</p> <p>③防火扉、ダンパー及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。</p> <p>④温度ヒューズ付自動閉鎖装置の場合は規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。</p> <p>⑤防火扉及びダンパーの手動による閉鎖が正常に作動することを確認する。</p> <p>⑥連動制御器の作動指令により防火扉及びダンパーが正常に作動することを確認する。なお、順送り方式のものにあつては、順送り作動が正常であることを確認する。</p> <p>⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。</p> <p>⑧防火扉及びダンパーを閉鎖作動させた後、復帰させた場合の異常の有無を点検し、関係部位が元の状態に戻ることを確認する。</p>	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M	
ロ. 防火シャッター	<p>①シャッター及び避難ドアの周囲に閉鎖上又は避難上障害になるものがないことを確認する。また、閉鎖時に避難方向の誘導の為に設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。</p> <p>②防火シャッター及び自動閉鎖装置に著しい変形、損傷等の有無を点検する。</p> <p>③温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。</p> <p>④シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンによりシャッターを閉鎖させ正常に作動することを確認する。</p> <p>⑤連動制御器の作動指令により、シャッターが正常に作動することを確認する。</p> <p>⑥ハンドル、チェーン等で手動巻き上げ操作が容易で</p>	6M 6M 6M 6M 6M 6M	

	あること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。		
	⑦作動確認用スイッチの作動を確認する。	6M	
	⑧閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	6M	
	⑨開閉機構部の次の事項について確認する。 ・開閉機構部の油漏れ及びモータの過熱及び異常音の有無 ・ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否 ・スプロケット、ローラーチェーンの芯ずれの有無及びローラーチェーンのたるみ状態 ・ロープ車の損傷及びワイヤーロープの磨耗の有無  ・巻取りシャフト、ブラケットの変形の有無及び取付け状態の良否	6M	
2. 総合点検	①煙感知器の感度が正常であることを所定の感度試験器により確認する。	1Y	
	②予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸、ダンパー等が正常に作動することを確認する。	1Y	
3. 絶縁抵抗測定	次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間（1回線当り） ・端末器回路と大地間（1回線当り） ・感知器回路と大地間（1回線当り） ・付属する音響装置にいたる回路と大地間	1Y	
4. 建具の外観点検	①建具の変形、さび、腐食、傷、損耗、塗装の劣化及び表面処理の劣化の有無を確認する。	6M	
a. 防火戸、排煙窓等	②金物類のさび、腐食の有無を確認する。	6M	
	③温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。	6M	
	④金物類のがたつき、緩み及び変形の有無を点検する	6M	
b. 防火シャッター	①表面処理、塗装、損傷及び汚れ等の劣化の有無を確認する。	6M	
	②さび、腐食及び変形の有無並びに取付け状態の良否を確認する。	6M	

## ケ. 防火対象物定期点検に関する業務

### 1. 業務内容

- (1) 防火対象物点検  
消防法第8条の2の2第1項及び第8条の2の3の規定に基づき実施すること。
- (2) 防火対象物の点検を行い、点検結果報告書を2部作成し提出する。また、消防署に点検結果報告書を提出すること。
- (3) 点検回数は年1回とし、点検する職員は、消防設備士の資格を有する技術者とする。
- (4) 保守点検及び、確認の内容
  - (a) 届出
  - (b) 消防計画
  - (c) 防災物品の表示
  - (d) 消防用物品等
  - (e) 火を使用する設備の位置・構造及び管理等
- (5) 指定管理者が本業務を再委託する場合、受託者は必要な事項について詳細に点検し、その結果を指定管理者に適切かつ迅速に報告するとともに、もし、不適切な事項が確認された場合においては、指定管理者に対し是正のための適切な助言を与えること。

## コ. エレベータ保守点検に関する業務

### 対 象 設 備

#### 1. 一般事項

- (1) 保守点検
  - (a) 定期に計画的な点検、手入れ保全作業(給油、調整、清掃等)を行うこと。
  - (b) 点検、手入れ保全の対象箇所、対象機器、作業内容は、以下の整備点検内容の記載のとおり行うこと。
  - (c) 点検、手入れ保全作業を行ったときは、「エレベーター作業報告書」を提出すること。
- (2) 異常監視、直接通話
  - (a) 昇降機設備について次の異常が発生したときは、遠隔点検装置からの異常通報に基づき適切な処理をとること。  
(ア)閉じ込め故障(イ)使用不能故障(運行に支障がある状態)(ウ)着床不良(エ)戸開閉不良  
(オ)制御盤停電(カ)遠隔点検装置停電  
(キ)制御関連機器温度異常
  - (b) 昇降機設備に次の故障が発生した場合は、昇降機設備かご内インターホにより、同かご内の乗客と受信専門員が直接通話し、必要な指示、連絡等を行うこと。
  - (c) 異常報告が発せられた場合の処置の結果は、報告書を提出すること。
- (3) 消耗部品の供給
  - (a) 本基準書に記載の作業に必要な部品のうち、消耗部品(通常の使用による摩耗、劣化により、補完、交換を頻繁に行う小部品、油脂類等)を供給すること。
- (4) 構成部品の修理、取替
  - (a) 昇降機設備の機能維持を図るため、機器の摩耗、劣化を予測し、その予測に基づいて機器の構成部品の修理、取替を行うこと。
  - (b) 修理が終了したときは、修理完了届を提出すること。
  - (c) メーカーの純粋部品を使用すること。
- (5) 品質検査
  - (a) 1年に1回、昇降機設備の総合的な機能を確認する検査を行うこと。品質検査の結果については、報告書を提出すること。
- (6) 緊急時の対応
  - (a) 契約者から昇降機設備について、故障等の緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに、昇降機設備の運行状態を確認するとともに事態に応じた適切な処置をとること。
- (7) 維持管理のための情報提供
  - (a) 指定管理者が第三者に再委託する場合は、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、

正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

メーカー名	種類	機種	停止(非停止)階床数	速度	用途	積載質量(kg)	竣工検査年度
三菱エレベーター	ロープ式機械室レス	P-15-C060	3	60	乗用車椅子仕様	1000	2008

### 整備点検内容

1. エレベーター	<p>(a) エレベーターの点検項目及び点検内容は、次の組合せによる。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>エレベーターの種類</th> <th>適用点検及び保守表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ロープ式エレベーター</td> <td>表4.8.1 (A)</td> </tr> <tr> <td>非常用エレベーター</td> <td>表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (B)</td> </tr> <tr> <td>油圧式エレベーター</td> <td>表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (C)</td> </tr> <tr> <td>機械室なしエレベーター</td> <td>表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (D)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 油圧エレベーターに用いられる消耗部品のうち、パッキン及びOリングは、受注者の負担外とする。ただし、フルメンテナンス契約の場合は除く。</p> <p>(c) フルメンテナンス契約においては、部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。ただし、表4.8.1 (A) から表4.8.1 (D) の備考欄に(※)印を付した事項の実施及び次のものの交換は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 巻上機のギアケース</li> <li>(2) 電動機のフレーム</li> <li>(3) 制御盤等のキャビネット</li> <li>(4) 油圧エレベーターの油タンク、圧力配管、プランジャー及びシリンダー</li> <li>(5) かご及びかご内の仕上げ材</li> <li>(6) 乗場戸、三方枠、表示器</li> <li>(7) その他上記に類するもの</li> </ol> <p>(d) 点検周期は、点検項目に対応する点検及び保守内容の末尾に(1Y)とあるものは年1回〈6M〉とあるものは6月1回、〈3M〉とあるものは3月1回、(1M)とあるものは月1回とする。ただし、労働安全衛生法対象物に関する点検周期は、クレーン等安全規則(第155条)の定めるところによる。</p>	エレベーターの種類	適用点検及び保守表	ロープ式エレベーター	表4.8.1 (A)	非常用エレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (B)	油圧式エレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (C)	機械室なしエレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (D)
エレベーターの種類	適用点検及び保守表										
ロープ式エレベーター	表4.8.1 (A)										
非常用エレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (B)										
油圧式エレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (C)										
機械室なしエレベーター	表4.8.1 (A) 及び表4.8.1 (D)										

表4.8.1 (A) ロープ式エレベーター

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 機械室			
a. 機械室への通行及び出入口	①機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。 ②出入口扉の施錠の良否を確認する。	3M 3M	
b. 室内環境	①室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。 ②手巻きハンドルの設置の有無を点検する。 ③エレベーター設備以外の有無を点検する。	3M 3M 3M	
c. 主開閉器、受電盤制御盤、起動盤及び信号盤	①作動の良否を点検する。 ②端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。	3M 1Y 1Y 6M	
d. 荷重試験	積載荷重の100%の荷重を載せた場合において、異常のないことを確認する。	1Y	・労基法対象物に限る。
e. 階床選択器	①スチールテープ等と機械室床の貫通部分とが接触していないことを確認する。 ②作動の良否を点検する。	1M 1M	・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。
f. 巻上機	①潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ②歯当りの良否を点検する。 ③回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。 ④綱車のひび割れ、ロープ溝の摩耗及びロープスリップの有無を点検する。	3M 1Y 1Y 1Y	
g. 電磁ブレーキ	①作動の良否を点検する。 ②スリップの異常の有無を点検する。 ③ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。	1M 3M 6M	
h. そらせ車	①ロープ溝の摩耗の有無及び取付けの良否を点検する。 ②回転状態の異常の有無を点検する。	1Y 3M	
i. 電動機及び電動発電機	①運転状態の良否を点検する。 ②振動、音及び温度の異常の有無を点検する。	1M 3M	
j. 調速機	①音及び振動の異常の有無を点検する。 ②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、そ	3M 1Y 1Y	

	の値が基準値に適合していることを確認する。		
k. 機器の耐震対策	地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。	1Y	・措置不良の場合の修理（※）
l. 主索の緩み検出装置	作動の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
m. かご速度検出器	①取付け状態の良否を点検する。	6M	・当該装置がある場合に限る。
	②正しく機能していることを確認する。	6M	・当該装置がある場合に限る。
n. 昇降路との貫通部分	主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。	1Y	
2. かご			
a. 運転状態	乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。	1M	
b. かご室の周壁、天井及び床	摩耗、さび、腐食等の有無を点検する。	3M	
c. かごの戸及び敷居	①ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	6M	
	②取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1Y	
d. かごの戸のスイッチ	①取付け状態の良否を点検する。	6M	
	②作動の良否を点検する。	6M	
e. 戸閉め安全装置	戸の反転動作機能などの作動状態の良否を点検する。	1M	・当該装置がある場合に限る。
f. かご操作盤及び位置表示灯	①作動の良否を点検する。	3M	
	②取付けの良否を点検する。	3M	
g. 外部への連絡装置	呼出し及び通話の良否を点検する。	3M	
h. 照明	球切れ及びちらつきの有無を点検する。	3M	
i. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	3M	
j. 注意銘板の表示	用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。	3M	・表示が適用でない場合の交換（※）
k. 停電灯装置	①点灯状態の良否を点検する。	3M	・当該装置がある場合に限る。
	②基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
l. 各階強制停止	作動の良否を点検する。	6M	・当該装置がある

装置			場合に限る。
m. かが床先と昇降路壁の水平距離	出入口の床先とかがの床先との水平距離及びかが床先と昇降路壁（乗用又は寝台用エレベーターに限る）との水平距離が規定値内にあることを確認する。	1Y	・異常がある場合の精密調査及び修理（※）
n. 光電装置	作動の良否を点検する。	1M	・当該装置がある場合に限る。
o. 側部救出口	施錠及びスイッチの作動の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
p. 専用操作盤	①取付け状態の良否を点検する。 ②作動の良否を点検する。	3M 3M	・車いす兼用の場合に限る。 ・車いす兼用の場合に限る。
q. 鏡及び手すり	取付けの良否を点検する。	3M	・調整不能の場合の修理（※） ・車いす兼用の場合に限る。
3. かがの周囲及び昇降路			
a. かがの上部の外観	汚れの有無を点検する。	3M	
b. 非常救出口	①かが外部からの開閉の良否を点検する。 ②救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。	6M 6M	
c. 戸の開閉装置	①戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ②開閉機構の取付け状態の良否を点検する。 ③軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。	1M 1Y 1Y	
d. リタイアリングカム	取付け状態及び作動の良否並びに摩耗等の有無を点検する。	6M	・当該装置がある場合に限る。
e. かが上安全スイッチ及び運転装置	作動の良否を点検する。	6M	
f. かがつり車及びおもりのつり車	①回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。 ②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1Y 1Y 1Y	・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。 ・当該装置がある場合に限る。
g. ガイドシュー又はローラーガイド	取付け状態の良否及び摩耗の有無を点検する。	1Y	
h. 主索及び调速機ロープ	①破断、摩耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。	1Y	

	②取付け状態の良否並びにダブルナット及び割ピンの劣化の有無を点検する。	1Y	
	③すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。	6M	
i. ガイドレール及びブラケット	①取付け状態の良否を点検する。	6M	
	②さび、変形、摩耗等の有無を点検する。	1Y	
j. 非常止め装置	①取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	②非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。	1Y	
k. 非常止めロープ	さび、振戻り、変形等の有無及び巻取りの良否を点検する。	1Y	・当該ロープがある場合に限る。
l. はかり装置	作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
m. つり合いおもり	取付け状態の良否を点検する。	6M	
n. 上部ファイナルリミットスイッチ	①取付け状態の良否を点検する。	6M	
	②作動の良否を点検する。	6M	
o. 誘導板及びリミットスイッチ	取付け状態の良否を点検する。	1Y	
p. 中間つなぎ箱及び配管	①ケーブルの取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	②昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。	1Y	
q. 着床装置	作動の良否を点検する。	1Y	
r. ドアインターロックスイッチ	①作動の良否を点検する。	1M	
	②取付け状態の良否を点検する。	6M	
s. 給油器	①給油機能の異常の有無を点検する。	6M	
	②油量の適否を点検する。	6M	
t. ドアクローザ	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。	6M	
u. ハンガーローラ及び連動ロープ	①取付け状態及び作動の良否を点検する。	6M	
	②ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。	6M	
v. ドアレール	①取付け状態の良否を点検する。	6M	
	②摩耗及びさびの有無を点検する。	6M	
w. 終端階強制減速装置	作動の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。

x. 昇降路	①各出入り口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーターに係る設備以外のものがある場合の撤去（※）</li> <li>き裂又は損傷がある場合の精密調査（※）</li> <li>接触のおそれがある場合の修理（※）</li> </ul>
	②エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6M	
	③昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。	1Y	
	④地震その他の振動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。	1Y	
4. 乗場			
a. 乗場ボタン及び表示灯	①乗場ボタンの作動の良否を点検する。	3M	
	②表示灯の球切れの有無を点検する。	3M	
	③取付け状態の良否を点検する。	3M	
b. 非常解錠装置	解錠に支障がないことを確認する。	1Y	
c. 乗場の戸及び敷居	①ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有無を点検する。	3M	
	②取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。	1Y	
5. ピット			
a. 環境状況	①漏水の有無を点検する。	6M	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水がある場合の精密調査及び修理（※）</li> <li>汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去（※）</li> </ul>
	②汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。	6M	
b. 緩衝器	①取付け状態の良否を点検する。	6M	<ul style="list-style-type: none"> <li>油入式の場合に限る。</li> </ul>
	②スプリング又はプランジャーのさびの有無を点検する。	6M	
	③作動油の油量の適否を点検する。	1Y	
c. ガバナロープ用及びその他の張り車	①走行中に、音に異常のないことを確認する。	3M	
	②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	1Y	
	③ピット床面との隙間の適否を点検する。	1Y	
d. 移動ケーブル	①かごの運行時に、揺れ及び振れに異常のないことを確認する。	1Y	
	②取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。	1Y	
e. 下部ファイナルリミットスイッチ	①取付け状態の良否を点検する。	1Y	
	②作動の良否を点検する。	6M	
f. つり合いロープ（鎖）及び取	取付け状態の良否及びさび、摩耗、破断等の有無を点検する。	1Y	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該設備がある場合に限る。</li> </ul>

付け部			
g. つり合いおもり床部隙間	かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。	1Y	
h. タイダウンセーフティ	取付け状態の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
i. 耐震対策	地震その他の振動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。	1Y	・接触のおそれがある場合の修理(※) ・当該措置が必要な場合に限る。
6. 付加装置			・当該装置がある場合に限る。
a. 地震時管制運転装置	動作の良否を点検する。	1Y	
b. 火災時管制運転装置	動作の良否を点検する。	1Y	
c. 自家発管制運転装置	動作の良否を点検する。	1Y	
d. 停電時自動着床装置	①動作の良否を点検する。 ②バッテリー液に不足がないことを確認する。	1Y 3M	
e. オートアナウンス装置	動作の良否を点検する。	6M	
f. 故障自動通報システム	動作の良否を点検する。	6M	

表4.8.1 (B) 非常用エレベーター

点検項目	点検内容	周期	備考
1. かご呼び戻し装置	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことを確認する。	1Y	
2. 一次及び二次消防運転	非常用運転時は、他のエレベーターの影響を受けないことを確認する。	1Y	
3. 非常標識及び表示灯	表示及び点灯の良否を点検する。	1Y	
4. 予備電源	異常の有無を点検する。	1Y	・異常がある場合の精密調査(※)

5. かご上の電気設備	①かご上の電気設備の水除けカバー、水抜孔等の取付けの良否を点検する。	1Y	・水がある場合の除去又は精密調査(※)
	②電線管、ボックス等の内部の水の有無を点検する。	1Y	
6. ピット			
a. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているスイッチ類が、消防運転時に確実に切り離されることを確認する。	1Y	
b. 環境状態	ピット内には、水に浮くものがないことを確認する。	3M	
7. 中央監視室			
a. 中央監視盤	スイッチ作動及び表示灯の点灯の良否を点検する。	1Y	
b. 中央監視室との連絡装置	呼出し及び通話機能に異常がないことを確認する。	3M	

表4.8.1 (C) 油圧エレベーター

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 機械室			
a. 消火器等	①出入り口付近に消火器又は消火砂が設けられていることを確認する。	1Y	・表示が適切でない場合の交換(※)
	②火気厳禁の表示の有無を確認する。	1Y	
b. パワーユニット			・汚れが著しい場合の油交換(※)
イ. 圧力計	指示値が正常であることを確認する。	1M	
ロ. ポンプ	油漏れ及び音、振動等の有無を点検する。	3M	
ハ. 駆動ベルト	ベルトの張力の良否を点検する。	6M	
ニ. 油圧タンク	①油量の適否及び油漏れの有無を点検する。	3M	
【作動油】	②油の汚れの有無及び油温の適否を点検する。	1Y	
	③タンクの取付け状態の良否を点検する。	1Y	
ホ. 安全弁	作動の良否を点検する。	1Y	
c. 圧力配管	①油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	1Y	
	②圧力配管の固定状態を点検する。	1Y	
d. 高圧ゴムホース	油漏れの有無及び継手部の接続の良否を点検する。	3M	
e. 空転防止装置	規定の時間内に確実に作動することを確認する。	1Y	
2. かご			
【床合せ補正装置】	着床面を基準として規定値内の位置において補正することができることを確認する。	3M	

3. かごの周囲及び昇降路			
a. 油圧ジャッキ	取付けの良否並びに油漏れ、さび、損傷等の有無を点検する。	1Y	
b. プランジャー 頂部鋼車及び 離脱防止装置	①作動の良否を点検する。 ②鋼車のひび割れ、摩耗及び走行中の音の異常の有無を点検する。 ③かごを最上部より微速で上昇させ、プランジャーが離脱防止装置で停止したとき、頂部隙間が規定値以上であることを確認する。	1Y 1Y 1Y	
c. 頂部安全距離 確保スイッチ	作動させた場合に頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	3M	
d. 調速機	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 jによる。	1Y	
4. ピット			
a. かごと緩衝器 との距離	かごが最下階に着床しているときのかごと緩衝器との距離が、下降定格速度に応じ、基準値内であることを確認する。	1Y	・自動車運搬用を除く
b. 油圧シリンダ	取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	1Y	
c. そらせ車	①回転時に軸受けの音及び振動の異常の有無を点検する。 ②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。 ③取付け状態の良否及びき裂の有無を点検する。	6M 1Y 1Y	

表4.8.1 (D) 機械室なしエレベーター

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 機器類			
a. 主開閉器、受電盤、制御盤、起動盤及び信号盤	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 cによる。		
b. 制御盤カバー スイッチ	スイッチの作動の良否を点検する。	1Y	・当該スイッチがある場合に限る。
c. 巻上機	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 fによる。		
d. 電磁ブレーキ	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 gによる。		
e. 電動機	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 iによる。		
f. 調速機	表4.8.1 (A) 1. 「機械室」 jによる。		
2. かごの周囲及び昇降路			
a. 返し車	①回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。 ②ロープ溝の摩耗の有無を点検する。	6M 1Y	・当該装置がある

	③取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。	1Y	場合に限る。
b. 頂部安全距離確保スイッチ	作動させた場合に頂部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	1Y	
3. 乗場			
a. ブレーキ開放装置	機能の良否を点検する。	1Y	
b. かご運転装置	機能の良否を点検する。	6M	・当該装置がある場合に限る。
4. ピット			
a. 保安用停止スイッチ	作動の良否を点検する。	1Y	
b. 底部安全距離確保スイッチ	作動させた場合に、底部安全距離が規定値以上確保できることを確認する。	1Y	
c. かご下降防止装置	機能の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。
d. ピット冠水スイッチ	作動の良否を点検する。	1Y	・当該装置がある場合に限る。

## サ. プール水質検査に関する業務

### 1. 業務の概要

城島保健福祉センター歩行プール（以下「プール」という。）の水質検査を行い、常にプールの正常な機能の維持管理に努めること。

異常を早期に発見して原因を取り除き、清掃の時期を的確に判断し、歩行プールの機能を維持させること。

### 2. 設備仕様

施設規模 温水歩行プール（ジャグジーを含む）

### 3. 適用法令等

厚生労働省健康局長通達「遊泳用プールの衛生基準について」、その他関係法令等に基づき業務を行うこと。

### 4. 水質検査の項目及び頻度

水質検査の検査項目及び検査頻度は、以下のとおりとする。

### 5. 報告

異常が発覚した場合には速やかに対応報告すること。

## 検査項目

検査項目	検査頻度	
	歩行プール	ジャグジー
水素イオン濃度	毎月1回	年1回

濁 度	毎月1回	年1回
過マンガン酸カリウム消費量	毎月1回	年1回
大腸菌	毎月1回	年1回
一般細菌	毎月1回	年1回
遊離残留塩素濃度	毎月1回	年1回
総トリハロメタン	年1回	年1回
レジオネラ属菌	年1回	年1回

## シ. 電話交換設備保守点検に関する業務

### 1. 保守点検機器

城島保健福祉センター設置の電話交換機 一式  
 // 多機能電話機 一式

### 2. 業務概要

城島保健福祉センターに設置した上記機器の保守点検を実施することにより、常時、正常な通話状態を維持するために本業務を行うものである。

### 3. 一般事項

- (1) 年3回（開館日対応）の定期保守点検を行うこと。
- (2) 保守点検業務を行う際は、事前に市へ連絡し、担当者の立会いのもとに実施すること。
- (3) 保守点検業務終了後、ただちに業務報告書（点検表）を作成し、市へ提出すること。
- (4) 保守点検業務実施中、各機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合は、速やかに対応すること。

## ス. 電位治療器保守点検に関する業務

### 1. 保守点検機器

リラックスルームの電位治療器 4台  
 （スカイウェル）

### 2. 点検の内容

- (1) 年1回の定期保守点検を行うこと。
- (2) 保守点検業務実施中、機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合は、速やかに対応すること。

## セ. 樹木管理に関する業務

### 1. 業務内容

- ・ 樹木の剪定を行う。 (年2回)
- ・ 樹木の防除を行うこと。 (年2回)
- ・ 植木の施肥を行うこと。 (年1回) シモツケ・キンシバイを除く。
- ・ 緑地帯 (駐車場・堀垣) の除草及び草刈を行うこと。 (年3回)

### 2. 樹木の配置、名称及び数量

クチナシ ・ サザンカ ・ サツキツツジ ・ ブナノキ  
 ヒラドツツジ ・ シモツケ ・ キンシバイ ・ アジサイ

### 3. その他

- ・ 当該作業により発生した廃材等の処分は適正に処理する。
- ・ 樹木の剪定を行う際は危険防止に関する対処をすること。
- ・ 隣接する総合支所の開庁時間内に作業を行う場合は、来庁者への十分な配慮を行った上で作業すること。

樹木の名称及び数量

記号	名 称	数量	単位	備 考
(A)	クチナシ	22	株	
(B)	サザンカ	19	(L) m	
(C)	クチナシ	74	株	
(D)	サツキツツジ	110	株	
(E)	ブナノキ	2	本	
(F)	サツキツツジ	61	株	
(G)	ヒラドツツジ	161	株	
(H)	ヒラドツツジ	120	株	
(I)	シモツケ	228	株	
(J)	キンシバイ	272	株	
(K)	サザンカ	15	(L) m	
(L)	ヒラドツツジ	55	株	
(M)	アジサイ	21	株	
(N)	サツキツツジ	26	株	
(O)	クチナシ	30	株	

## ソ. トレーニング機器保守点検に関する業務

### 1. 保守点検機器

- (ア) 城島保健福祉センター設置の筋力トレーニング機器（以下「筋トレ機器」という。）  
 (イ) 城島保健福祉センター設置の有酸素運動機器（以下「有酸素機器」という。）

### 2. 業務概要 施設に設置した機器の保守点検を実施することにより、常時、正常な稼動状態を維持するために本業務を行うものである。

### 3. 一般事項

#### (1) 定期保守点検

- (a) 筋トレ機器は、年4回の定期保守点検を行うこと。  
 (b) 有酸素機器は、年2回の定期保守点検を行うこと。

#### (2) 保守点検業務実施中、機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合は、速やかに対応すること。

### 4. 現在の機器一覧

NO	種別	品番等	区分
1	筋力系運動器具	KAWAI S-105~160 0.5kg~6.0kg ダンベル	市備品
2	収納器具	ダンベルラック	市備品
3	背筋力計	セー LB9102	市備品
4	腹筋台	STAR TRAC アブドミナルベンチ	市備品
5	運動器具	STAR TRAC インクラインベンチ	リース
6	背筋台	バックエクステンション	リース
7	筋力系運動器具	チェストプレス	リース
8	筋力系運動器具	レッグエクステンション	リース
9	筋力系運動器具	レッグプレス	リース
10	筋力系運動器具	レッグカール	リース
11	筋力系運動器具	ラットブルダウン	リース
12	筋力系運動器具	ショルダープレス	リース
13	筋力系運動器具	アブダクション/アダクション	リース
14	有酸素運動器具	トレッドミル	リース
15	有酸素運動器具	トレッドミル	リース
16	有酸素運動器具	トレッドミル	リース
17	有酸素運動器具	アップライトバイク	リース
18	有酸素運動器具	アップライトバイク	リース
19	有酸素運動器具	アップライトバイク	リース
20	有酸素運動器具	リカンベントバイク	リース
21	有酸素運動器具	リカンベントバイク	リース
22	有酸素運動器具	リカンベントバイク	リース
23	有酸素運動器具	ステッパー	リース
24	有酸素運動器具	クロストレーナー	リース
25	トレーニング用マット	セー BH947082 ストレッチマット	市備品
26	トレーニング用マット	セー BH947082 ストレッチマット	市備品

※現在のトレーニング機器等には、現指定管理者のリース物件も含まれるため、指定管理者の変更がある場合は、同等程度の機器を設置する必要があります。

## タ. 自動券売機器保守点検に関する業務

### 1. 保守点検機器

1階の自動券売機 1台（グローリー（株）製 VT-B10型）

### 2. 点検の内容

- (1) 年2回の定期保守点検を行うこと。  
 (2) 保守点検業務実施中、機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合は、速やかに対応すること。

## チ. 非常用発電機保守点検に関する業務

### 1. 業務内容

- (1) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検を行うこと。
- (2) 指定管理者が、第三者に再委託する場合は、電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事の監督及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行うこと。
- (3) 定期点検を年2回行うこと。  
対象設備：非常用発電機

### 2. 点検の範囲

#### (1) 対象設備

- (a) 受電設備容量 350kVA  
(単相 150kVA：三相 200kVA)
- (b) 受電電圧 6,600V
- (c) 発電機 非常用 3φ47kVA

- (2) 対象設備について以下に示す点検内容を実施し、点検対象部分以外であっても、異常を発見した場合には、速やかに対応すること。

### 3. 保安管理業務内容

保安管理業務の内容は、保安規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法令に基づき適正に点検を実施すること。
- (2) 非常用発電機の運転性能に関する点検については、消防用ポンプ等を用いた負荷試験を実施すること。
- (3) 指定管理者が第三者に再委託する場合、電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事の監督、及び竣工検査を行い、必要な指示又は助言を行う。
- (4) 電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう、指導、協議又は助言を行うと共に、当該電気工作物の点検、測定、試験等を定期的に行い、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項、その他必要な事項がある場合は、これについて指示又は助言を行う。
- (5) 電気工作物の事故発生の場合は、応急措置を指導すると共に、事故原因を探求し、再発防止についてとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じ精密検査を行う。
- (6) 法令に基づく官庁検査の立会。

### 4. 保安管理業務の方法

- (1) 保安規定別表に基づく点検、測定および試験は、次に掲げるものとする。  
(a) 定期点検 2回/年

対象設備：非常用発電機

### 5. 保守の範囲

定期点検、臨時点検の結果に応じ実施する保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - (a) 潤滑油、グリス、充填油等
  - (b) ランプ類、ヒューズ類
  - (c) パッキン、ガスケット、Oリング類（容易に交換できる場合）
  - (d) 精製水
- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷がある部分の補修、塗装（タッチペイント程度）
- (7) その他これらに類する軽微な作業

### 6. 点検の実施

- (1) 点検を行う場合には、あらかじめ劣化及び故障状況を確認し、点検の参考とする。
- (2) 点検は、原則として目視、接触又は軽打等により行う。
- (3) 測定を行う点検は、定められた測定機器又は当該事項専用の測定機器を使用する。
- (4) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。
- (5) 定期点検の点検周期の表記は下記による。

6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。

(6) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う

#### 7. 応急処置等

(1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。

(2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

#### 8. 点検の省略

(1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

(a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの

(d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

(e) 足場のない給気又は排気のための塔

(2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 9. 点検及び保守に伴う注意事項

(1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

#### 10. その他

(1) 維持管理のための情報提供

指定管理者が第三者に再委託する場合は、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

(2) 保安規定により定められている点検項目、点検内容及び周期は、本基準書に優先する。なお、保安規程により定められていない事項は、本基準書による。

### 電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

#### 自家発電設備

1. 消防法の適用を受ける自家発電設備は、消防法及びこれに基づく総務省令等の定めるところによる。
2. 本基準書は、消防法による非常電源、建築基準法による予備電源（以下「防災電源」という。）となる自家発電設備に適用する。
3. 運転試験は、6Mは無負荷、1Y及び6Yは負荷状態で実施する。

1. 自家発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 発電機室等	①小動物が侵入するおそれのある開口部の有無を点検する。	6M	
	②消火器の有無を点検する。	6M	
	③取扱者以外の者の立入禁止措置が行われていることを確認する。	6M	
	④保守用Iビーム、チェーンブロック等にさび、取付けボルトの緩みの有無を点検し、作動部の動きが円滑であることを確認する。	6M	
	⑤廃油処理が行われていることを確認する。	6M	
	⑥照度を測定し、点検及び操作上必要な照度が確保されていることを確認する。	6M	
	⑦各設備、各機器、建築物等との保有距離が保たれていることを確認する。	6M	
	⑧点検上及び使用上障害となる不要物が置かれていないことを確認する。	6M	
2. 本体基礎部等	①共通台板の取付け状況及び基礎ボルトの変形、損傷等の有無を点検する。	6M	
	②防振装置（防振ゴム、ばね、ストッパー）のひび割れ、変形、損傷及びたわみの有無を点検する。	6M	
	③付属機器の取付け状態及び取付けボルトの点検を行う。	1Y	
	④原動機と発電機との軸継手部の損傷、緩み等の有無を点検する。また、たわみ軸継手を使用されているものは、緩衝用ゴムの損傷等の有無を点検する。	1Y	
3. 原動機 a. ディーゼル機 関・ガス機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損、変形等の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れがないことを確認する。	6M	
	④クランクケース、過給機、燃料ポンプ、調速機等各部の潤滑油量が適正であることを確認する。	6M	
	⑤潤滑油の汚れ及び変質の有無を点検する。	6M	
	⑥機関のターニングにより、次の点検を行う。 ・各シリンダの吸・排気弁の開閉時期及びバルブクリアランスの良否 ・燃料噴射ポンプの吐出開始時期の良否	1Y	
	⑦燃料噴射弁の噴射圧力及び噴射状態の良否を点検する。	1Y	
	⑧燃料フィルター及び潤滑油フィルターの分解清掃を行い、フィルター本体及びエレメントに異常がないことを確認する。	1Y	・紙フィルターは交換する。
	⑨過流式機関及び予燃焼室式機関は、予熱栓の発熱部の断線、変形等の有無を点検する。	1Y	
	⑩調速機（リンク系統及び電気系統）装置の作動状況を点検する。	1Y	
	⑪潤滑油の交換は、潤滑油を潤滑油用プライミングポンプ、ウィングポンプ、ドレンプラグ等により排出し、フラッシング油を使用して清掃し、作業終了後フラッシング油を抜き取り、新油を給油する。なお、潤滑油（製造者の指定品）の交換箇所は次による。 ・原動機油受 ・過給機油受	6Y	対象外

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁腕注油用タンク</li> <li>・ 一体形燃料噴射ポンプ油受</li> <li>・ 調速機</li> <li>・ 空気圧縮機油受</li> </ul> <p>また、次の各部にグリス油（製造者の指定品）を給油する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 冷却水ポンプ（電動機付）</li> <li>・ 同上（機関付）</li> <li>・ 燃料移送ポンプ</li> </ul>		
<p>⑫潤滑油プライミングポンプ、ブースタ等を分解し、異常の有無を点検する。</p>	6Y	対象外
<p>⑬シリンダヘッドを外し、分解清掃後、カラーチェック等により燃焼面のき裂及びストレッチによる変形の有無を点検する。また、取付け時、シリンダヘッド銅パッキン又はガスケットパッキンは交換する。</p>	6Y	対象外
<p>⑭吸・排気弁を外し、分解清掃後、ばねの異常、弁棒と弁案内のしゅう動部の異常の有無を点検する。</p>	6Y	対象外
<p>⑮燃料噴射ポンプ及び吸排気弁用カム、タペットローラの摩耗、損傷、剥離等の有無を点検する。</p>	6Y	対象外
<p>⑯燃料噴射ポンプの吐出弁、弁座及び燃料高圧管の取付け部の損傷の有無を点検する。</p>	6Y	対象外
<p>⑰シリンダライナ及びピストンの点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃焼面のカーボンを除去し、清掃する。</li> <li>・ 燃焼面及びピストンとのしゅう動面に損傷の有無を点検する。</li> <li>・ ピストンとのしゅう動面の摩耗状態をシリンダゲージにより測定する。</li> <li>・ シリンダライナを抜き出し、ジャケット側の腐食、損傷等の有無を点検する。</li> <li>・ ピストンを抜き出し、ピストン及びピストンリングの摩耗状態を点検する。</li> </ul>	6Y	対象外
<p>⑱給気管等の点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給気管内部に損傷の有無を点検する。</li> <li>・ 膨張継手の汚損、き裂、破損等の有無を点検する。</li> <li>・ 給気冷却器付は、その内部を分解清掃後異常の有無を点検する。</li> <li>・ 過給横ケースの損傷、き裂、腐食等の有無を点検する。</li> </ul>	6Y	対象外
<p>⑲冷却水ポンプの分解点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ メカニカルシールのゴムリング部の摩耗及び割れの有無を点検する。</li> <li>・ インペラの損傷、き裂、腐食等の有無を点検する。</li> <li>・ ケーシング本体との隙間を測定する。</li> </ul>	6Y	対象外
<p>⑳下記の空気諸弁を分解清掃後、弁及び弁座の面荒れの有無を点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分配弁</li> <li>・ 塞止弁</li> <li>・ 始動・停止用電磁弁</li> <li>・ 減圧弁等</li> </ul>	6Y	対象外
<p>21. 始動電動機等の点検は、下記により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブラシの摩耗状況を測定する。</li> <li>・ 整流子面に異常のないことを確認する。</li> </ul>	6Y	対象外

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉器主接点の面荒れを点検する。</li> </ul>		
b. ガスタービン 機関	①原動機の据付け状況を点検する。	6M	
	②各部の汚損及び変形の有無を点検する。	6M	
	③機側の各配管等に燃料、冷却水、潤滑油、始動空気等の漏れの有無を点検する。	6M	
	④ボアスコープ等により燃焼器内部、タービン翼、タービンノズル及び圧縮機等の変形、損傷等の有無を点検する。	1Y	
	⑤燃料フィルタ及び潤滑油フィルタの分解清掃は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑧による。ただし、カートリッジ式は、カートリッジを交換する	1Y	
	⑥潤滑油交換は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」⑪による。	6Y	対象外
	⑦下記燃焼器内部の分解点検及び清掃を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料ノズルの燃料配管</li> <li>・燃焼器ケーシング部のヒートシールド板</li> <li>・アース、ケーブル等</li> <li>・ケーシング及びライナ</li> <li>・点火プラグ及び燃料ノズル</li> <li>・ライナ内外表面の割れ、焼損、カーボンの付着</li> </ul> なお、分解点検後の組立ては注記による。 注) 1) 燃料ノズルのガスケット両面には、シール剤を塗布する。 2) ノズル及びケーシングの取付けボルトには、二硫化モリブデン焼付防止剤又は同等品を塗布する。 3) ライナ取付け前に、ボアスコープでタービンノズルの点検を実施する。	6Y	対象外
	⑧タービン翼及びタービンノズルを下記により分解点検する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライナを取外した状態で、その開口部から目視及びボアスコープにより点検する。</li> <li>・ノズルのベーン、デフレクタ又はスクロール内壁に局所的な焼損、き裂等の有無を点検する。</li> </ul> なお、異常がある場合は燃料ノズルの緩み、漏れ、摩耗、堆積物の付着及び燃焼器ライナの損傷の有無を点検する。	6Y	対象外
	⑨圧縮機の分解点検は、下記により行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・圧縮機吐出し圧力、取出しタップをプレートと共に取外し、同位置に専用測定器具を取付ける。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスタービンを起動し、回転速度数、圧縮機吐出し圧力、圧縮吐出し温度及び排気温度を記録する。</li> </ul> </li> <li>・日常の運転記録があれば、それらのデータを利用してガスタービンの性能低下があるか調査する。</li> </ul>	6Y	対象外
	⑩始動電動機等は、a. 「ディーゼル機関・ガス機関」21.による。	6Y	対象外
4. 発電機	①発電機本体、出力端子保護カバー等の変形、損傷、脱落、腐食等の有無を点検する。	6M	
	②発電機の巻線部及び導電部周辺に付着したほこり、油脂等による汚損の有無を点検し、乾燥状態にあることを確認する。	6M	

	③スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
	④接地線の断線、き裂及び接続部の緩みの有無を点検する	6M	
	⑤ブラシ付発電機は、ブラシを引き出して、表面、側面の摩耗状態及びブラシ抑え圧力が適正値であることを点検する。また、ブラシ、ブラシ保持器スリップリング等の清掃を行う。なお、ブラシレス発電機の場合は、回転整流器、サージアブソーバ等の取付け状態を点検する。	6M	
	⑥軸受等の潤滑状況の良否、変質及び汚損の有無を点検する。	1Y	
	⑦潤滑油の汚損状況及び水分の混入状況を、オイル試験紙等を用いて点検する。	1Y	
5. 発電機制御盤類 【発電機盤、自動始動盤、補機盤】	①盤本体、扉、ちょう番、ガラス窓等の損傷、さび、変形、腐食等の有無を点検する。	6M	
a. 盤本体・内部配線等	②主回路及び制御用、操作用、表示用等の配線に腐食、損傷、過熱、ほこりの付着、断線等の有無を点検する。	6M	
	③主回路端子部、補機回路端子部、検出部端子等の接続部分及びクランプ類に腐食、損傷及び過熱による変色の有無を点検する。	6M	
	④碍子類、その他の支持物に腐食、損傷、変形等の有無を点検する。	6M	
	⑤接地線の断線、腐食及び接続部の損傷等の有無を点検する。	6M	
	⑥スペースヒータ及び回路の断線、過熱等の有無を点検する。	6M	
b. 盤内機器	①自動電圧調整装置（AVR）の変形、損傷、腐食、ほこりの付着、過熱及び接触不良の有無を点検する。	6M	
	②交流遮断器は、受変電設備「3. 交流遮断器（真空遮断器、油遮断器、ガス遮断器）」。	6M	
	③手動断路器は、受変電設備「4. 断路器」。	6M	
	④計器用変成器は、受変電設備「5. 計器用変成器」。	6M	
	⑤負荷開閉器は、受変電設備「7. 高圧負荷開閉器（閉鎖形気中開閉器、開放形気中開閉器、真空開閉器）」。	6M	
	⑥指示計器、表示操作及び保護継電器は、受変電設備「11. 指示計器、表示操作及び保護継電器」。	6M	
	⑦配線用遮断器等の開閉器類は、受変電設備「12. 低圧開閉器類」による。	6M	
c. 制御回路部	①制御電源スイッチ、自動・手動切替スイッチ、自動始動制御機器等の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐食、過熱、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	
	②補機盤は、次による。 ・補機用電源スイッチ（始動電動機、充電装置、空気圧縮機、室内換気装置、燃料移送ポンプ等）の操作及び取付け状態の良否並びに汚損、破損、腐	6M	・検出用スイッチを作動させて運転してもよい。

	<p>食、過熱、異常音、異常振動等の有無を点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補機運転用検出スイッチを短絡又は開放して、自動運転ができることを確認する。</li> </ul>		
6始動用装置類			
a. 蓄電池設備	<p>①直流電源設備「3.蓄電池」。</p> <p>②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができる容量であることを確認する。</p>	6M	
b. 空気始動設備	<p>①始動空気槽、空気圧縮機等に変形、損傷、腐食等の有無を点検する。</p> <p>②始動回数試験を行い、消防法で定める駆動ができることを確認する。</p> <p>③附属の圧力計により始動用空気圧力が適正であることを確認する。</p> <p>④安全弁の吹出し、吹下りの圧力値が適正であることを確認する。</p> <p>⑤空気圧縮機の潤滑油の漏れ、汚損、変色等の有無及び油量の良否を確認する。</p> <p>⑥始動回数試験後、始動用空気を規定時間内に規定圧力まで充気できることを確認する。</p>	6M 6M 6M 1Y 6M 1Y	
c. 自動充気装置	<p>空気圧縮機等の作動に異音、異常振動及び過熱がないことを確認する。また、充気装置の動作状態が適正で上限及び下限の空気圧力が規定値内であることを確認する。</p>	1Y	
d. 燃料槽	<p>①燃料タンクの貯油量を油面計により点検し、あわせて油面計の動作の良否を点検する。また、滑車式油面計は、滑車の動作の円滑性及びワイヤ等の損傷の有無を点検する。</p> <p>②燃料タンク、配管及び各種バルブの状態並びに取付けボルトの異常の有無を点検する。</p> <p>③燃料タンク用通気金物の引火防止金網の脱落、腐食等の有無を点検する。</p> <p>④燃料タンクの燃料油の水分含有量について点検する。</p> <p>⑤燃料タンク内部のさび、損傷等の有無を点検する。</p> <p>⑥燃料タンクのスラッジの堆積状況を点検する。</p> <p>⑦地下燃料タンクのマンホール内部のさびの有無を点検する。</p>	6M 6M 6M 1Y 6Y 6Y 1Y	対象外 対象外
e. 燃料移送ポンプ	<p>①ポンプ運転用レベルスイッチが正常に作動することを確認する。</p> <p>②ポンプの基礎ボルト及び取付けボルトを点検する。</p> <p>③本体及び軸受部分に異音、異常振動、異常な温度上昇等の有無を点検する。</p> <p>④電動機との直結部分又はプーリ間の芯出し及びベルトの張り具合が正常であることを確認する。</p> <p>⑤軸封部分からの漏油の有無を点検する。</p>	1Y 1Y 1Y 1Y 1Y	
f. ガス系統付属機器			
イ. ガス昇圧機	<p>①損傷、油漏れ、水漏れ等の有無を点検する。</p>	6M	

	②油量を確認する。	6M	
	③温度、冷却水流量・温度等を確認し、軸受部の振動の有無を点検する。	1Y	
	④軸封部等の漏れの有無を点検する。	1Y	
ロ. 空熱比制御装置	①制御機器の作動を確認する。	1Y	
	②外観点検を行い、変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。	1Y	
ハ. ガス調圧機【レギュレータ】	ガス調圧器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ニ. 逆火防止装置【フレームアレスタ】	逆火防止装置を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ホ. 点火装置	①点火プラグ・コードを点検する。	6M	
	②分配器（ディストリビュータ）を開放し、内部の点検をする。	1Y	
	③高電圧発生器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
ヘ. ガス混合器【ガスマキサ】	ガス混合器を開放し、内部の点検をする。	6Y	対象外
g. 冷却水系統 地下水槽等	①ボールタップ等の自動給水装置の変形損傷等の有無を点検し、動作が正常であることを確認する。	6M	
	②地下水槽の水量を確認し、配管等の損傷、漏水等の有無を点検する。	6M	
	③冷却水を排出し、内部の清掃及び塗装を行う。	6Y	対象外
	④地下水槽のフート弁を分解し、異常の有無を点検する。	6Y	対象外
	⑤地下水槽内部の清掃、点検終了後、給水し、給水完了時の水位が規定値であることを確認する。	6Y	対象外
h. 冷却塔	①羽根車の羽根及びサポート等の変形、損傷、さび、腐食等の有無を点検する。	1Y	
	②充填材の汚損の程度を点検する。	1Y	
	③冷却水中の沈殿物、浮遊物等の有無及び水の透明等を点検する。	1Y	
	④送風機及びポンプを停止し、散水口の目詰まりを点検する。	1Y	
	⑤水槽下部の排水管を全開して排水した後、水槽上部より順次下方へと清掃を行う。	1Y	
	⑥自然乾燥後に上下水槽の損傷の有無を点検し、金属製水槽の場合は、塗装の状態及びさびの有無を点検する。	1Y	
	⑦ボールタップのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水の給水、停止の状態を確認する。	1Y	
	⑧フロートスイッチのフロートへの浸水及び変形の有無を点検し、フロートを上下に移動して補給水ポンプの電源が正常に入・切することを確認する。	1Y	
	⑨通風装置のベルトを点検し、スリップによる摩耗、	1Y	

	縁の切れ、底割れ、側面のひび割れ及び一部欠損の有無を点検する。		
i. 冷却水ポンプ	①圧力計の動作状態の良否を点検し、連成計及び圧力計の数値を確認する。	6M	
	②本体及び軸受部分の異音、異常振動、温度上昇等の有無を点検する。	6M	
	③本体と電動機との直結部分が正常であることを確認する。また、軸受部分からの漏水の有無を点検する。	6M	
	④ポンプの共通ベース及び基礎ボルトの損傷、緩みの有無を点検する。	1Y	
j. ラジエータ	①本体、ファン及びファンベルト等の変形、損傷、緩み、腐食、漏水等の有無を点検する。	6M	
	②ラジエータコア外面の汚損の有無を点検する。	6M	
	③屋外のフード、金網、がらり等のさび、損傷、緩み等の有無を点検する。	6M	
	④ラジエータ内部の冷却水の汚れの有無を点検する。	6M	
k. 換気装置	①給排気ファン等の据付け状態、回転部及びベルトに緩み、損傷、き裂、異音、異常振動等の有無を点検する。	6M	
	②軸受部の潤滑油に汚れ、変質、異物の混入等の有無を点検する。	6M	
1. 配管			
(イ) 排気管	①排気管と原動機、可燃物、その他の離隔距離を確認する。	6M	
	②排気伸縮管、排気管及び断熱被覆に変形、脱落、損傷及びき裂の有無を点検する。	6M	
	③排気管貫通部の断熱材保護部のめがね石等に変形損傷、脱落及びき裂の有無を点検する。また、排気伸縮管を配管途中に取付けている場合は、貫通部の排気管固定の取付け状態を確認する。	6M	
	④室外露出部のさび等の有無及び先端部保護網の取付け状態の良否を点検する。	1Y	
(ロ) 各種配管	①配管等の変形、損傷等の有無を点検し、支持金具に緩みが無いことを確認する。	6M	
	②配管の取付け部及び接続部からの漏れの有無を点検し、バルブの開閉状態が正常の位置にあることを確認する。	6M	
	③原動機本体、付属機器及びタンク類との接続部の各種可とう管継手に変形、損傷、漏れ等の有無を点検する。また、ゴム状の可とう管継手を使用している場合は、ひび割れ等のないことを確認する。	6M	
	④温調弁及び感温部の動作温度が設定値どおりであることを確認する。なお、点検で取り外したパッキンは交換する。	1Y	
	⑤冷却水系統及び燃料系統の電磁弁の動作状況を点検する。	1Y	
m. 排気消音器	①支持金具、緩衝装置等の損傷の有無を点検する。	6M	
	②ドレンバルブ又はドレンコックを点検し、水分等を	1Y	

	除去する。		
n. 耐震装置	①ストッパ等の偏荷重、溶接部のはがれ等の有無を点検する。	6M	
	②基礎ボルト等の変形、損傷、ナットの緩みの有無を点検し、耐震措置が適正であることを確認する。	6M	
o. 排気ガス処理装置	①装置の変形、損傷、漏れ、腐食、緩み等の有無を点検する。	6M	
【三元触媒式処理装置、脱硝触媒式処理装置、水噴射式処理装置、蒸気噴射式処理装置】	②排気ガスを測定し、性能を確認する。	6M	
	③制御機器の作動の良否を確認する。	6M	
7. 接地抵抗	①接地線の断線、腐食等の有無を点検する。	6M	
	②接地線接続部の取付け状態(ボルト、ナットの緩み、損傷等)を点検する。	6M	
	③各種接地極の接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
8. 絶縁測定	次の機器、回路別に絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・発電機関係 ・機器及び機側配線 ・電動機類	1Y	
9. 運転機能			
a. 試運転	①始動タイムスケジュール及びシーケンス(自動動作状況)を確認し、自家発電装置が自動運転待機状態にあることを確認する。	6M	
	②始動前に自家発電装置の周囲温度、原動機の冷却水及び潤滑油温度を測定する。ただし、ガスタービンは、冷却水の温度測定を除く。また、オイルリング付発電機の場合は、発電機の潤滑油給油口から、内部のオイルリングの作動状況を確認する。	6M	
	③運転中、下記計器類の指示値が規定値内にあることを確認する。 ・電圧 ・周波数 ・回転速度 ・各部温度 ・各部圧力	6M	
	④ブラシ付発電機の場合は、運転中、発電機ブラシからのスパークの発生状況に異常がないことを確認する。	6M	
	⑤運転中に異音(不規則音)、異臭、異常振動、異常な発熱、配管等からの漏れの有無を点検する。	6M	
	⑥保護装置の検出部を短絡又は動作させ、遮断器の遮断、原動機停止の機能、表示及び警報が正常であることを確認する。	6M	
	⑦自動始動盤の停止スイッチ(復電と同じ状態)による停止試験を行う。ただし、自動停止ができないも	6M	

	<p>のは、機側手動停止装置により行う。</p> <p>⑧ガスタービンは、停止回転低下中の回転変化が滑らかで、タービン内部にこすれ音等の異常音の有無を点検する。</p> <p>⑨試運転終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。</p>	6M	
b. 調速機	<p>①瞬時全負荷遮断性能は、発電機定格出力の100%の負荷において、電圧、周波数及び回転速度をそれぞれ定格値に合わせ、発電機用の遮断器を遮断して電圧周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。</p> <p>②瞬時負荷投入性能は、発電機用遮断器にて負荷を投入して電圧、周波数及び回転速度を測定し、安定性能を確認する。</p>	1Y	・100%負荷が確保できない場合は、状況に応じて部分負荷としてもよい。
c. 保護装置	<p>保護装置の検出部の動作を実動作又は模擬動作で試験し、動作値が設定値どおりであることを確認する。</p>	1Y	・実動作が不適当な項目については、模擬動作で行う。
d. 実負荷運転	<p>① 設置している消防設備に負荷をかけ、次の測定を行い、その適否を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電機の出力、電圧、各相電流、周波数、電力量及び電機子軸受の温度</li> <li>・ディーゼル機関及びガス機関の潤滑油、冷却水、排気ガス及び給気の圧力又は温度</li> <li>・ガスタービンの空気圧縮機の吐出圧力</li> <li>・ガスタービンのタービン入口におけるガス温度（出口の温度を測定して、入口のガス温度を算出する方法によるものを含む）及び軸受の出口における潤滑油の温度</li> <li>・原動機の回転速度</li> <li>・燃料消費量</li> <li>・振動（共通台板上の上下方向、軸方向及び軸と直角の水平方向の両振幅）</li> <li>・背圧測定（ディーゼル機関及びガス機関の排気出口部）ただし、ガスタービンは、吸排気抵抗値を測定する</li> </ul> <p>②発電機室内又はキュービクル内の給気及び排気の状態を点検し、所定の温度上昇の範囲内にあることを確認する。</p> <p>③運転中に油漏れ、異臭、異常音、異常振動、異常な発熱及び排気色の異常の有無を点検する。</p> <p>④運転中に原動機出口より、消音器、建物等の外部に至るまでの排気系統からの排気ガス漏れの有無を点検する。</p> <p>⑤敷地境界線において騒音測定を行う。</p> <p>⑥発電機停止後、電機子及び軸受の温度を測定する。</p> <p>⑦試験終了後、スイッチ、ハンドル、バルブ等の位置が自動始動運転の待機状態にあることを確認する。</p>	1Y	
e. 予備品等	<p>①製造者標準の予備品がそろっていることを確認す</p>	6M	



(5) 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(6) 定期点検の点検周期の表記は下記による。

6Mは6ヶ月に1回、1Yは1年に1回行うものとする。

(7) 点検時期

定期点検については年間に2回行うものとする

点検を行う場合はあらかじめ劣化及び故障状況を確認し聴取し点検の参考にする。

(8) 緊急時の対応

当該設備について故障等の緊急事態が発生した場合、また点検の結果対象部分が異常な場合、速やかに、故障状態を確認するとともに事態に応じた簡易な適切な処置をとること。

(9) 高圧（特別高圧を含む）及び低圧電圧にかかる点検は原則として停電時に行う

#### 5. 応急処置等

(1) 点検の結果、対象部分に脱落や落下又は転倒の恐れがある場合、また継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼす事が想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じること。

(2) 落下、飛散等の恐れがあるものについては、その区域を立入禁止にする等の危険防止措置を講じること。

#### 6. 点検の省略

(1) 次に掲げる部分は、点検を省略することができる。ただし、特記がある場合はこの限りでない。

(a) 容易に出入りできる点検口のない床下又は天井裏にあるもの

(b) 配管又は配線のための室、屋上その他にある機器で、容易に出入りできない場所にあるもの

(c) 電気の通電又は運転を停止することが極めて困難な状況にあるもの及びその付近にあるもので、点検することが危険であるもの

(d) 地中若しくはコンクリートその他の中に埋設されているもの

(e) 足場のない給気又は排気のための塔

(f) ロッカー・家具等があり点検不可能なもの

(2) 同一の対象部分について、複数の点検が同一の時期に重複する場合にあっては、当該点検内容が同一である限り、当該最長周期の点検の実施により重ねて他周期の点検を行うことを要しない。

#### 7. 検及び保守に伴う注意事項

(1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ市の承諾を受ける。

#### 8. その他

(1) 維持管理のための情報提供

指定管理者が第三者に再委託する場合は、日常管理を、より万全に行っていくために、安全確保、正しい利用方法について指導すること。また、関係諸法規改正の連絡等の情報提供を行うこと。

### 電気設備の点検項目及び点検内容（定期点検）

#### 太陽光発電設備

(a) 本基準書は、システム容量100kW未満の太陽光発電設備に適用する。

(b) 点検項目及び点検内容は下表による。

#### 1. 太陽光発電設備

点検項目	点検内容	周期	備考
1. 太陽光電池アレイ	①モジュールの汚れ、損傷、変色の有無を点検する。	6M	
	②アレイの枠及び架台の変形、錆、損傷等の有無を点検する。	6M	
	③外部配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	④接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	

	⑤主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
2. 接続箱	①外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	6M	
	②外部配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	③接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	
	④主回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑤開放電圧を測定し、アレイ開放電圧とストリング開放電圧が大きくばらついていないことを確認する。	1Y	
3. パワーコンディショナー・系統連携保護装置	①外箱の腐食、損傷、据付ボルト等の緩みの有無を点検する。	6M	
	②配線の損傷、端子接続部の緩みの有無を点検する。	6M	
	③動作時の異常音及び異臭の有無を点検する。	6M	
	④換気口フィルターの汚れ・目詰まり等の有無を確認する。	6M	
	⑤接地線の損傷、断線及び端子接続部の緩みの有無を確認する。	1Y	
	⑥主回路及び制御回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
	⑦インバーター内部の保護機能が正常であることを確認する。	1Y	
	⑧系統連携保護継電器が正常に動作することを確認する。	1Y	
	⑨投入ロック試験により、次の動作確認を行う	1Y	
	・ 停電時に太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないこと。		
	・ 復電時に所要時間内に並列運転できること		
4. 接地	①配線の断線及び損傷の有無を点検する。	6M	
	②接地工事種別ごとに接地抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y	
5. 発電状態	正常に発電していることを次の表示により、確認する。	6M	
	・ 運転・停止等の状態		
	・ 過去の発電電力・積算電力量等の値		
6. 表示装置	①発電表示パネルの取り付け状況を確認する。	6M	
	②表示装置を駆動するPCシステムが正常に動作しているか確認する。	6M	

## テ. げんきかんだより等配送に関する業務

### 1. 業務内容

- (1) げんきかんだよりを城島・三瀬地域及び安武・大善寺の各小学校区域の広報連絡担当者等までの配送
- (2) 施設イベントチラシ（城島地域のみ）の校區別仕分け及び城島地域の広報連絡担当者等までの配送（年1回）

### 2. 配布地域及び配布物等

- (1) 城島・三瀨地域
  - (a) 各戸配布 げんきかんだより
  - (b) 用紙サイズ A4 (両面印刷)
  - (c) 配布物の重量 40kg
  - (d) 配布回数 毎月1日 12回
- (2) 城島地域
  - (a) 各戸配布 施設イベントチラシ
  - (b) 用紙サイズ A4 (片面印刷)
  - (c) 配布物の重量 17.0kg
  - (d) 配布回数 年 1回

## ト. 賃貸借に関する業務

### 玄関マット

- 1. 玄関マットの規格
  - (1) 大きさが150 c m×240 c mであること。
  - (2) 玄関マットのラバー表面から毛先までが8m m以上あること。
- 2. 内容
  - (1) 上記規格の玄関マットを市が指示する場所に配置・交換すること。
    - (a) 数量 5枚
    - (b) 交換頻度 月に2回

### 観葉植物

- 1. 内容
  - 次のとおり、市が指示する場所に配置・交換すること。
    - (1) 観葉植物 4鉢 (高さ 140 c m～180 c m)
    - (2) 交換頻度 月に1回

## ナ. 雨水貯留施設に関する業務

- 1. 業務内容
  - 雨水貯留施設の栓の開閉及び適切な衛生管理を行うこと。

# 久留米市城島保健福祉センター

## 別紙2 貸与備品・消耗品リスト

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
1	傘袋装着機	コケ US-700	玄関
2	車イス	日本医療器研究所 KA202-40	玄関
3	車イス	日本医療器研究所 KA202-40	玄関
4	顔認証機能付き非接触検温器	Smart Pass(本体+スタンド)	1F玄関
5	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1F受付
6	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1F受付
7	スタッキングチェア	コケ CK-350C-V キャスター付き	1Fフロント
8	スタッキングチェア	コケ CK-350C-V キャスター付き	1Fフロント
9	スタッキングチェア	コケ CK-350C-V キャスター付き	1Fフロント
10	スタッキングチェア	コケ CK-152F4 布	1Fフロント
11	スタッキングチェア	コケ CK-152F4 布	1Fフロント
12	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1Fフロント
13	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1Fフロント
14	ミーティングテーブル	オカムラ 8194EB-MB42	1Fフロント
15	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	1Fフロント
16	食器戸棚	ライオン OK-26N	1Fフロント
17	担架	ヤガミ 50720 MT-8	1Fフロント
18	物品キャビネット	コケ BWU-K39・F1オーブン(下置)	1Fフロント
19	物品キャビネット	コケ BWU-HD239・F1引き違い戸(下置)	1Fフロント
20	物品キャビネット	コケ BWU-SGU49・F1(上置)	1Fフロント
21	物品キャビネット	コケ BWU-SGU49・F1(上置)	1Fフロント
22	スタッキングチェア	コケ CK-880 メッシュ	1F廊下
23	スタッキングチェア	コケ CK-880 メッシュ	1F廊下
24	スタッキングチェア	コケ CK-880 メッシュ	1F廊下
25	スツール	コケ CK-750	1F廊下
26	スツール	コケ CK-750	1F廊下
27	ゴミ箱	コケ イレ-700 傘袋用クズ入れ	1Fロビー
28	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1Fロビー
29	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	1Fロビー
30	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 パネル付	1Fロビー
31	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
32	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
33	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
34	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
35	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
36	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
37	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
38	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	1Fロビー
39	案内板	アイリスホセ GAN-315WN	1Fロビー
40	案内板	アイリスホセ GAN-315WN	1Fロビー
41	案内板	アイリスホセ GAN-315WN	1Fロビー
42	案内板	アイリスホセ GAN-315WN	1Fロビー
43	傘立て	コケ US-186N	1Fロビー
44	傘立て	コケ US-186N	1Fロビー
45	発券機	グロリー VT-B10-8	1Fロビー
46	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
47	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
48	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
49	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
50	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
51	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
52	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
53	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
54	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
55	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
56	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
57	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	1Fテラス
58	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	1Fテラス
59	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	1Fテラス
60	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	1Fテラス
61	スタッキングチェア	コクヨ CK-880 ムッシュ	リラクゼーション室
62	プランターボックス	コクヨ PX-B440	リラクゼーション室
63	プランターボックス	コクヨ PX-B440	リラクゼーション室
64	プランターボックス	コクヨ PX-B440	リラクゼーション室
65	マッサージ機器	KAWAI FMC-810 コインタイマー式マッサージチェア	リラクゼーション室
66	マッサージ機器	KAWAI FMC-810 コインタイマー式マッサージチェア	リラクゼーション室
67	マッサージ機器	KAWAI FMC-810 コインタイマー式マッサージチェア	リラクゼーション室
68	マッサージ機器	フジ医療器 SUPER RELAX MTR-500	リラクゼーション室
69	マッサージ機器	フジ医療器 SUPER RELAX MTR-500	リラクゼーション室
70	案内板	アイリスオトセ GAN-315WN	リラクゼーション室
71	畳縁台	オリバー SSW-81	リラクゼーション室
72	畳縁台	オリバー SSW-81	リラクゼーション室
73	電位治療器	日本メディックス SW-301 コインタイマー式ヘルストロン	リラクゼーション室
74	電位治療器	日本メディックス SW-301 コインタイマー式ヘルストロン	リラクゼーション室
75	電位治療器	日本メディックス SW-301 コインタイマー式ヘルストロン	リラクゼーション室
76	電位治療器	日本メディックス SW-301 コインタイマー式ヘルストロン	リラクゼーション室
77	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	男子更衣室
78	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	男子更衣室
79	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	男子更衣室
80	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	男子更衣室
81	屋外用ベンチ	コクヨ PF-B15NN	男子更衣室
82	屋外用ベンチ	コクヨ PF-B15NN	女子更衣室
83	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	女子更衣室
84	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	女子更衣室
85	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	女子更衣室
86	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	女子更衣室
87	ロッカー	コクヨ PLK-630-F11 (6人用)	女子更衣室
88	ロッカー	コクヨ LK-8F1 8人用	女子更衣室
89	ロッカー	コクヨ LK-8F1 8人用	女子更衣室
90	屋外用ベンチ	コクヨ PF-B15NN	女子更衣室
91	スタッキングチェア	コクヨ CK-880 ムッシュ	トレーニング室
92	スツール	コクヨ CK-750(ビニール)	トレーニング室
93	スツール	コクヨ CK-750	トレーニング室
94	スツール	コクヨ CK-750	トレーニング室
95	スツール	コクヨ CK-750	トレーニング室
96	スツール	コクヨ CK-750	トレーニング室
97	スツール	コクヨ CK-750	トレーニング室
98	スポーツ用具棚	KAWAI CR-2000 ダンベルラック	トレーニング室
99	テレビ	日立 L42-XV02	トレーニング室
100	腹筋台	STAR TRAC アブドミナルベンチ	トレーニング室

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
101	ユニット棚	日立 TB-LKA0082 角度可変型液晶テレビ専用壁掛けユニット	トレーニング室
102	ユニット棚	日立 TB-LKA0082 角度可変型液晶テレビ専用壁掛けユニット	トレーニング室
103	筋力系運動器具	KAWAI S-105~160 0.5kg~6.0kg ダンベル	トレーニング室
104	折りたたみイス	CKM845V694	トレーニング室
105	背筋力計	セノ LB9102	トレーニング室
106	スポーツタイマー	セノ JG9206 水泳用大型時計 ペースクロック	プール
107	監視台	セノ JG9507 プール監視用	プール
108	コースロープ	セノ JA9017	プール倉庫
109	プールカバーシート	セノ JF9119	プール倉庫
110	プールクリーナー	セノ JN9025	プール倉庫
111	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	プール倉庫
112	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	プール倉庫
113	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	プール倉庫
114	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	プール倉庫
115	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	プール倉庫
116	高圧洗浄機	ケルヒャー HD7 15C 60H	プール倉庫
117	スタッキングチェア	コケ CK-152F4 布	機械室
118	スタッキングチェア	コケ CK-152F4 布	機械室
119	スタッキングチェア	コケ CK-152F4 布	機械室
120	スタッキングチェア	コケ CK-880 マッシュ	機械室
121	パンフレットスタンド	コケ ZR-PS213	機械室
122	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	機械室
123	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	機械室
124	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	機械室
125	屋外用ベンチ	コケ PF-B15NN	機械室
126	折りたたみイス	CKM845V694	機械室
127	折りたたみイス	CKM845V694	機械室
128	折りたたみイス	CKM845V694	機械室
129	スタッキングチェア	コケ CK-1700 布	2F休憩室
130	スタッキングチェア	コケ CK-1700 布	2F休憩室
131	スタッキングチェア	コケ CK-1700 布	2F休憩室
132	スタッキングチェア	コケ CK-1700 布	2F休憩室
133	ミーティングテーブル	オリバー STW-614	2F休憩室
134	シュレッダー	MS-F5	2F事務所
135	保管庫	ガラス引き違い戸 S-365GF1NC	2F事務所
136	保管庫	ガラス引き違い戸 S-365GF1NC	2F事務所
137	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	2F事務所
138	ワゴン	コケ SD-FR46C3P81P1MNN	2F事務所
139	ワゴン	オカムラ DS35XJ-Z421	2F事務所
140	ワゴン	オカムラ DS35XJ-Z421	2F事務所
141	案内板	アイリスフセ GAN-315WN	2F事務所
142	金庫	SJ-20M4N	2F事務所
143	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
144	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
145	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
146	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
147	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
148	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
149	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所
150	事務イス	オカムラ CN33CR-FM37	2F事務所

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規 格	設置場所
151	受付机	オカムラ 4L13AA-MK37	2F事務所
152	食器戸棚	ライオン OK-26N	2F事務所
153	整理棚	新日本造形 253-676 整理・乾燥棚	2F事務所
154	物品キャビネット	コケヨ BWU-K39・F1オープン(下置)	2F事務所
155	物品キャビネット	コケヨ BWU-HD239・F1引き違い戸(下置)	2F事務所
156	物品キャビネット	コケヨ BWU-SGU49・F1(上置)	2F事務所
157	物品キャビネット	コケヨ BWU-SGU49・F1(上置)	2F事務所
158	片袖机	コケヨ SD-BSN147LF11	2F事務所
159	片袖机	コケヨ SD-BSN107LF11	2F事務所
160	片袖机	コケヨ SD-BSN107LF11	2F事務所
161	片袖机	コケヨ SD-BSN107LF11	2F事務所
162	片袖机	コケヨ SD-BSN107LF11	2F事務所
163	片袖机	コケヨ SD-BSN107LF11	2F事務所
164	冷蔵庫	日立 R-S31XMV	2F事務所
165	脇机	コケヨ SD-BSN47EC3F11	2F事務所
166	脇机	コケヨ SD-BSN47EC3F11	2F事務所
167	ロッカー	コケヨ LK-3F1 3人用	2F女子更衣室
168	ロッカー	コケヨ LK-3F1 3人用	2F女子更衣室
169	ロッカー	コケヨ LK-3F1 3人用	2F男子更衣室
170	ロッカー	コケヨ LK-3F1 3人用	2F男子更衣室
171	折りたたみイス	CKM845V694	2F倉庫
172	折りたたみイス	CKM845V694	2F倉庫
173	アンプ	TOA WA-660C ワイヤレス	倉庫201
174	折りたたみイス	CKM845V694	倉庫201
175	パンフレットスタンド	コケヨ ZR-PS213	倉庫202
176	アンプ	TOA KZ-25 ホータブル型	倉庫202
177	カウンター	受付カウンター2000×450×600	倉庫202
178	血圧計	フクダコーリン(株) 全自動血圧計 健太郎 HBP-9020	倉庫202
179	スクリーン	スクリーン 学研1-86232	倉庫202
180	トレーニング用マット	セノー BH947082 ストレッチマット	倉庫202
181	トレーニング用マット	セノー BH947082 ストレッチマット	倉庫202
182	ロッカー	コケヨ LK-4F1 4人用	倉庫202
183	ロッカー	コケヨ LK-6F1 6人用	倉庫202
184	子ども用机	幼児テーブル マスセット 桃	倉庫202
185	子ども用机	幼児テーブル マスセット 桃	倉庫202
186	子ども用机	幼児テーブル マスセット 桃	倉庫202
187	子ども用机	幼児テーブル マスセット 桃	倉庫202
188	台車	PDA-LSC-PS	倉庫202
189	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F相談室
190	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
191	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
192	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
193	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
194	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
195	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
196	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
197	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
198	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
199	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
200	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
201	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	2Fテラス
202	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	2Fテラス
203	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	2Fテラス
204	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	2Fテラス
205	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2Fフロア
206	移動式ミラー	エパニユー 移動式120 EKK005	2F連絡通路
207	移動式ミラー	エパニユー 移動式120 EKK005	2F連絡通路
208	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
209	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
210	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
211	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
212	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
213	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
214	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2F廊下
215	ミーティングテーブル	コケヨ KT-PS900 パネル付	2F廊下
216	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
217	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
218	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
219	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
220	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
221	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
222	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
223	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
224	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
225	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
226	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
227	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
228	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
229	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
230	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
231	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
232	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
233	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
234	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
235	ダイニングチェア	クレス サプル5NA 木製業務用	2Fロビー
236	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	2Fロビー
237	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	2Fロビー
238	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	2Fロビー
239	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	2Fロビー
240	ロビーチェア	オリバー SSB-117・S3 ビニールレザー	2Fロビー
241	案内板	アイリストセ GAN-315WN	2Fロビー
242	応接テーブル	クレス TB1180-UC5NA システムテーブル 木製	2Fロビー
243	応接テーブル	クレス TB1180-UC5NA システムテーブル 木製	2Fロビー
244	応接テーブル	クレス TB1180-UC5NA システムテーブル 木製	2Fロビー
245	応接テーブル	クレス TB1180-UC5NA システムテーブル 木製	2Fロビー
246	応接テーブル	クレス TB1180-UC5NA システムテーブル 木製	2Fロビー
247	物置台	(木製パンコ)1600×910	2Fロビー
248	物置台	(木製パンコ)1600×910	2Fロビー
249	パーティション	コケヨ PP-E1218F2	健康相談室
250	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康相談室

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規 格	設置場所
251	ミーティングテーブル	コクヨ KT-S900	健康相談室
252	ミーティングテーブル	コクヨ KT-S900	健康相談室
253	ミーティングテーブル	コクヨ KT-PS900 パネル付	健康相談室
254	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
255	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
256	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
257	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
258	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
259	折りたたみイス	CKM845V694	健康相談室
260	マイクロホン	WX-4100A ワイヤレス	健康フロア
261	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
262	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
263	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
264	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
265	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
266	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
267	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
268	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
269	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
270	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
271	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
272	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
273	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
274	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
275	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
276	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
277	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
278	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
279	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
280	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
281	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
282	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
283	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
284	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
285	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
286	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
287	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
288	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
289	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
290	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
291	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
292	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
293	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
294	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
295	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
296	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
297	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
298	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
299	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫
300	スタッキングチェア	アイリス紡セ FMS-M108	健康フロア倉庫





城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規 格	設置場所
401	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
402	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
403	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
404	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
405	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
406	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
407	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
408	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
409	スタッキングチェア	アイリスフトセ FMS-M108	健康フロア倉庫
410	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
411	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
412	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
413	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
414	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
415	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
416	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
417	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
418	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
419	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
420	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
421	スタッキングチェア	コケヨ CK-865-N ムッシュ	健康フロア倉庫
422	ステージ台	コケヨ KF-14N 可動式	健康フロア倉庫
423	ステージ台	コケヨ KF-14N 可動式	健康フロア倉庫
424	ステージ台	コケヨ KF-14N 可動式	健康フロア倉庫
425	ステージ台	コケヨ KF-14N 可動式	健康フロア倉庫
426	ホワイトボード	コケヨ BB-R736W3PS	健康フロア倉庫
427	ホワイトボード	コケヨ BB-R736W3PS	健康フロア倉庫
428	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
429	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
430	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
431	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
432	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
433	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
434	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
435	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
436	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
437	ミーティングテーブル	450×1800	健康フロア倉庫
438	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
439	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
440	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
441	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
442	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
443	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
444	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
445	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
446	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
447	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
448	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
449	ミーティングテーブル	コケヨ KT-S900	健康フロア倉庫
450	ミーティングテーブル	コケヨ KT-PS900 パネル付	健康フロア倉庫

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規 格	設置場所
451	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
452	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
453	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
454	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
455	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
456	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
457	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
458	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
459	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
460	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
461	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
462	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	健康フロア倉庫
463	演台	コケ WA-170N	健康フロア倉庫
464	演台	コケ WA-171N	健康フロア倉庫
465	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
466	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
467	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
468	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
469	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
470	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
471	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
472	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
473	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
474	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
475	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
476	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
477	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
478	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
479	折りたたみイス	CKM845V694	健康フロア倉庫
480	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	健康フロア前
481	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
482	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
483	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
484	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
485	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
486	スタッキングチェア	コケ CK-865-N ムッシュ	会議室
487	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	会議室
488	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	会議室
489	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	会議室
490	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	会議室
491	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	会議室
492	ミーティングテーブル	コケ KT-PS900 ハンズ付	会議室
493	物置台	(木製/バンコ)1600×910	2F会議室横廊下
494	ミーティングテーブル	コケ WT-110P1B ホート型	健診準備室
495	ロビー用チェア	コケ CN-30BGNN	健診準備室
496	ロビー用チェア	コケ CN-30BGNN	健診準備室
497	器具戸棚	クガネ JC-GU109HG	健診準備室
498	子ども用椅子	園児イス ひかりのくに	健診準備室
499	子ども用椅子	園児イス ひかりのくに	健診準備室
500	子ども用椅子	園児イス ひかりのくに	健診準備室

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
501	洗濯機	日立 BW-8JV	健診準備室
502	回転イス	クワネ JC-RE110F	診察室①
503	診察机	コク HP-DDL149LF11N	診察室①
504	診察用ベッド	コク HP-D4S	診察室①
505	ワゴン	コク SD-FR46C3P81P1MNN	診察室②
506	回転イス	クワネ JC-RE110F	診察室②
507	回転イス	コク HP-CK3DN-V 患者用	診察室②
508	回転イス	コク HP-CK3DN-V 患者用	診察室②
509	診察机	コク HP-DDL149LF11N	診察室②
510	おむつ交換台	日医 KC-3	授乳室
511	おむつ交換台	日医 KC-3	授乳室
512	ベビーベッド	日医 KC-011	授乳室
513	授乳イス用テーブル	コク HP-JT1	授乳室
514	授乳イス用テーブル	コク HP-JC20	授乳室
515	授乳用イス	コク HP-JC10	授乳室
516	テレビ	日立 L42-XV02	談話コーナー
517	テレビ台	日立 TB-PSS4272	談話コーナー
518	一般用書棚	本棚	談話コーナー
519	ミーティングテーブル	コク KT-S900	3F踊り場
520	案内板	アイリス升セ GAN-315WN	3F階段付近
521	洗濯機	日立 BW-8JV	3F給湯室
522	OA台	ハヤミT Q-4080 VTRスタンド	3F倉庫
523	座卓テーブル		3F倉庫
524	折りたたみイス	CKM845V694	3F倉庫
525	ホワイトボード	コク BB-R736W3PS	3F倉庫301
526	OA台	ハヤミT Q-4080 VTRスタンド	3F倉庫301
527	ミーティングテーブル	コク KT-S900	3F倉庫301
528	テレビ	C29-GR1	3F倉庫302
529	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
530	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
531	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
532	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
533	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
534	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
535	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
536	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
537	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
538	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
539	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
540	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
541	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
542	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
543	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
544	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
545	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
546	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
547	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
548	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
549	スツール	コク CK-750	3F倉庫302
550	スツール	コク CK-750	3F倉庫302

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
551	スツール	コケ CK-750	3F倉庫302
552	スツール	コケ CK-750	3F倉庫302
553	スツール	コケ CK-750	3F倉庫302
554	カラオケ装置	CDV1500	3階倉庫
555	整理棚	新日本造形 253-676 整理・乾燥棚	3階倉庫
556	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
557	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
558	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
559	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
560	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
561	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
562	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
563	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
564	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
565	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
566	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
567	ガーデンチェア	オリバー SCG-5522	3Fテラス
568	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	3Fテラス
569	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	3Fテラス
570	ガーデンテーブル	オリバー SCG-5526・T・K 木製	3Fテラス
571	スツール	コケ CK-750	創作室
572	スツール	コケ CK-750	創作室
573	スツール	コケ CK-750	創作室
574	スツール	コケ CK-750	創作室
575	スツール	コケ CK-750	創作室
576	スツール	コケ CK-750	創作室
577	スツール	コケ CK-750	創作室
578	スツール	コケ CK-750	創作室
579	スツール	コケ CK-750	創作室
580	スツール	コケ CK-750	創作室
581	スツール	コケ CK-750	創作室
582	スツール	コケ CK-750	創作室
583	スツール	コケ CK-750	創作室
584	スツール	コケ CK-750	創作室
585	スツール	コケ CK-750	創作室
586	スツール	コケ CK-750	創作室
587	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室①
588	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室①
589	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室①
590	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室①
591	収納棚	コケ SGK-W1821SN引き違い扉上段	創作室①
592	収納棚	コケ SGK-W1821SN引き違い扉上段	創作室①
593	収納棚	コケ SGU-W1882N石膏像収納タイプ°中段	創作室①
594	収納棚	コケ SGD-W1881Nオープンタイプ°中段	創作室①
595	収納棚	コケ SGD-W1894N大判紙タイプ°下段	創作室①
596	収納棚	コケ SGD-W1881Nオープンタイプ°下段	創作室①
597	ホワイトボード	コケ BB-R736W3PS	創作室②
598	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室②
599	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室②
600	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室②

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規 格	設置場所
601	工作台	オカムラ 9352ZH-x935	創作室②
602	収納棚	コケヨ SGK-W1821SN引き違い扉上段	創作室②
603	収納棚	コケヨ SGK-W1821SN引き違い扉上段	創作室②
604	収納棚	コケヨ SGU-W1882N石膏像収納タイプ 中段	創作室②
605	収納棚	コケヨ SGD-W1881Nオープンタイプ 中段	創作室②
606	収納棚	コケヨ SGD-W1894N大判紙タイプ 下段	創作室②
607	収納棚	コケヨ SGD-W1881Nオープンタイプ 下段	創作室②
608	電気炉	日本メックス YOT-4700	創作室②
609	ガスコンロ	マルテ MD-318 ハイカロリーコンロ	調理室
610	ガスコンロ	マルテ MD-318 ハイカロリーコンロ	調理室
611	ガス炊飯器	パロマ PR-6DSS 10合～33.3合炊き	調理室
612	ガス炊飯器	パロマ PR-6DSS 10合～33.3合炊き	調理室
613	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
614	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
615	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
616	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
617	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
618	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
619	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
620	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
621	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
622	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
623	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
624	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
625	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
626	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
627	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
628	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
629	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
630	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
631	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
632	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
633	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
634	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
635	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
636	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
637	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
638	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
639	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
640	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
641	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
642	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
643	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
644	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
645	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
646	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
647	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
648	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
649	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室
650	スタッキングチェア	コケヨ CK-M890 ビニール	調理室

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
651	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
652	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
653	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
654	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
655	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
656	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
657	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
658	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
659	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
660	スタッキングチェア	コケ CK-M890 ビニール	調理室
661	ホワイトボード	コケ BB-R736W3PS	調理室
662	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	調理室
663	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
664	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
665	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
666	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
667	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
668	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
669	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
670	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
671	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
672	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
673	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
674	ミーティングテーブル	ケス TB9328-MU	調理室
675	書棚	フジマック ソリッドタイプ CSU44546S シェルフ	調理室
676	書棚	フジマック ソリッドタイプ CSU44546S シェルフ	調理室
677	書棚	フジマック ソリッドタイプ CSU44546S シェルフ	調理室
678	書棚	フジマック ソリッドタイプ CSU44546S シェルフ	調理室
679	食器戸棚	ライオン LSC-HL12-H	調理室
680	食器戸棚	ライオン LSC-HL12-H	調理室
681	食器戸棚	ライオン LSC-HL12-H	調理室
682	食器戸棚	ライオン LSC-HL41-H	調理室
683	食器戸棚	ライオン LSC-HL41-H	調理室
684	食器戸棚	ライオン LSC-HL41-H	調理室
685	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
686	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
687	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
688	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
689	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
690	調理台	ニオNKS-4BS・2100W(2000W)×900D×800H(生徒用)	調理室
691	調理台	ニオSBKS-3WE・2100W×900D×800H(電動昇降式)	調理室
692	電気炊飯器	日立 RZ-HD10J	調理室
693	電気炊飯器	日立 RZ-HD10J	調理室
694	電子レンジ	日立 MRO-CF6	調理室
695	電子レンジ	日立 MRO-CF6	調理室
696	配膳ワゴン	キャンプロ BC331KD サービスカート	調理室
697	物品キャビネット	オリバー Skk-882	調理室
698	冷蔵庫	日立 R-S31XMV	調理室
699	冷蔵庫	日立 R-S31XMV	調理室
700	ミーティングテーブル	コケ KT-S900	調理実習室

城島保健福祉センター 貸与備品リスト

NO.	備品名	規格	設置場所
701	ミーティングテーブル	コクヨ KT-PS900 パネル付	調理実習室
702	案内板	アイリス铂セ GAN-315WN	調理実習室
703	ガスオーブン	RCK-20AS2	ボランティア室
704	ガステーブル	マルゼン RGT-1274B	ボランティア室
705	シンク	マルゼン 1500×750×850 ソイドシンク	ボランティア室
706	食器戸棚	タニコー TX-CB-150AG ガラス戸式	ボランティア室
707	食器戸棚	タニコー TX-CB-180AG ガラス戸式	ボランティア室
708	調理台	マルゼン 900×600×850	ボランティア室
709	調理台	マルゼン 900×600×850	ボランティア室
710	配膳ワゴン	キャンプロ BC331KD サービスカート	ボランティア室
711	座卓テーブル		ボランティア和室
712	テレビ	パナソニック TH-42PX20	和室①
713	マイク	DM-70	和室①
714	マイク	DM-70	和室①
715	座卓テーブル		和室②
716	座卓テーブル		和室②
717	座卓テーブル		和室②
718	座卓テーブル		和室②
719	座卓テーブル	ライオンLSB-1849	和室②
720	座卓テーブル	ライオンLSB-1851	和室②
721	座卓テーブル	ライオンLSB-1853	和室②
722	アンプ	WX281C ポータブル型	和室③
723	テレビ	パナソニック TH-L32X33-K	和室③
724	マイクロホン	TOA WM-1220 ワイヤレス	和室③
725	座卓テーブル	ライオンLSB-1846	和室③
726	座卓テーブル	ライオンLSB-1847	和室③
727	座卓テーブル	ライオンLSB-1848	和室③
728	座卓テーブル	ライオンLSB-1850	和室③
729	座卓テーブル	ライオンLSB-1852	和室③
730	座卓テーブル	ライオンLSB-1854	和室③
731	折りたたみイス	CKM845V694	和室③

消耗品リスト(調理実習室)

No.	種 別	品 名	仕 様	数量
1	調理台用器具	まな板	中	14
2	"	包丁		21
3	"	計量カップ		7
4	"	計量スプーン		7
5	"	ミトン		7
6	"	耐熱手袋		7
7	"	ステンレスフライ返し		7
8	"	お玉		14
9	"	穴あきお玉		7
10	"	みそこし		7
11	"	みそこしすりこぎ		7
12	"	はさみ		7
13	"	ピーラー		7
14	"	スライサー		7
15	"	おろし金		7
16	"	ミートハンマー		7
17	"	泡立て器		7
18	"	ステンレストング		7
19	"	しゃもじ		7
20	"	木ベラ		7
21	"	さいばし		14
22	"	ボール	大	7
23	"	ボール	中	14
24	"	ボール	小	7
25	"	特大ボール		7
26	"	ザル	中	7
27	"	ザル	小	7
28	"	ステンレス両手鍋		3
29	"	アルミ両手鍋	中	3
30	"	アルミ両手鍋	大	6
31	"	雪平鍋	両手	7
32	"	雪平鍋	片手	7
33	"	中華鍋		6
34	"	フライパン		7
35	"	テフロンフライパン		7
36	"	フライパンふた		7
37	"	玉子焼器		7
38	"	フタ付アルミ片手小鍋		6
39	"	フタ付中型ズンドウ		6
40	"	アルミフタなし両手鍋	大	5
41	"	アルミ特大両手鍋フタ有		1
42	"	ステンレス両手鍋	IH用、大	1
43	"	ステンレス両手鍋	IH用、中	1
44	"	フタ付中型ズンドウ	IH用	1
45	"	ステンレス片手鍋フタ付	IH用	1
46	"	ステンレス片手鍋フタなし	IH用	1
47	"	雪平鍋両手鍋	IH用	1
48	"	すり鉢		7
49	"	すりこぎ		7
50	"	角盆	小	7

消耗品リスト(調理実習室)

No.	種 別	品 名	仕 様	数量
51	"	角盆	大	7
52	"	丸盆		3
53	"	楕円盆		3
54	"	急須	大	6
55	"	急須	小	1
56	"	茶筒		6
57	"	電気ポット		7
58	"	湯呑		49
59	"	湯呑	57と柄違い	8
60	"	茶托		20
61	"	やかん	大	3
62	"	やかん	小	2
63	"	蒸器	セイロ	7
64	"	蒸器	金属	2
65	"	新テフロンフライパン		2
66	"	特大ザル		2
67	"	特大ズンドウ		2
68	"	特大ズンドウ	中	1
69	"	まな板	特大	7
70	収納棚	アルマイト角		14
71	"	角バット		14
72	"	ケーキバット	10インチ	7
73	"	ケーキバット	8インチ	7
74	"	天ぷらトレイ		3
75	"	トレイ用アミ	大	7
76	"	トレイ用アミ	小	3
77	"	落し蓋		7
78	"	寒天流し器		7
79	"	ハンドミキサー		3
80	"	プリン型		50
81	"	ミキサー		7
82	"	シフォン型		3
83	"	スクエアケーキ型		6
84	"	パウンドケーキ型		7
85	"	フードプロセッサー		1
86	"	デコレーション型		7
87	"	裏ごし器		7
88	"	デジタルはかり		5
89	"	デジタルはかり	使用不可	2
90	"	デジタルはかり	微量用(電池切れ)	1
91	"	はかり	中	3
92	"	はかり	小	1
93	"	計量カップ	大	3
94	"	計量カップ	小	6
95	"	子ども用包丁		21
96	"	お好み焼きヘラ		7
97	"	漏斗	大 金属	2
98	"	漏斗	大 プラスチック	6
99	"	オイルポット		1
100	"	砂糖入れ		1

消耗品リスト(調理実習室)

No.	種 別	品 名	仕 様	数量
101	〃	塩入れ		1
102	〃	しょう油さし		7
103	〃	楊枝入れ		2
104	〃	茶こし		7
105	〃	砥石		2
106	〃	ゴムベラ	大	7
107	〃	ゴムベラ	小	6
108	〃	ゴムベラ	黒	1
109	〃	巻きす		14
110	〃	パレット		7
111	〃	スケッパー	金属	7
112	〃	スケッパー	プラスチック	1
113	〃	料理刷毛		3
114	〃	プラスチックトング		6
115	〃	すしおけ		7
116	〃	竹ざる		7
117	〃	木しゃもじ		7
118	〃	しゃもじ	大	3
119	〃	麺棒		7
120	〃	麺棒	パン用	8
121	〃	のべ棒	大	1
122	〃	のべ棒	小	1
123	〃	米カップ		5
124	和食器	焼き物		50
125	〃	小鉢		48
126	〃	茶碗むし		50
127	〃	フタ付汁碗	フタ・黒	4
128	〃	フタ付汁碗	碗・黒	5
129	〃	フタ付汁碗	フタ・茶	5
130	〃	フタ付汁碗	碗・茶	5
131	〃	フタ付汁碗	フタ・朱	5
132	〃	フタ付汁碗	碗・朱	5
133	〃	フタ付汁碗	フタ・赤	5
134	〃	フタ付汁碗	碗・赤	3
135	〃	小皿	小	48
136	〃	皿		46
137	〃	御飯茶碗		48
138	〃	角小鉢		49
139	〃	丼茶碗		50
140	〃	汁碗		47
141	〃	汁碗	123と柄違い	8
142	〃	箸	木	189
143	〃	箸	ぬり箸	26
144	洋食器	ケーキ皿		49
145	〃	スープ皿		50
146	〃	皿	大	50
147	〃	皿	中	49
148	〃	デザート皿		50
149	〃	フルーツ皿		50
150	〃	パン皿		50

消耗品リスト(調理実習室)

No.	種 別	品 名	仕 様	数量
151	〃	ボール	17.5	18
152	〃	ボール	中	19
153	〃	シリアルボール皿		50
154	〃	グラタン皿		50
155	〃	フィンガーボール		4
156	〃	ステンレスボール	小	14
157	〃	コーヒーカップ		51
158	〃	コーヒーソーサー		53
159	〃	タンブラー		48
160	〃	スプーン		50
161	〃	スプーン(姫)	小	36
162	〃	カレースプーン		49
163	〃	フォーク		50
164	〃	フォーク(姫)	小	43
165	〃	ナイフ		50
166	〃	レモン絞り器		1
167	〃	調理用温度計		7
168	〃	〃	デジタル(電池切れ)	1
169	〃	パン切包丁		2
170	〃	古いお玉		4
171	〃	キッチンタイマー	(電池切れ)	2
172	〃	くだものナイフ		1
173	〃	レードル		5
174	〃	マッシャー		3
175	〃	卵切り器		3
176	〃	なべしき		2
177	〃	せん抜き		3
178	〃	カン切り		3
179	〃	電気オーブンレンジ		2
180	〃	炊飯器		2
181	〃	食器乾燥機		1
182	〃	大型ガスコンロ		2
183	〃	大型ガス炊飯器		2

# 久留米市城島保健福祉センター

## 別紙 3 リスク分担表

久留米市城島保健福祉センター指定管理者リスク分担表

リスクの種類	内 容	リスク負担者	
		市	指定管理者
法令の変更	施設の管理運営に著しく影響を及ぼす法令変更	※ 1	
	上記以外の法令変更		○
税制度の変更	施設の管理運営に著しく影響を及ぼす税制変更	協議により定める	
	上記以外の税制変更		○
物価	物価変動による人件費、物品費等経費の増	※ 2	○
金利	金利の変動による経費の増		○
改修整備	工事期間において、指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更	協議により定める	
施設・設備・物品等の 損傷	経年劣化で小規模のもの		○
	経年劣化で上記以外のもの	○	
	指定管理者の管理上の瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・物品等の損傷		○
	第三者の行為から生じた小規模のもので相手方が特定できないもの		○
	第三者の行為から生じた上記以外のもので相手方が特定できないもの	○	
不可抗力	不可抗力による業務の変更、中止又は延期	※ 3	
需要変動	当初の需要見込みと異なる市場状況		○
施設競合	競合施設による利用者減及び収入減		○
個人情報の保護	指定管理者の責めに帰すべき事由により情報が漏洩し又はこれに伴い犯罪が発生		○
債務不履行	市が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務及び協定内容を不履行		○
損害賠償	管理運営上における事故	※ 4	
セキュリティ	警備不備による犯罪発生等		○
周辺地域・住民への対応	地域との協調		○
	指定管理業務の内容に対する住民及び利用者からの苦情、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の事項	○	
事業終了時	指定期間の終了又は期間中途における業務の廃止に伴う原状回復に係る費用		○

※ 1 指定管理者が行う運営業務に影響を及ぼす変更（法令の変更）

- ・施設の管理運営行為そのものに影響を及ぼすものは、市がそのリスクを負うこととします。
- ・管理運営に必要とされる許認可等を必要とする場合のリスクは、指定管理者が負うものとします。

※2 著しい物価変動への対応

- ・著しい物価変動が発生した場合は、高騰した経費の負担等について市と指定管理者で協議します。

※3 不可抗力への対応

- ・不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、落雷、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、暴動、感染症の流行等の市又は指定管理者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な現象をいいます。なお、施設利用者数の増減は、不可抗力に含みません。
- ・不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとします。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとします。
- ・建物や設備が復旧困難な被害を受けた場合は、協定を解除します。
- ・復旧可能な場合は、その復旧に要する経費等の負担は、市と指定管理者で協議します。
- ・避難所等として使用した場合において、新たに発生した経費等の負担については、市と指定管理者で協議します。

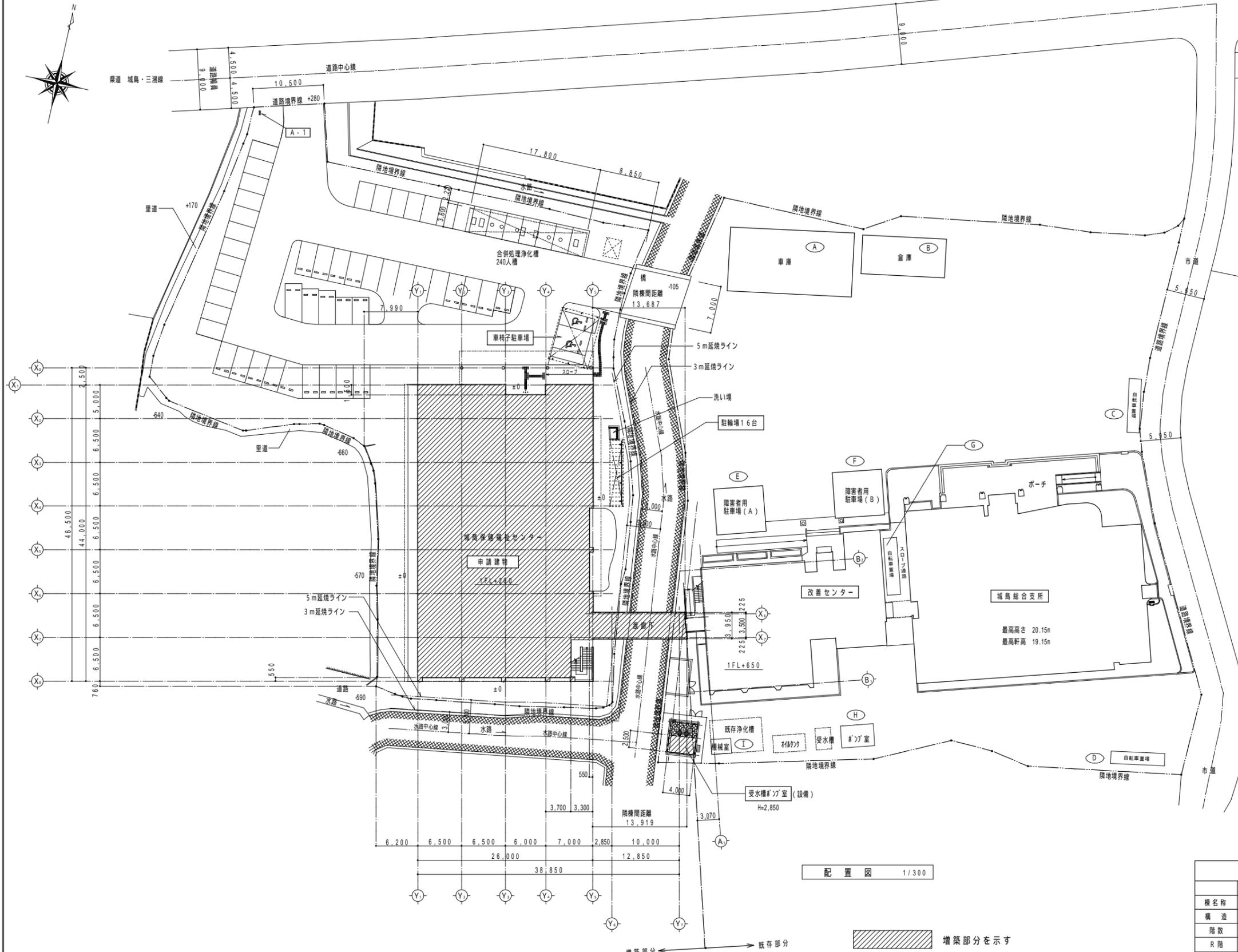
※4 管理運営上における事故

- ・指定管理者の管理運営上の瑕疵による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害についてのリスクは、指定管理者が負うこととします。
- ・基幹的な施設、機器等の不備による事故及び臨時休館等に伴う利用団体への損害について、その主たる原因が、指定管理者の施設管理上の瑕疵がない場合は、そのリスクは市が負うこととなります。

# 久留米市城島保健福祉センター

## 別紙4 平面図

付近見取図



配置図 1/300

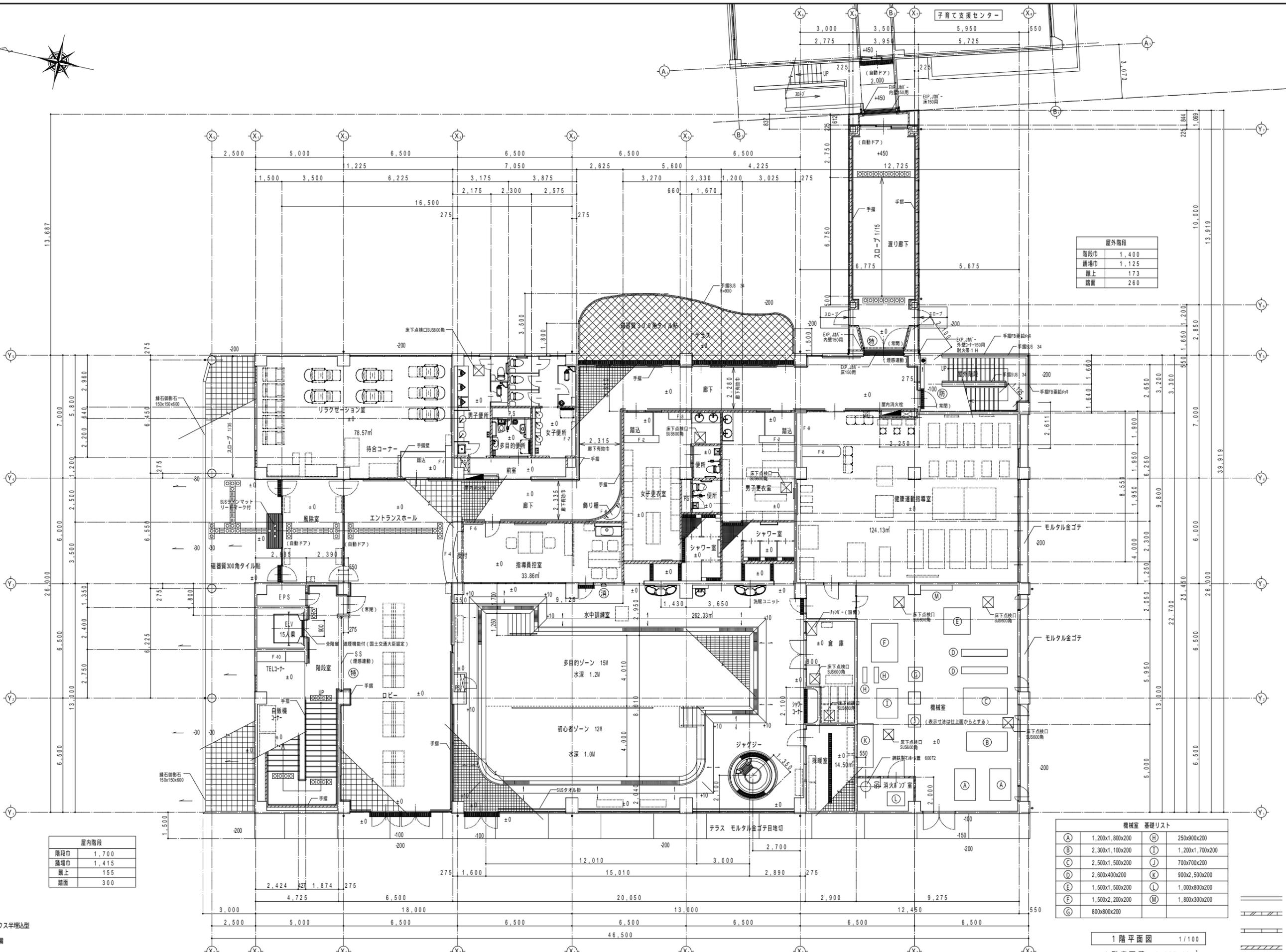
増築部分を示す

符号	機名称	構造	1 F	2 F	合計	建築面積
A	車庫	S造	172.96	60.16	233.12	172.96
B	倉庫	S造	71.92		71.92	71.92
C	駐輪場	S造	13.12		13.12	13.12
D	駐輪場	S造	13.12		13.12	13.12
E	身障者用駐輪場	S造	49.98		49.98	49.98
F	身障者用駐輪場	S造	49.98		49.98	49.98
G	駐輪場	S造	16.38		16.38	16.38
H	ポンプ室	R C造	15.51		15.51	15.51
I	機械室	R C造	6.49		6.49	6.49
			409.46	60.16	469.62	409.46

機名称	増築部分		既存部分		総合計
	保健福祉センター	改善センター	城島総合支所	小計	
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造		
階数					
R階			105.56	105.56	105.56
4階			732.63	732.63	732.63
3階	836.50		795.10	795.10	1,631.60
2階	1,004.41	413.01	736.89	1,149.90	2,154.31
1階	1,155.48	427.78	814.33	1,242.11	2,397.59
延べ面積	2,996.39	840.79	3,184.51	4,025.30	7,021.69
建築面積	1,333.40	470.08	978.36	1,448.44	2,781.84



既存部分  
増築部分



階段巾	1,400
踊上巾	1,125
踊上	173
踏面	260

階段巾	1,700
踊上巾	1,415
踊上	155
踏面	300

(A)	1,200x1,800x200	(H)	250x900x200
(B)	2,300x1,100x200	(I)	1,200x1,700x200
(C)	2,500x1,500x200	(J)	700x700x200
(D)	2,600x400x200	(K)	900x2,500x200
(E)	1,500x1,500x200	(L)	1,000x800x200
(F)	1,500x2,200x200	(M)	1,800x300x200
(G)	800x800x200		

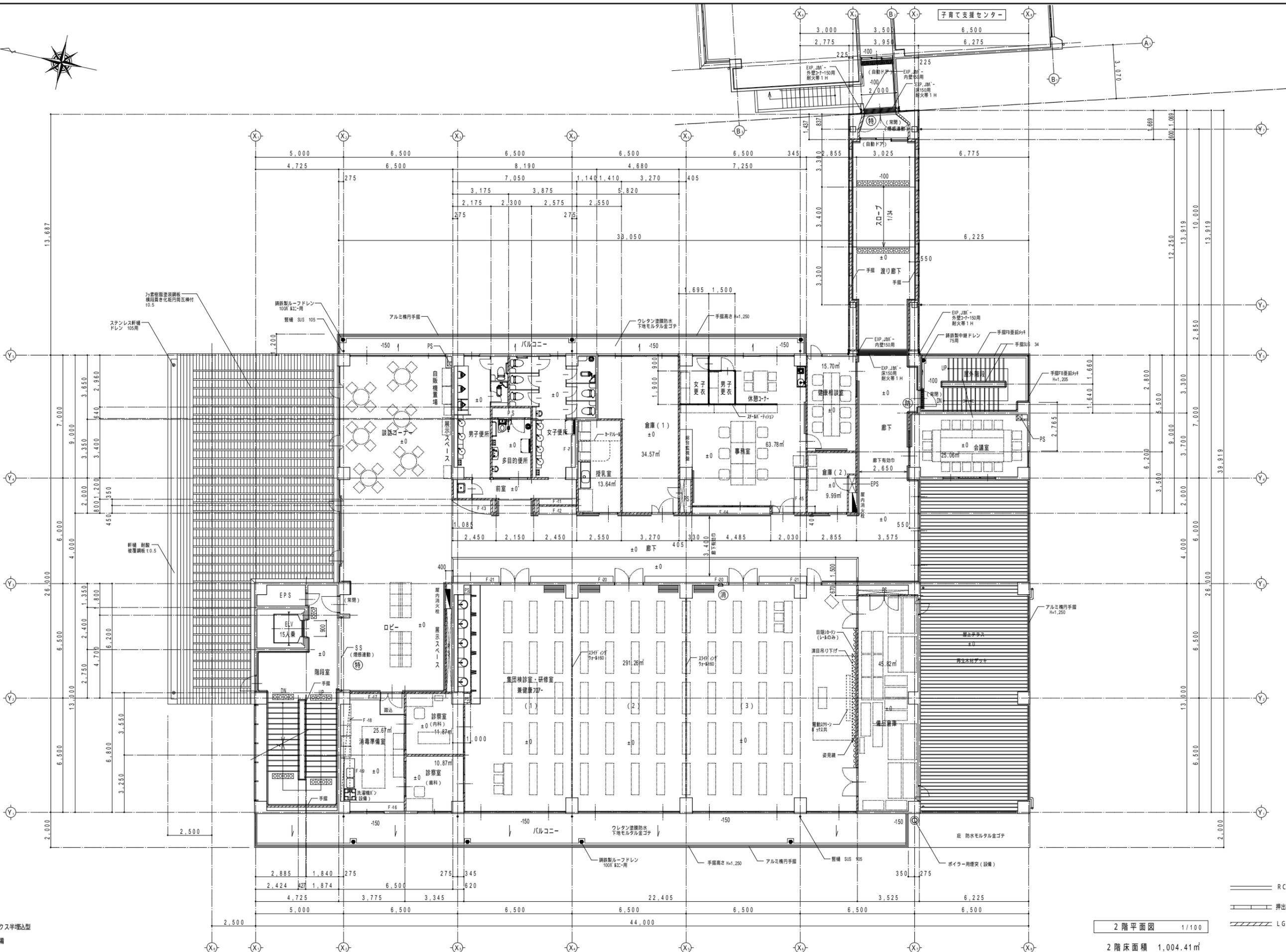
- RC壁を示す
- ALC壁t100を示す
- 押出成形パネルt60を示す
- LGS壁を示す

1階平面図 1/100  
1階床面積 1,155.48㎡

- (消) 消火器ボックス半埋込型
- (特) 特定防火設備
- (防) 防火設備



既存部分  
増築部分



2階平面図 1/100  
2階床面積 1,004.41㎡

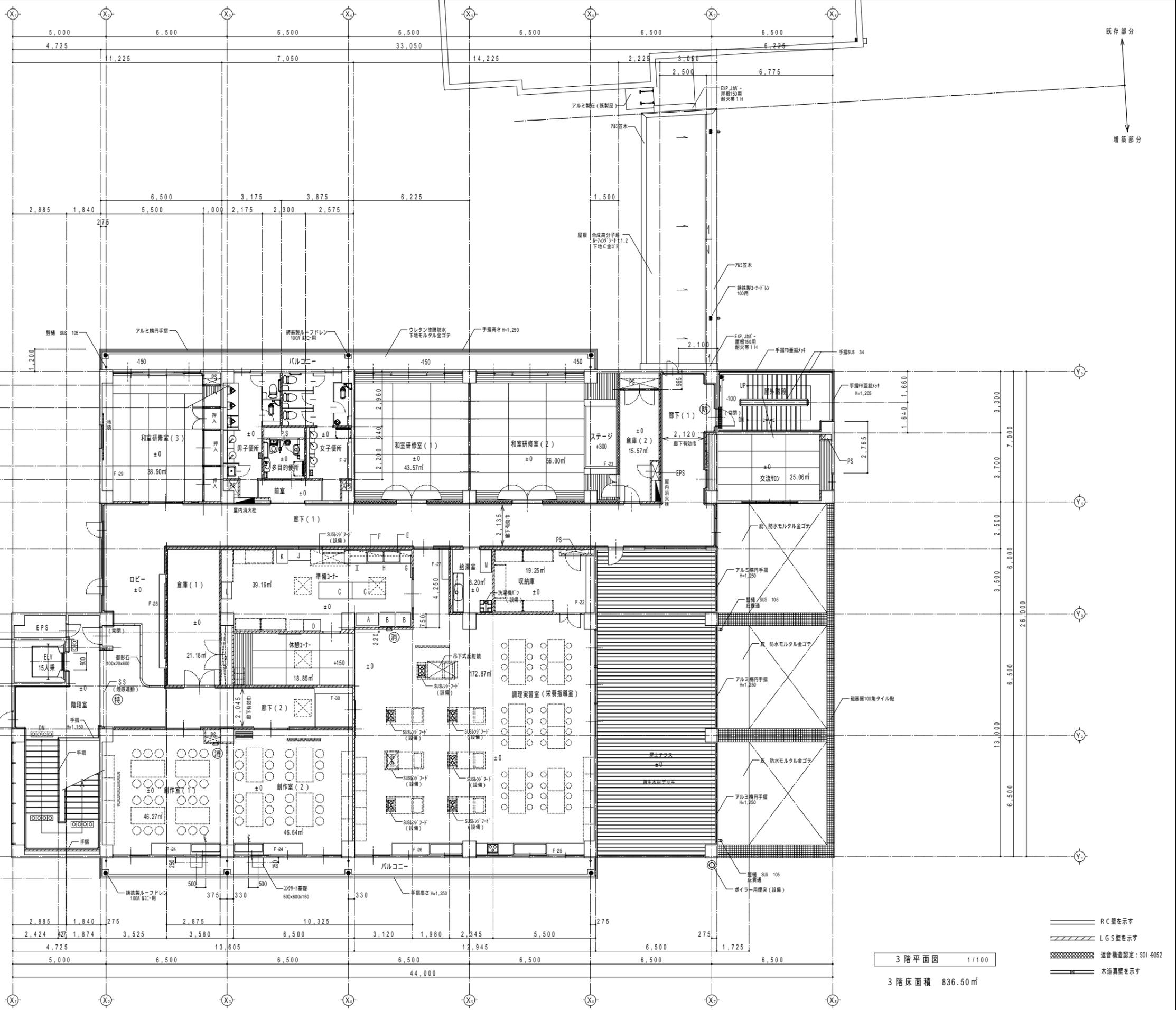
- (消) 消火器ボックス半埋込型
- (特) 特定防火設備
- (防) 防火設備

記 月 日 事	久留米市役所都市建設部建築課	工事名称 城島保健福祉センター他建設工事	設計年月日 H19.06	設計番号
		図面名称 2階平面図	縮尺 1/100	図面番号 A-11



移設品リスト						
名称	種	奥行	高さ	数量	工事種別	設備配管等
A 冷蔵庫	1,200	670	1,880	1		有り
B 配膳車	750	800	1,100	2		
C 収納付テーブル	1,800	900	800	2		
D ラック	900	600	1,660	1		
E 吊戸棚	1,500	350	600	1	建築工事	
F 吊戸棚	1,800	350	600	1	建築工事	
G 台	600	760	835	1		
H シンク付台	1,800	760	835	1		有り
I 台	1,200	760	835	1		
J 台	1,200	600	640	1		
K 台	600	750	800	1		
L 食器消毒保管庫	940	550	1,900	1		有り
M 食器棚	1,200	600	1,780	1		

・移設品は城島町廻りの家厨房からの移設とする。  
 ・特記無き限り移設費は別途工事とする。  
 ・設備配管等が必要な物については設備工事に含む。



- ☑ 消火器ボックス半埋込型
- ☑ 特定防火設備
- ☑ 防火設備

- RC壁を示す
- //// LGS壁を示す
- 通音構造指定：S01-4052
- 木造真壁を示す

3階床面積 836.50㎡

# 久留米市城島保健福祉センター

## 別紙5 主な事業実施状況

## 城島保健福祉センター 主な公用利用（令和6年度予定）

定期的に実施している事業一覧です。市が実施する事業は減免対象となります。

事業の変更、実施場所の変更により、内容や回数は変動する可能性があります。

### ●母子保健事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	離乳食【はじめてクラス】	6月、9月、11月、 12月、1月、3月	6回	5時間	健康フロア③ 調理実習室
2	ママパパきもち楽々相談	5月、11月	2回	5時間	健康フロア③ 会議室
3	親子のびのび教室	4月、6月、8月、 10月、12月、2月	6回	4時間	健康フロア②③
4	1歳6ヶ月児健診（集団）	5月、8月、11月、 2月	4回	5時間	健康フロア①②③
5	3歳健診（集団）	6月、9月、12月、 3月	4回	5時間	健康フロア①②③

### ●健康増進事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	集団けんしん	6月～11月	7回	6時間	健康フロア①②③ 和室
2	健診事後説明会	6月～翌年1月	6回	8時間	調理実習室

### ●介護予防事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	ステップ運動教室	6月～10月	17回	3時間	健康フロア①②
2	リズムで座ってストレッチ	10月～2月	9回	3時間	健康フロア①②
3	認知症予防講座	11月 (年度によって異なる)	4回	2時間	健康フロア①②③

### ●その他の事業

NO	事業（教室）名	実施時期	実施回数	実施時間	場所
1	老人憩の家としての利用	通年	平日毎日	8時間	交流サロン
2	高齢者サロン	通年	月2回	7時間	和室
3	就労相談	通年	年6回	4時間	会議室

## 城島保健福祉センターにおける健康づくり事業の実施状況（令和5年度）

### ●啓発事業

NO	事業（教室）名	内容	参加料金	時間	回数
1	健康フェスタ	城島保健福祉センターのPRイベント。施設無料開放、各種教室や体験会などを実施。年に1回開催。	無料	6時間	年1回
2	キッズフェスタ	子ども・子育て世代向けの施設PRイベント。施設無料開放、各種教室や体験会などを実施。年に1回開催。	無料	6時間	年1回

### ●企画事業

NO	事業（教室）名	内容	参加料金	時間	回数
1	無料運動教室	運動への動機付け支援（毎日実施）	無料	30分	1日3回
2	無料運動教室（プール）	運動への動機付け支援（毎日実施）	無料	30分	1日3回
3	小学生運動教室	小学生を対象とした教室。	無料	1時間	月2回
4	筋力向上運動教室	全10回/年4期/対象50歳以上	有料	1時間	93回
5	料理教室	単発開催（内容は異なる）/18歳以上対象	有料	4時間	年8回
6	料理教室(肥満予防)	18歳以上対象	有料	4時間	年1回
7	料理教室	単発開催（内容は異なる）/小学生以上対象	有料	4時間	年2回
8	夏休み親子料理教室	夏休み/親子対象	有料	4時間	年1回

### ●自主事業

NO	事業（教室）名	内容	参加料金	時間	回数
1	ステップ運動教室	10回コース/年4期	コース料金	1時間	38回
2	ヨガ	10回コース/年4期	コース料金	1時間	37回
3	ヨガ	10回コース/年4期	コース料金	1時間	40回
4	ヨガ	10回コース/年4期	コース料金	1時間	40回
5	ピラティス	10回コース/年4期	コース料金	1時間	39回
6	ピラティス	10回コース/年4期	コース料金	1時間	40回
7	ザ・サーキット	10回コース/年4期	コース料金	1時間	39回
8	太極舞	10回コース	コース料金	1時間	25回
9	フラダンス	月3回/月謝教室	月謝	1時間	36回
10	エアロビクス	単発開催	1回料金	1時間	25回
11	ZUMBA	単発開催	1回料金	1時間	10回
12	書道教室	小学生対象	月謝	1時間	47回
13	子供英会話	小学生対象	月謝	1時間	44回
14	そろばん教室	小学生対象	月謝	1時間	40回
15	キッズ体操教室	小学生以下対象	月謝	1時間	31回
16	子供ダンス教室	小学生以上対象	月謝	1時間	36回